第三期

(一九七四) 年まで昭和二七 (一九五二) 年四月二八日から昭和四九

(一) 宗教法人化関係

【一七三】宗教法人「靖国神社」設立公告 8月1日 (昭和27年

宗教法人「靖國神社」設立公告

社」を設立することになりましたので、同法附則第五項の規定 により、同法第十二號第三項の規定に從つて公告します。 このたび、左記の通り宗教法人法による宗教法人「靖國

昭和二十七年八月一日

宗教法人「靖國神社」 主管者 筑 波

藤 麿

東京都千代田區九段三丁目六番地

靖國神社社憲

修し、祭神の遺族・崇敬者を敎導し、御社運の隆昌を計り、以し、祭神の御神德を体し、清明を以てその任に當り、祭祀を厳 者は、その任の輕重、職域の如何を問はず、深く本神社を信奉 九日創立せられた神社である。いやしくも本神社に職を奉ずる を奉慰し、その御名を万代に顯彰するため、明治二年六月二十 たる人々を奉齋し、永くその祭祀を齋行して、その「みたま」 本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永六年以降國事に殉ぜられ て万世にゆるぎなき太平の基を開き、本神社御創立のよつて立 文

第一章 總 則

つ安國の理想の實現に一意邁進しなければならない。

第 一 條 本神社は靖國神社と稱する。

の神德を弘め、その理想を祭神の遺族・崇敬者及び一般に宣第 二 條 本神社は御創立の精神に基き、祭祀を執行し、祭神 開き、以て理想の實現に寄與するを以て根幹の目的とする。 揚普及し、社運の隆昌を計り、万世にゆるぎなき太平の基を

定める。

第二章 祭 祀

類とする。 三 條 本神社に於て行ふ祭祀を分ちて、恒例及び臨時の二

2 臨時の祭に關しては時に臨みて定める。 (恒例祭)

四條 新 年 本神社の主たる恒例祭は左の通とする。 祭 月 日

第

達第五九号) 【一七四】靖国神社社憲(昭和27年9月30日靖国神社

靖逹第五十九號

「靖國神社社憲」を左の通り定める。 昭和二十七年九月三十日

靖國神社宮司 筑 波 藤 麿

(靖國神社達 第五十九号 (昭和二十七年九月三十日)

月明

次 治

祭 祭

秋季例大祭

み

たま

祭

御創立記念日祭 天皇御誕辰奉祝祭

自至自 至自 七六六四四四

月二十三日

春季例大祭

第 五條 夕朝 御御 饌饌 祭 祭

とする。 本神社に於て行ふ式を分ちて、恒例及び臨時の二類 全 每月一日·十五日·十八 日 日 日

第六條 本神社の恒例式は左の通りとする。 2 臨時の式に關しては時に臨みて定める。 明治天皇桃山陵遙拜式 大 祓 式 大正天皇多摩陵遙拜式 神宮神嘗祭遙拜式 孝明天皇後月輪東山陵遙拜式 十二月三十一日 十二月三十一日 十二月三十一日 七 月 三十日

第三章 職員 第 七 條 祭祀執行に關する細部に關しては、別に規程を以て大 祓 式

第一節 神職

八 條 本神社に左の神職を置く。 五四三二宮主禰權宮 掌典宜司司 若 若 若 干干干 人人人人人

第

159

司

總代會の同意を得て定める。 九 條 宮司は宮司推薦委員會の推薦した者につき、 崇敬者

第十条 宮司は祭祀に奉仕し、社務を總理し、本神社を代表 宗教法人靖國神社の代表役員となる。

彰・懲戒を行ふ。 2 宮司は規程を布逹し、職員の定數を定めその進退及び表

第十一條 權宮司は崇敬者總代會の同意を得て、宮司が任命す

2 權宮司は宮司を佐けて祭祀に奉仕し、社務を整理する。

しきに亘って職務を行ふことができないときは、權宮司を以第十二條 宮司が欠けたとき、又は病氣その他の事由により久 に充てる。 て代理者とし、權宮司事故ある時は上席の禰宜を以て代理者

(禰 宜)

第十三條 禰宜は宮司・權宮司の命を受けて祭祀に奉仕し、 務を分掌する。 社

第十四條 主典は上職の命を受けて祭祀に奉仕し、社務を分掌

し又は社務に從事する。 (宮 掌)

第一五條 宮掌は上職の命を受けて祭祀に奉仕し、社務に從事 する。

(仕 女)

第十六條 神職の補助として、仕女を置くことができる。 2 仕女は上職の命を受けて神樂に奉仕し、社務に從事する。

第十七條 神職として必要な資格に關しては、別に規程を以て 定める。

第二節 事務職員

第十八條 務職員を置く。 本神社には神職の外、事務を處理するために左の事

技事主 術務 員員事 若若若干干干 人人人

第十九條 事する。 主事は上職の命を受けて社務を分掌し又は社務に從

第二十條 事務員・技術員は上職の命を受けて社務に從事する。

> 第二十一條 員を置くことができる。 必要に應じて、 第十八條に規定するもの以外の職

第四章 宮司推薦委員會

(宮司推薦委員會)

第二十二條 宮司推薦委員會は左に掲げる者を以て組織する。 權宮司及び禰宜の職にある者

二 宗教法人靖國神社規則(以下「規則」といふ)によ る責任役員の中、前號に該當する者以外から一人 崇敬者總代の中から一人

第五章 崇敬者及び崇敬者總代

第二十三條 本神社を信奉する祭神の遺族、その他の崇敬者を 以て、本神社の崇敬者とする。

(崇敬者總代)

第二十四條 本神社に崇敬者總代(以下「總代」といふ)十名 を置く。

第二十五條 總代は本神社の崇敬者で德望の篤いものにつき、 宮司が委囑する。

2 總代の任期は規則による總代の任期とする。

第六章 財

財

し、いやしくも之を他の目的に使用し又は濫用してはならな第二十六條 本神社の財産はすべて本神社の目的のために使用

第二十七條 營する。 本神社の財産は規則の定めるところにより之を運

部

第二十八條 本神社には社務を處理するため所要の部課を置く 2 部課の構成及びその分掌事務に關しては、 て定める。 別に規程を以

第八章 則

第二十九條 本社憲施行に必要な細部に關しては、 別に規程を

以て定める。

とが出來ない。 第三十條 本社憲は總代の同意を得なければ、之を變更するこ

1 施行する。 本社憲は本神社が宗教法人として設立の登記をした日

2 本社憲施行の際、現に職員の職にある者は本社憲による職 員とみなす。

よる總代とみなし、本社憲施行の際、 その任期は本社憲施行の日より起算する。 現に崇敬者總代の職にある者は本社憲に

3

〔編者注:この文書は、 その後の改正を反映したものではな

درا

30日靖国神社達第六〇号) 【一七五】宗教法人「靖国 [神社規則] (昭和27年9月

「靖國神社規則」を左の通り定める。 昭和二十七年九月三十日

靖國神社宮司 筑 波

> 藤 麿

4

婦昭 國和

宗教法人「靖國神社規則」 神社達第六十号

第一章

則

國神社」といふ。第一條本神社 (事務所の所在地) 一 條 本神社は宗教法人法による宗教法人であつて、 婧

京都千代田区九段三丁目六番地に置き、これを「社務所」と第二一條 本宗教法人(以下「法人」といふ)の事務所は、東

第 三 條 本法人は明治天皇の宣らせ給うた「安國」の聖旨に 寄與し、その他本神社の目的を達成するための業務を行ふこ 敬者(以下「崇敬者」といふ)を教化育成し、祉會の福祉に その神德をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇 基き、國事に殉ぜられた人々を奉齋し、神道の祭祀を行ひ、 とを目的とする。

第二章 役員その他の機關

第一節 代表役員及び責任役員

第 代表役員とする。 四 條 本法人には五人の責任役員を置き、そのうち一人を

(資格及び選任)

條代表役員は宮司をもつて充てる。

- 見を聞いて、代表役員が任命する。 代表役員以外の責任役員は、左の各號により總代會の
- 權宮司又はその他の神職の中から一人
- 一 前號によつて責任役員となつた者以外の職員の中

三 本神社崇敬者の中から二人

3

國神社社憲(以下「社憲」といふ)で定める。 宮司その他の職員の資格及び選任は、神社の規程たる靖

第

六條 代表役員の任期は宮司の任期による。

- 2 代表役員以外の責任役員の任期は三年とする。但し再任 をさまたげない。
- 3 補欠に因る代表役員以外の任期は前任者の殘任期間とす
- (代表役員の職務權限) 任者が就任する時まで、なほその職務を行ふものとする。 代表役員及び責任役員は、辭任又は任期滿了後でも、 後
- 七 條 代表役員は本法人を代表し、その事務を總理する。 (責任役員の職務權限)

第

- 第八條 責任役員は役員會を組織し、本法人の事務を決定す
- 2 事務は責任役員の定數の過半數で決し、その議決權は 各々平等とする。

第二節 代務者

(置くべき場合)

第

ればならない。 九 條 左の各號の一に該當するときは、代務者を置かなけ

- 任者を選ぶことが出來ないとき。事由に因つて欠けた場合において、すみやかにその後 代表役員又は責任役員が死亡・辭任・任期滿了等の
- (資格及び選任) 因つて、三月以上その職務を行ふことが出來ないとき。 代表役員又は責任役員が病氣・旅行その他の事由に
- 2 前項の宮司の代理者は、「社憲」で定めるところにより 十 條 代表役員の代務者は、宮司の代理者を以て充てる。
- 3 代表役員以外の責任役員の代務者は、第五條第二項第一 選任する。
- いて、代表役員又はその代務者が任命する。 する。但し前條第二號の場合にありては、本人の意見を聞 については崇敬者の中から代表役員又はその代務者が任命 號・第二號による者については職員より、第三號による者

(職務權限)

第十一條 代務者は代表役員又は責任役員に代つてその職務權 限を行ふ。

第十二條 代務者はその置くべき事由がやんだときは、 の職を退くものとする。

第三節 假代表役員及び假責任役員

第十三條 代表役員は本法人と利益が相反する事項については 2 責任役員はその責任役員と特別の利害關係がある事項に 役員が合議して、假代表役員を互選しなければならない。 代表權を有しない。この場合に於ては、代表役員以外の責任 ら、總代會に於てその議決權を有しない責任役員の員數だ 條第二項第一號・第二號による者については崇敬者の中か け ついては、議決權を有しない。この場合においては、第五)假責任役員を選定しなければならない。

第四節 總代會

第十四條 本法人に總代會を置き、社憲で定める崇敬者總代 (以下「總代」といふ)十名を以て組織する。

第十五條 總代會は隨時代表役員が招集する。

2 總代の過半數の請求があつたときは、總代會を招集しな ければならない。

(選任及び任期)

第十六條 總代は本神社の崇敬者で德望の篤いものにつき、 表役員が委囑する 代

2 總代の任期は三年とする。但し再任をさまたげない。 補欠總代の任期は前任者の殘任期間とする。

4 總代は辭任又は任期滿了後でも、後任者が就任する時ま でなお在任する。

第十七條總代會は本規則で定める事項の外、 ついて役員を佐け、これに協力する。 本神社の運營に

第五節 社務所

(權宮司等の事務掌理)

第十八條 權宮司は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕す る外、代表役員を佐けて事務を整理する。

第十九條 禰宜は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する 外、代表役員の命を受けて事務を分掌する。

第二十條 主典は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕する 外、上職の命を受けて事務を分掌し、又は事務に從事する。 宮掌は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕す

る外、上職の命を受けて事務に從事する。

第二十二條 仕女は社憲で定めるところにより、祭祀に奉仕す る外、上職の命を受けて事務に從事する。

第二十三條 主事は上職の命を受けて事務を分掌し、又は事務

第二十四條 事務員・技術員は上職の命を受けて事務に從事す

第二十五條 宮司・權宮司・禰宜・主典・宮掌・仕女・主事・ 事務員・技術員は社憲で定める職員とする。

2 社憲で定めるところにより、必要に應じて前項以外の職 員を置くことができる。

職員の定數は宮司が定める。

職員を被発しやうとするときは、 なければならない。 權宮司以下の職員の進退は宮司が行ふ。但し懲戒により 總代會の全員の同意を得

第六節 顧問及び囑託

第二十六條 本法人に顧問若干人を置く。

2 顧問は役員會の議決を經て、代表役員がこれを委囑する。 顧問の任期は三年とする。

(任務)

第二十七條 に應ずる。 顧問は本法人の重要事案について代表役員の諮問

第二十八條 ができる。 代表役員は特定事項處理のため、囑託を置くこと

第七節 會計監査員

(選任及び任期)

第二十九條 本法人に會計監査員二人を置く。

2 會計監査員は總代の互選した者につき、代表役員が委囑 する。

3 會計監査員の任期は一年とする。但し再任をさまたげな

(任務)

第三十條 會計監査員は何時にても本法人の會計書類・帳簿を 檢閱し、會計經理の狀況を監査することが出來る。

第三章 財 務

(財産管理の名義)

第三十一條 本法人の財産は、 神社の名義をもつて管理しなけ

ればならない。

第三十二條 財産は基本財産・特殊財産及び普通財産とする。 2 基本財産とは、不動産その他本神社永續の基根となる財 産であつて、左に掲げる財産について設定する。

土地・建物その他の不動産

二 公債・社債その他の有價證券

永遠保存の目的で積み立てた財産

基本財産として指定された寄附金

五四

第四十三條によつて基本財産に編入された財産

生ずる果實並びに一般の收入とする。 普通財産は特殊財産及び基本財産以外の財産、財産から 特殊財産は寳物及び什物について設定する。

4 3

(特殊財産及び基本財産設定及び變更)

第三十三條 基本財産若しくは特殊財産の設定又は變更しやう 同意を得なければならない。 とする時は、役員會の議決を經て、總代會の定數の過半數の

(基本財産の管理)

第三十四條 基本財産たる現金は、普通財産と区別して、確實 な銀行に預け、その他適當に管理しなければならない。 (財産の處分等)

第三十五條 左に掲げる行爲をしやうとするときは、役員會の 係るものである場合は、この限りでない。 要に基くものであり、又はの模樣替が輕微で原形に支障のな ばならない。但し第三號及び第四號に掲げる行爲が緊急の必 議決を經て、總代會の定數の過半數の同意を得て、更に法律 いものである場合、及び第五號に掲げる行爲が一時の期間に で規定するものについては、法律で規定する手續をしなけれ

保に供すること。 不動産又は財産目錄に掲げる寶物を處分し、又は擔

一 當該會計年度內の收入で償還する一時の借入以外の 借入、又は保證すること。

築・除却又は著しい模樣替をすること。 本殿その他重要な境内建物の新築・改築・增築・移

境内地の著しい模樣替をすること。

供すること。 變更し、又はこれらを本神社の宗教目的以外の目的に 本殿その他主要な境内建物若しくは境内地の用途を

(經費の支辨)

第三十六條 本法人の經費は、本神社崇敬者の奉納金・賽錢 財産から生ずる果實その他の收入をもつて充てる。

第三十七條 本法人の會計年度は、每年四月一日に始り、 三月三十一日に終る。

(豫算の編成)

第三十八條 本法人の歳入歳出は、豫算を以て定める。

2 豫算は每會計年度開始の一月前迄に編成し役員會の議決 を經て、總代會に報告する。

(豫算の追加及び更正)

第三十九條 必要があるときは、役員會の議決を經て、 2 前項の場合には、總代會に報告する。 追加又は更正することが出來る。

(特別會計)

第四十條 必要があるときは、役員會の議決を經て、 を設けることが出來る。 特別會計

2 前項の場合には、總代會に報告する。

(豫備金の設定及び使用)

第四十一條 豫算外の支出又は豫算超過の支出に充てるため、 豫備金を設けることが出來る。

2 豫備金を使用する時は、役員會の議決を經なればならな

(出納の完整)

鎖し、出納に關する事務はその閉鎖後一月以內に完整し、會第四十二條 當該會計年度の出納は、その年度終了後一月で閉 計監査員の監査を受けて、總代會に報告するものとする。 (歲計剰余金の處理)

第四十三條 歲計に剩余を生じたときは、これを翌年度に繰越 に編入することができる。 し、また豫備金に編入し、又は役員會の議決を經て基本財産

(財産目錄の作成)

第四十四條 財産目錄は、每會計年度終了後三月以內に、前年 度末現在により作成し、會計監査員の監査を受けて、總代會 に報告する。

補

(代表役員等の責任)

第四十五條 代表役員及び責任役員は、常に法令規則に從い、 本神社の特性・慣習及び伝統を十分に尊重して、本法人の業

務及び事務の適切な運營をはかり、その保護管理する財産に ついては、いやしくもこれを他の目的に使用してはならない。 權限を含むものではない。 當該役員の宗教上の機能に對するいかなる支配權その他の 代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に關する權限は、

第四十六條 本規則を變更しようとするときは、役員會の議決 を經て、總代會の定數の三分の二以上の同意を得、 で定める手續をしなければならない。 (公告の方法) 更に法律

第四十七條 本法人の公告は、機關紙「靖國」に一回掲載し、 及び社務所の掲示板に十五日間掲示して行ふ。

第四十八條 て、代表役員が定める。 本規則の施行上必要な規程は、 役員會の議決を經

第四十九條 規則に定めがない細部のことについては、 の伝統慣習による。 本神社

則

本規則は設立の登記をした日から施行する。

1

從前の規則は廢止する。

3 2

本規則施行當初の代表役員及び責任役員は左の通りとす

責任役員 代表役員 筑 無波 記名藤 麿

仝 右右

소 소

5 代とし、その任期は本規則施行の日より起算する。 規則施行の際、現に崇敬者總代たる者をこの規則による總 本規則施行の際、現に存する舊宗教法人靖國神社の職員 第十四條後段の規定及び第十六條の規定に拘はらず、本

[編者注:この文書は、 その後の改正を反映したものでは

本規則による職員とみなす。

年12月2日 【一七六】憲法調査会第三十八回総会議事録 (昭和 34

(昭和三十四年十二月二日) 内閣総理大臣官邸

時四十分開会

(略)

○高柳会長

関する事項」の調査に入ります。 それでは、 「日本国憲法運用の実際」のうち、 「基本的人権に

して、 教学会の会長であられ、現に常務理事でもあられる方でありま 隆円氏及び東京大学教授岸本英夫氏に御説明を承わることにい お仕事に多年携わられておられる御経験から、社会保障を中心 たします。草葉参考人は、厚生大臣、その他社会保障に関する に、また、岸本参考人は、宗教学の権威であられ、前に日本宗 本日は、参考人としておいでくださいました参議院議員草葉 信教の自由を中心にお話を承わることになつております。

ことができるかと思うのであります。

○高柳会長 (略)

いいたします。 次は、 先ほど御紹介申し上げておきました岸本参考人にお

その新憲法と日本の宗教との間において、どういう問題がおこ 教を研究しておる宗教学者という立場から少し申し述べてみた ようにということです。私は法律のほうは全く素人ですが、宗 つておるか、それにつきまして、私の見るところをお話しする ○岸本参考人 新しい憲法が実際に運用されてみた結果として いと思います。

だけではありませんでした。ことに明治前後からできた新しい て信教の自由を確保したいという関心が異常なまでに昻まつて 宗教問題の事情、そのへんから考えていく必要があるかと思い 心な希望があつたのであります。すなわち、基本的人権にから 宗教に関係のある人々、またキリスト教の関係者から非常に熱 いたのであります。それは一般の基本的人権を説く思想家の間 ます。新憲法ができる前後に、宗教関係者の間には、どうかし んで、信教の自由はどうしても確保しなければいけないという それを考えるのには、まず新らしい憲法が制定されるころの

> の関係にどう反映しているかがわかると思うのであります。 が行われなかつたかを考えて見ると、それが今日の憲法と宗教 由ヲ有ス」とあります。問題は、それが、この言葉通りに必ず 寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自 されていたのであります。旧憲法第二十八条に「日本臣民ハ安 す。旧憲法でも、実は法文の上では、信教の自由は立派に保障 があつたかを先ず考えて見なければならないと思うのでありま 題です。なぜ一部の人々の間に、このような非常に異常な関心 自由は、何人に對してもこれを保障する。」というところの問 希望であります。それは憲法第二十条の一番初めの、「信教 してのそういう要望がおこつたのです。どのような点で、それ しも行われなかつたところにあります。そのために新憲法に際 いろいろの点がありますが、大きくは、三つの点を指摘する

が信教の自由に対する熱烈な要望になつていたのであります。 これからは、そういうことは、あつてはならないのだというの ました。またキリスト教もさまざまな弾圧をうけております。 被害者であります。多くの場合に、不敬罪にひつかけてやられ 十三派の中に属しませんが、大本教とか、人の道教団とかは、 がたくさんあります。天理教は、その著しい例でありましよう。 治の初年にかけてできた宗教を教派神道という名で総称されて つても必ずしも神道ではないのでありますが、徳川幕府から明 す。教派神道、一 宗教、また外国からそのころ入つてきた、キリスト教でありま そのころから日本の中に発生して、新らしく生長しつつあつた 弾圧があつたのであります。これによつて苦しんだのは、当然、 をとつておつたのではないかと思われるほど、いろいろの禁圧、 すと、日本政府は、原則として新しい宗教は成長させない方針 がしじゆう行われておりました。明治以降の宗教史をみてみま ります。しかし、そうした新しい宗教に対しては、禁圧、弾圧 に新しいたくさんの宗教が日本におこつてこようとしたのであ いたのであります-第二の問題は、それとちよつと方面がちがいますが、国家神 その第一は、旧憲法下においても、明治維新前後以降、一般 -神道十三派とも申しまして、教派神道とい ―この中には弾圧の苦しい経験をした宗教

のであります。それは、具体的には、どういうことかと申しま 家の管理のもとにおきました。国家と神社とを結びつけていた もとでは、信教の自由の保障をしながら、一方では、神社を国 道に関連した信教自由の問題でありました。日本の明治憲法の 主要な神社の経済的な監督や補助を国家がし、

の任免に政府の意見が加わり、また神社の崇敬を国民一般の義の任免に政府の意見が加わり、また神社の崇敬を国民一般の意見が加わり、また神社の崇敬を国民一般の義務ということになると、そういう人たちにとつて、民全体の義務ということになると、そういう人たちにとつて、民全体の義務ということになると、そういう人たちにとつて、民全体の義務ということになると、そういう人たちにとつて、民全体の義務ということになると、そういう人たちにとつて、民全体の義務ということになると、そういう人たちにとつて、当然問題がある場合に非常に困ることになつた。そこに起つてきたのであります。

そこで、考えて見なければならないのは、なぜ一方に、旧憲法第二十八条による国民の信教自由の保障があるにもかかわら法第二十八条による国民の信教自由の保障があるにもかかわら、国教であり得たかということであります。もしも、神社神ち、国教であり得たかということであります。それに対して、日本のつかしい問題になつたはずであります。それに対して、日本のからないから、行政的にだけ、これを宗教としては取扱わないという建前をとることにするというのが、当時の解釈だつたということであります。そういう建前によつて、国家神道は、ということであります。そういう建前によって、国家神道は、ということであります。そういう建前によって、国家神道は、ということであります。そういう建前によって、国家神道は、ということであります。そういう建前によって、第二の問題があったのであります。

日曜礼拝のときに先ず教育勅語を捧読しないと礼拝を許さない日曜礼拝のときに先ず教育勅語を捧読しないと礼拝を許さないの態勢になるとますます強くなつてきたのであります。そのような弊害が、旧憲法の末期、ことに戦時下の態勢になるとますます強くなつてきたのかある宗教家は、眉をひそめるような性格をもつものもでてであります。そのような弊害が、旧憲法の末期、ことに戦時下の態勢になるとますます強くなつてきたのであります。そのような弊害が、旧憲法の末期、ことに戦時下の態勢になるとますます強くなつてきたのであります。そのような弊害が、旧憲法の末期、ことに戦時下の態勢になるとますます強くなつてきたのであります。教会での態勢になるとますます強くなつてきたのであります。教会での態勢になるとますます強くなってきたのであります。教会での態勢になるとますます強くないと礼拝を許さないりを政府がら監督あるいと表情である。

り新憲法の制定の気運がおこつてきたのであります。とか、いろいろ問題がありました。ついに敗戦ということにな

新しい憲法では、どうしても、本当に、実質的に信教の自由が行われるものをつくつてもらわなければならないという気運が行われるものをつくつてもらわなければならないという気運が行われるものをつくつてもらわなければならないという気運が行われるものをつくつてもらわなければならないという気運が行われるものをつくつてもらわなければならないという気運が強かった。これはもう一つ別の条件であります。これはもう一つ別の条件であります。これはもう一つ別の条件であります。これはもう一つ別の条件であります。信教の自由と、国家と宗教との分離という二つの条件が入つてきた。それが、今家と宗教との分離という二つの条件が入つてきた。それが、今家と宗教との分離という二つの条件が入つてきた。それが、今家と宗教との分離という二つの条件が入つてきた。それが、今家と宗教との分離という二つの条件が入つてきた。それが、今家と宗教との分離というに、実質的に信教の自由

関は、廃止したり、改変したりするという建前でありました。 憲法第二十条の、さつき読みましたあとの続きでありますが た。ここにすでに国家と宗教とを分離するという考え方が窺え うな形で、国家から離れて宗教として存在し続けることになつ あります。その結果として、神道は、神社神道という今日のよ 神道になるならば、それはそのまま存続して差し支えのない筋 つぶしてはならないという基本的な考え方の上に立つていまし ば、これは信教の自由で、国民の基本的人権の問題になるから ない。しかし、国家神道が、神道という宗教であるとするなら じ種類の単なる国家機関であれば、当然廃止されなければなら 司令部は解釈しておりました。そこで、神道指令の主旨は、も 国家神道も戦争挑発に強く関係したというようにマッカーサー 神道指令以前から、一般の戦争挑発行為に関係があつた国家機 す。その中に、すでにその辺の消息は伺われるのであります。 くつか出ました。その一つが、十二月に出た神道指令でありま 戦後でありますが、マッカーサー司令部から、重要な指令がい 儀式又は行事に参加することを强制されない。」— の權力を行使してはならない。」「何人も、宗教上の行爲、祝典 「……。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上 いうことが強調されております。御存じのことと思いますが、 れました。新憲法を読むと非常に注意深く国家と宗教の分離と るように思うのであります。この同じ精神が新憲法にも継承さ になる。これがマッカーサー司令部の理論であつたと思うので た。それで、神道が国家から離れて、一つの宗教としての神社 し国家神道というものが、もし、普通の世俗的な国家機関と同 つて拝むことを强制されたくはないという空気が反映したと思 この気運というのは、実はそれより前から出ております。終 -神社に行

> こまつきり述べられております。 宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と実家とに学校教育との関係にもなりますが、「國及びその機關は、うのであります。またさらにあとで述べます。――続きまして、

世界のいろいろな国を見て見ましても、信教の自由を保障し世界のいろいろな国を見て見ましても、高数との問題をあるは、私は専門外でよく知らないのではあります。この二つは別の問題であります。イギリスは、その例です。スカンジナビヤいる国があります。イギリスは、その例です。スカンジナビヤい国があります。イギリスは、その例です。スカンジナビヤの自由、それから国家と宗教の分離という、この二つは別があります。イギリスは、その例です。スカンジナビヤの自由、それから国家と宗教の分離という、この二つのものをたて前としておるのであります。イギリスは、その例です。スカンジナビヤの自由、それから国家と宗教の分離という、この二つのものをたて前としておるのであります。これが憲法と宗教との問題を表す。

をみたいと思います大局から見ますと、これは、憲法の精神通さて、この新憲法が、戦後の日本ではどのように行われたか。 その問題を三つばかり取り上げて、御参考としてみたいと思い ますが、しかし、その間、やはりいくつかの問題はあります。 る。これは全体としては、大へんにいいことだと思うのであり それに反して生きた力をもつたものは、ぐいぐい伸びてきてお ものは、目に見えておとろえてきておると思うのであります。 をもち、大きな組織をもつ既成の宗教でも、実際の活力のない ます。したがつて、野放しにされました結果として、長い歴史 ますが、宗教的精神はおとろえてしまうのが普通のことであり 権力と富に結びつくと宗教教団の経営は楽になり、派手になり は、いつでも、宗教の本来の精神から見ると、禁物であります。 あります。宗教団体が権力か富かの、いずれかと結びつくこと ます。歴史的に見て、宗教は、そのほうが健全に発達するので というものが、政府の側から見ると野放しになつたわけであり いる状態になりました。つまり言葉をかえていいますと、宗教 務課という小さな課がありますが、これが仕事がなくて困つて して、ほとんどノー・タッチになりました。文部省の中に、宗 までの宗教に対する監督者の立場を全く捨てました。宗教に対 りに行われたといえるように思うのであります。政府は、それ

い宗教はのばさないというような空気が全くなくなつてしまつあります。今までのように政府からの監督や圧迫がなく、新し第一の点は、新憲法下に新しい宗教が乱立したということで

権威による干渉はないわけであります。それをフルイにかけて す。そういうものが野放しになつておる実情には、多少問題が団体であるかどうか、疑わしいものもないではないのでありま 教ができてきました。戦後、余り正確でないいろいろな統計が のが、たくさんありました。日蓮宗や真言宗の一派だといつて 神道本局という派がありましたが、その一派だと称しているも ひさしを借りて、その宗教の一派だと称していたのであります 圧迫がありましたので、新らしいものはいろいろな古い宗教の 旧憲法下では、新しい宗教がおこつてこようとしても、 たので、雨後の荀のように、新らしい宗教が出きてきました。 批判というものは、破壊的なものが多い、また、なんというか ます。新聞、雑誌等を見ておりましても、世間の宗教に対する ると、必らずしも、事態は、満足すべきものではないのであり るというような近代国家としては珍らしい光景はなくなるはず ということになれば、新宿の通りに占いがずらつとならんでお だ、そうした場合に、今度は、国は監督しないたて前ですから、 謝して、いいものが残つていくことになるのだと思います。た ことはないのだと私は思います。おのずからお互の間で新陳代 立派なものがたくさんありますが、中には、果してこれが宗教 が約十八万くらいあります。その十八万の中には、もちろん、 をはじめ、いろいろの特典が与えられています。現在宗教法人 宗教団体に対して特別な恩典を与えることになりました。免税 多少あるのであります。宗教法人法というものができまして、 由となり、それが行き過ぎて、とめどがなくなつている傾向は、 のであります。つまり信教の自由が、新らしい宗教をたてる自 くさんおこつてきて、それが大きな社会問題になつてきておる す。宗教とはいえないような、いろいろな迷信的なもの、社会 恐るべき数であります。その中には、非常にすぐれた、洗練さ ありますが、新しい宗教が六百くらいできてきたかと思います。 できるようになりました。それらも併せて、非常にたくさん宗 です。ところが、その点について、今の日本のあり方を見てお くて誰もお詣りはしない、八卦見には誰も占いをたのまない、 上することにあると考えます。迷信的なはやり神には、おかし あると思います。もちろんこれも一部の人々が心配するほどの に害があると思われるもの、呪術まじないふうのものなどもた れたものもあるが、どうかと思うものも少くはないのでありま いたものもありました。これが今は堂々と一派をたてることが 宗教をふざけてこつけいなものとしての批判はあるのでありま いくための方法は、世間の価値批判と、国民の宗教的教養が向

> いのであります。それならば、学校教育はどうか。日本は学校教養をたかめることができるような社会の仕組みになつていな いうものは、仏教を初めとして、西洋諸国の宗教教団のあり方が高くなればいいのであります。ところが、日本の宗教教団と 史をしつているものは少い。近代的宗教がなにを目的としてい 教育が非常に行き届いておりまして、社会的教育の役割を主と あります。日曜学校のようなものが、充分に発達しておりませ とちがい、国民の、信者の宗教的教養を高める働きが弱いので つて現われているのではないか。しかし、それも一般的に教養 るかを、しつてる人も少くない。それが世論の批判の弱さにな ありますが、日本人一般には、そういう宗教の洗練してきた歴 を解決するものと考えてよいかと思います。そういう働きが、 る力がない。宗教というものは、いろいろの考え方があるが、 との関係の二番目の問題が出てくるのであります。 はできないだろうかということを考えて見ますと、そこに憲法 して学校教育でやつております。学校教育では、そういうこと ん。そういう施設によつて、日本の国民というものが、宗教的 長い間の人間の努力で、次第に洗練されてきておると思うので れは国民の宗教的な教養が低いから、世論に建設的な批判をす すが、建設的なものは少いことが顕著だと思います。つまりそ 人間に精神的な現想を与えて、そうして人間の悩みや、苦しみ

ほうの解決方法だけが唯一の方法だと主張する結果になり、そ ばしば宗教は、自分のところの方法を強調するあまり、自分の ちがつた解決の方法を提供しておるということになります。 ております。たくさんの宗教があるということは、それぞれ あります。ですから、いかなる宗教的活動をすることもできな というのは、ちようどそれに当てはまる「國及びその機關」で り、国民の税金でできておる公立の小学校、中学校、高等学校 憲法にからんでの学校教育と宗教の問題、ということになりま とが出来ない状態になつておるという問題であります。つまり いうものは、人間の問題に終極的な解決を与えるものと理解し 題にもなつてきます。私は、根本的な考え方としては、宗教と 公立の学校で教えることになると、これは信教の自由という問 い、これは一面当然なのであります。ある特定の宗派の教義を 宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とあ す。先ほど読みましたように、憲法には、「國及びその機關は、 育、公立学校教育では、宗教に関して、ほとんど全くふれるこ 家と宗教の分離というたて前が行きすぎたため、日木の学校教 そこで、第二の問題に移ります。二番目の問題は、憲法の国

のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」と、 さらに、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教 教育上これを尊重しなければならない。」と述べております。 の第九条を御覧になると、特に宗教教育の問題にふれまして を拡げた解釈を与えようとしておるのであります。教育基本法 憲法から半年あとで出た教育基本法の中では、できるだけそれ 憲法ができてから、じきにその点に気がついたと見えまして、 因の一つは、ここにあると思われるのであります。文部省でも、 の日本の国民の宗教的教育のレベルがあがつてこない大きな原 の精神教育の大へん大きな穴になつておると思われます。戦後 ちの間では、宗教をこわがる風ができて参り、それが公立学校 無視した教育が展開してきた傾向があるのであります。先生た うものについてさわつてはいけないのだと、ことさらに宗教を いけないし、宗教的人生の問題を論じてもいけないし、そうい れてはいけない。公立学校では、宗教に関する知識を与えては 言葉の額面通りとられまして、公立学校では、宗教のことにふ ります。宗教教育という言葉が使われたために、それが、その れが憲法の表面には、「宗教教育」として出てしまつたのであ の考えていたのは、「宗派教育」の禁止であつたのですが、そ は大へんなちがいであります。アメリカのマッカーサー司令部 ませんが、実は、宗教教育というのと、宗派教育というのとで は関係外の方から見ると、なんでもないように見えるかもしれ いかなる宗教的活動もしてはならない。」とありますが、これ ました条文のおしまいに「國及びその機關は、宗教教育その他 すらしてはならないということとはすつかり別のことでありま てきたかということについてのひろい知識を学んだりすること ということと、学校では、人生の問題一般のことを考えたり、 問題に対して、特定の宗教の解決方法だけを教えてはならない の学校でしてはならないことは当然であります。しかし人生の るから、これは不都合であります。一宗一派の宗派教育を公立 定の解釈と解決の方法だけを、国がオーソライズしたことにな 教えることを許すと、人間の問題、人生の問題に対するある特 れが宗教の不寛容の態度となつて現われます。ですから、もし 宗教教育を禁止するという表現になつております。先ほど読み 派教育を禁止するという意味だつたのでありますが、言葉は、 す。先ほど読みました憲法の条文は、そのような一宗一派の宗 も国民の税金で経営しておる学校で、一つの宗派の教理だけを 人間がそうした問題に対して、どのような解決方法を考え出し 「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、

ります。 ないとするならば、「宗派教育」とはつきり変えていただかな から、おとしてしまつてもいいと思うのでありますが、おとさ はならない。」ということだけで、宗派教育は十分に防げます であります。「國及びその機關は、いかなる宗教的活動もして の部分をとつてしまつても別に差支えはないように思われるの う言葉を「宗派教育」とかえていただきたいのであります。そ 文の骨組みを、そのままにしておくならば、「宗教教育」とい 思います。われわれ宗教学者の立場からいいますと、もし、条 もし万一、憲法改正があるならば、この点を御考慮願いたいと はり宗教にさわることはタブーという感じになつております。 ますので、それのほうが強いというもののほうが強いので、や すが、やはり宗教教育という言葉は、憲法にそのまま出ており す。しかし、これは説明すれば、そのようにわかるのでありま ない一般の宗教教育は別だと、言外に主張しているのでありま の」という言葉をつけています。特定の宗派のためのものでは いと、宗教による精神教育はタブーになるおそれがあるのであ 「宗教教育」という言葉の上に、とくに、「特定の宗教のため

きないだろうかということが、いろいろな角度から論ぜられて うするかという問題です。これらを国家と結びつけることはで それが新らしい憲法が生み出したもう一つの問題だと思います。 や動きがあります。あちら、こちらにその動きが出ております。 社というものは国と結びつくべきだ、結びつきたいという希望 そうした国と結びついた歴史がありますので、今でもやはり神 形で、全国に八万の神社があるのであります。しかし過去に、 の神社が統括されておるわけではありませんが、大体そういう 括団体としては神社本庁というのがあります。必ずしもすべて 国から切り離されまして、今の神社神道となりました。その統 憲法時代には神社神道は国と直接に結びついていたが、それがほど新憲法制定以前の事情としてその問題を申しましたが、旧最後の第三番目の問題点は、神社神道の問題であります。先 かという点だけを中心にして、考えてみたいと思います。 おります。これに関しての、いろいろな議論をここで詳しく申 し上げる時間はないと思いますので、憲法との関係がどうなる 番目立つているのは、伊勢神宮をどうするか、靖国神社をど たしかに神社神道というものは、仏教とか、キリスト教とか

申しますのは、たとえば、キリスト教とか、仏教とかいうよう性格のちがつたところのある宗教であります。性格がちがうとあるいは天理教とか、金光教などの教派神道とかいうものとはたしかに神社神道というものは、仏教とか、キリスト教とか

ずつと動かずに住んでいることが、世界の文化史上、比較的に というような一定の場所に、数千年来、文化の原始時代から、 ぼつて分析しますと、日本人というような一つの民族が、日本 ります。これは、高度に文化の発達した民族では比較的に珍ら 日本にあるほかの宗教と非常にちがつた特殊な性格の宗教であ に見えるが、実は、プリミテイブではない、内容的には、大変から見ると創唱宗教とちがつていて、プリミテイブであるよう 宗教の内容もどんどん洗練されているのであります。だから外 態も、その姿を余り変えずに残つておるのであります。もちろ ちの拝んだ山が、岩が、海が、そのまま同じなので、宗教の形 の未開時代の宗教の姿がそのまま残つておる。つまり昔の人た 地で、文化を展開させてきました。そういう文化史的条件の中 洋だつた関係で、われわれは先祖以来の同じ土地で、生活を営 つて、元のところにいないのであります。島国で、向うは太平 珍らしいと思われるのであります。大抵の民族は移動してしま しい宗教であります。珍らしいと申します意味を根本にさかの ます。自然宗教という言葉でよんでいる種類の宗教の一つであ のであります。日本文化とともに自然にできてきた宗教であり ころが神社神道は、そういうような沿革でできたものではない た宗教団であります。宗教学者は、これを創唱者によつてはじ ます。教祖の人格のまわりにだんだん人が集つてきてできてき ることはたしかであります。 に洗練されているのであります。というようなわけで、神道が ん民族の文化は、だんだん洗練されてくるのでありますから、 に、われわれはおります。そこで、外から見た形態の上ではそ んできました。原始時代以来同じ地理的条件のもとに、この土 められた創唱者的教団、創唱的宗教などとよんでおります。と な宗教は、一人の人がそれをとき始めた。すなわち教祖があり

いろな角度から神道を眺めてみますと、やはり宗教と考えるのいるな角度から神道を眺めてみますと、やはり宗教と考えるのいるな角度から神道を眺めてみますと、やはり宗教というものは、神と人分けられます。一つのグループは、宗教というものは、神と人分けられます。一つのグループは、宗教というものは、神と人分けられます。一つのグループは、宗教というものは、神と人の関係だという線で定義とております。第二のグループの定義は、宗教は人間の情緒的な面における神聖性に着眼して、定義と、人間の問題の究極的な解決をはかるものと考えて、定義しは、人間の問題の究極的な解決をはかるものと考えて、定義しています。そのようないように思います。今日われわれがもつています。そのようないように思います。

やはり、一番適当と思われるのであります。れたもいうことがしつくりしない。宗教教団と考えることが、団であるか、職能集団であるかでありますが、どうも、そのど団であるか、職能集団であるかでありますが、どうも、そのどいとすれば、神社神道という社会集団は、道徳集団であるか、いとすれば、神社神道という社会集団は、道徳集団であるか、いとすれば、神社神道という社会集団は、道徳集団であるか、いとすれば、神社神道という社会集団は、道徳集団であるか、、一番適当のように思われるのであります。これを宗教でなが、一番適当のように思われるのであります。

さて、かりに、神道は、一応、宗教だということで、問題をおって、憲法をかえない限りは、宗教である神道が、ふたたいぶん乱暴な議論だつたと思います。日本の新らしい憲法は、合にはつきりしてくるように思います。日本の新らしい憲法は、宗教の分離をはつきりうち出しております。どの宗教でも宗教を国と結びつけることは、この点でひつかかると思います。したがつて、憲法をかえない限りは、宗教である神道が、ふたたび国家と結びついて、国家神道となることは、憲法違反になると思うのであります。

離という、この憲法の精神は尊重されていくことが望ましい もつてゆかないで、もう少し低次の法律でできるものではない あると思います。その解決のし方は、憲法のレベルまで問題を 神道の特殊性については、それを認めるように解決のしようが かの宗教と同じように取扱うこと以外にはないように思います。 ことは充分に認めながら、宗教であるという基本的な点ではほ したがつて神社神道の問題は、それが特別の形態の宗教である 勢をとつておるということを考えてみるべきでありましよう。 だんだんそういうあり方になつて、国家と宗教とを分離する態 ばならないように思うのであります。文化的に進んだ国ほど、 んだん展開していく時代の趨勢というものも併せて考えなけれ 重することと、どつちがより大切かという問題になります。だ 由を強調し、国家と宗教の分離を主張する今の憲法の精神を尊 家神道を認め得るように憲法をつくりかえることと、信教の自 国家と結びつける必要があるかということでありましよう。国 それでは、憲法のたて前をかえてまで、神社神道をもう一ぺん ではないかと考える次第であります。 かと考えます。そして、やはり、信教の自由、国家と宗教の分 その問題をもう一歩、進めて考えると、次におこる問題は、

ことに宗教になりますと、西洋の文化、キリスト教を中心にしただ、日本の文化事情が、一般的に申して西洋とちがいます。

西洋流に考えた宗教の理解だけではうまく処理できないたくさ ております。そのほか、たくさんの宗教があります。そこには た文化伝統は大へんちがう。日本は、神道と仏教が中心になつ 二つ、三つの問題を申し上げて見たわけであります。 んの問題があるのだと思います。そういう意味も汲みながら、

すか、これについては方法を考えたらいいじやないかというこ 統括下にあるのはおかしいのではないかとする議論がある。し うけておることは御承知の通りでございます。現在では神宮所 の中に入りますし、したがつて現行法では宗教法人法の適用を そういう点についても、参考人の御意見も伺いたいし、宗教の おいて、憲法以下のなにかの法律その他で、国家神道といいま タイマの頒布とかいわゆる宗教行為に属しますものは第二神宮 本体であります神宮を第一神宮ということにして、神楽殿とか たがつてこれを現在の憲法の、いわゆる宗教からはずして、御 た多年のわが国の歴史的伝統から考えましても、三重県知事の 在地の三重県知事の統括のもとにあります。ところが伊勢神宮 お話のございました伊勢神宮は、現在では憲法第二十条の宗教 ○高柳会長 ありがとうございました。どなたか御質問……。 ありますが、その点について改めて先生の御意見を伺いたいと ましたが、伊勢神宮も三点の中に入るように伺つたと思うので 定義については、ただいま参考人から三点ばかりお話がござい んと考えても、われわれ了解しにくいような点もありますので、 ますように、伊勢神宮が三重県知事の統括下にあることは、な れるものでありますかということを伺いたいのと、今申し上げ とでございますが、そういう方法が伊勢神宮について考え得ら こで参考人のお話にございましたが、憲法ではこのままにして べきであるという意見が今日相当出ておるわけであります。そ として宗教法人の適用をうけさしてもいいが、第一神宮は外す に関する限りにおきましては、国民感情から申しましても、ま ○山崎副会長 岸本参考人にお伺い申し上げたいと思います。

うように簡単に押えられないところに問題が残ることはわかり 教といえばすぐにキリスト教的な宗教だけを考えるという傾向 ことは、第一にみとめていい点でありましよう。したがつて宗 社神道という、自然宗教的な特殊な形態のものであることはは が、一般にそこはかとなくあるとすれば、伊勢神宮が、そうい な一つの宗教と申しますか、仏教やキリスト教とはちがつた神 ○岸本参考人 伊勢神宮が、ただいま申しましたように、特殊 つきりみとめてよいと思います。特殊な形の宗教であるという

> 律的な言葉はどうなるかわかりませんが、伊勢神宮が拝借してれを皇室の御所有に移してもいいのではないかと思います。法 えなければできないと思います。まず、憲法をかえることが先ます。ですから全体を国家と結びつけるのは、やはり憲法をか な条件を備えているということは、動かせないと思うのでありればいいのですが、大部分の人が宗教の定義にあてはまるよう れ宗教学者の立場としては、どうしても宗教だというより外は例えば日本の国民と伊勢神宮との関係の面から見れば、われわ 問題があるのでありましよう。 性を、ほかの宗教とどういう点で区別するか、そこに根本的な てでなければ考えられない。そこで問題がある。神社神道の特 ちだけが相談して処分するという心配は、全くなくなります。 管理しておるという関係にする。そうしておけば、神宮の人た 別の解決方法もあるのではないかと思います。御神体は、なに 体の問題とせず、御神体だけの問題ならば、よく考えていけば 決問題だと思います。しかし、そこまではゆかず、伊勢神宮全 ないと思います。参詣する人を、みなアンケートで調査して見 問題があるのではないかと思います。実際はもつと複雑である 勢神宮というものを、単純に一つのものとして考えるところに せて、神宮を国家と結びつけようという動きがある。これは伊 ずいぶん強いということをきいております。そういうことにの たて前になつている。これはとんでもないことだという議論が 社の代表者たちが相談すれば、売ることも捨てることもできる としての伊勢神宮の所有に属しております。法律的にはその神 例えば伊勢神宮に御神体として祀つてある八咫鏡の問題があり しかし、伊勢神宮の民衆に対してもつておる働きは、宗教とし も「私的」な資格である伊勢神宮の所有である必要はなく、こ れが新憲法の結果、現在では、国から離れた一つの民間の神社 ます。これは天皇の、皇位継承の御印の一つでもあります。 それから、現在問題になつている事柄から考えるとすれば、

だとは法制の上では憲法学者は考えていなかつた。お説のよう 神社の国家性を法律の上で断ち切るようになつたのは、お説の うものとの関係を完全に断ち切らなければならんものだとして ○大石委員 今、神社のお話が出ましたが、私もこの点につ ております。旧憲法下においては、お説のように、神社を宗教 ように、昭和二十年十二月十五日の神道指令からだと私も考え てお伺いしたいと思います。日本で神社というものと国家とい 憲法学者を除いた宗教家であるとか他の方々の間では、神

> つたその理由を、どのようにお考えになつておつたかという点 かわらず、神社が一般宗教的施設とは切り離されて扱われてお 考人は、旧憲法下において、宗教の自由が保障されておるにか 般宗教の中には入れてこなかつた、こう考えるのです。岸本参 があつたけれども、国家的処置としては、神社というものを一 れだから私は旧憲法下においては、いろいろ学問の上では議論 おるところの宗教の施設の中に入らんと考えておるのです。そ ああいうものの国家性は本質的だというわけで、憲法にいうて ると、日本の国家というものを離れて、ああいう存在はない、 はなにも関係がない。ところが伊勢神宮だとか、靖国神社にな いのか、こういうこととは関係がない。宗教の本質は、国家と 離れて人間のよりどころとしての絶対者たる神があるのか、な 本質は国家の精神的基礎の問題だと考えている。だから国家を と考えております。私どもは伊勢神宮でも靖国神社でも、その 国の神社が入るものかどうか、ここらが私どもは非常に重大だとは一つの問題でありますが、憲法でいつておる宗教に、わが 大だと思うのであります。憲法を離れて宗教かどうかというこ の中に神社というものが入るかどうか、ここが私らは非常に重 かということが重大なんではなくて、憲法でいうところの宗教 も、憲法の上で重要なのは、抽象的に神社は宗教的施設かどう で惰性できておると私は見ておるのです。しかし、こう申して 神道指令の、神社といえども一般宗教と区別すべきものではな 日本人が自発的に定めるというよりか、マッカーサー司令部の うように変つてきておる状態になつておるのですが、これは、 い、というように実は変つておる。憲法学者の間でも、そうい が憲法が変つてから、神社は宗教であつて、そのことは疑いな も神社を宗教的施設とは認めていなかつたのであります。これ の自由が憲法上の国民の権利として認められておりながら、 りますけれども、憲法学者の間では、旧憲法下において、 どつちともけりがついていない状態にあつたように私も見てお 社は宗教的施設か否かについては、かなり議論が斗かわされて、 が第一点です。 いというメモランダムが出てから、それにのつかかつて今日ま

の神ならば一人について一つあればいいのに、日本の古い農村 えない。個人の安心のよりどころを求めるものとしての絶対者 ながら、同時に神棚をもつておつて、そこになんらの矛盾を考 今日でも同じでありますが、仏教信者であつても、仏壇を備え の本拠は絶えず移り変わりがはげしいのですが、地方にいくと、 それから第二点は、日本では都会生活のものになると、 167

す。 らきておるのであろうか、そういう点がお聞きしたい第二点で らきておるのであろうか、そういう点がお聞きしたい第二点で つとも矛盾を感じておらないように見える現状は、一体どこか 地帯にいくと、そういうように神棚を祀つて、仏壇を祀つてち

それからもう一つは、例えばこれはどこの国でも同じでありて結合せしめる精神的な中心をなすものがある。ソ連などでのて結合せしめる精神的な中心をなすものがあるが、国家でいえば、建国の精神というのでマルキシズムがあるが、国家のし、日本の従来国家が保護してきた神社というものは、目家のし、日本の従来国家が保護してきた神社というものは、国家のし、日本の従来国家が保護してきた神社というものは、国家のし、日本の従来国家が保護してきた神社というものは、国家のきておつたようにも見えるのです。この点は岸本参考人はどのきておつたようにも見えるのです。この点は岸本参考人はどのきておつたようにも見えるのです。この点は岸本参考人はどのきておつたようにも見えるのです。この点は岸本参考人はどのきておつたようにも見えるのです。この点は岸本参考人はどのものだから、国家がどうしては、そういうものは、国民をしますがという。

立するかもしれませんが、私どもはそういうように理解するの れで、大体、お答えになるだろうと思います。憲法学者のほう 教学者がきめることかと思います。宗教学者の意見を尊重して 扱えばいいのであります。神社神道が宗教かどうかということら人間として取扱えばいい、猿という答申がきたら猿として取 法学者の仕事ではなくて、生物学者にたずねることになると思 とします。その場合、基本的に猿とか、人間とかきめるのは憲 とします。それが、猿だろうか、人間だろうかが問題になつた としましては、かりに、ここにある一つの不思議な生きものが から御異論があるかもしれません。御異論もまた議論として成 下さることが学問の分業というものではないかと思います。そ も、基本的には、憲法学者がおきめになることではなくて、宗 います。生物学者の意見をきいた上で、人間という答申がきた いるとして、法律上それをどう取扱うかという問題がおこつた 学者と議論がわかれるところかもしれません。私どもの考え方 てなかつたという点ですが、これは、あるいは憲法学者と宗教 いは、私の頭の中でごつちやになつてしまつたかもしれません。 ○岸本参考人 御質問の点が、三つ、四つありましたが、ある 一番初めの明治憲法時代には、憲法学者は神社を宗教と考え

第二の点は、明治時代には、なぜ神社神道が国家神道であり

として憲法をかえることのほうが、理論的に先決問題ではない ので、憲法を変えるということを主張しているのではないので にどつちかになると思うのであります。私は、憲法学者でない はもう一つのやり方として、憲法をかえるかしかない、論理的 には、神社神道は宗教でないということをいい切るか、あるい たつております。そこで、神社神道と国家とを結びつけるため うことと、国家的宗教をもつということは、必ずしも矛盾しな ら、明治憲法では、神道というものがかりに宗教であろうとな 憲法には、そういうニューアンスもあるのではないか。ですか る。その意味で信教の自由を保障しているのであります。明治 はいやだといえば、それで、すぐ国教会から離れることができ 信教の自由は保障しているのですから、国民の一人々々が自分 ますと、信教の自由は保障しながら、一方、国教として改革派 素人でありますが、例えばノルウェー、スエーデンの憲法を見 それほど強くいつていないという点であります。私は、法律は は強調しておりますけれども、国家と宗教の分離ということは であります。また、その当時の国家的事情も含んでおると思い うな神道の性格のあいまいさの問題も、一方に含まれているの 得たかという御質問でありました。これには、今申しましたよ かと考えているだけであります。 あります。もし神社神道を国と結びつけるとすれば、先ず順序 かつたのではないかと思うのであります。ところが、先ほど申 かろうと、その如何にかかわらず、信教の自由は保障するとい ルーテル教会をおくということもいつてる。国民は生れると、 ます。しかし、もつとも大事な点は、明治憲法は、信教の自由 し上げましたように、新憲法では、国家と宗教の分離を強くう 一応いやだといわない限り、この国教会に入ることになります。

それから日本人の間での二重、三重信仰の問題であります。これはいろいろありまして、結婚式は神道、お葬式は仏教でするというのはいくらもある。これは日本の宗教の特徴であるとるというのはいくらもある。これは日本の宗教の特徴であるとろが、仏教をはじめ東洋の諸宗教はその点きわめて寛容でところが、仏教をはじめ東洋の諸宗教はその点きわめて寛容でところが、仏教をはじめ東洋の諸宗教はその点きわめて寛容でところが、仏教をはじめ東洋の諸宗教はその点きわめて寛容でところが、仏教をはじめ東洋の諸宗教はその点きわめて寛容でところが、仏教をはじめ東洋の諸宗教は、五人の間での二重、三重信仰の問題であります。それから日本人の間での二重、三重信仰の問題であります。

○大石委員 もちろん向うが神道指令を出した意図は、憲法制

社を国家から切り離すという政策は、日本弱体化の有力な意図見ておるので、やはり憲法の信教の自由という名において、神 いわせると、経済的な破壊とならんで、日本人を結合せしめて憶しておるのであります。しかしながら私ども日本人の側から 御意見でも伺えれば結構です。 おるように見えるのです。この点について岸本参考人の批判的 ものかどうかという問題と、ここのところが非常に混同されて 的核心としての神社というものを尊重して敗戦後でもいくべき かつたか、わるかつたかという問題と国家を統一せしめる精神 か。私どもは、その当時の日本を戦争に押しやつた理由が、よ うものは神社精神によつたというように見ておつたのじやない 見るところでは、日本の戦争意慾というものの精神的源泉とい 日本の国家の精神的きずなを断ち切るためのもので、向う側の つて神社を生き残させる手段と考えております。この規定は、 教かどうかということは、ウッダードさんにいわせると、かえ が出ておるように私どもは見ておつたのです。それで神社は宗 おるところの精神的基礎の破壊に占領政策が向けてきたものと う意図があつたのだ、そういうように仰しやつたように私は記 きいたことがある。らすると、宗教としておけば残されるとい までに徹底的につぶされたのかもしれないといつた趣旨の話を の精神的基礎は神社にあつたのだから、おそらく元も子もない うものを宗教と同じように取扱わしたのだ、そうでないと戦争 ら神社を生かすことができるか、つぶさせまいとして神社とい をつぶすということに目標があつたのじやなくて、いかにした ますと、実は占領軍の意図を体して考えていたが、なにも神社 やつておられるウッダードさんがおられますが、あの人に聞き ると私どもには見えるのですね。今、 る規定は、明らかに神社を頭においてこの憲法ができてきてお 定のいきさつからするというと、今の日本国憲法の宗教に関す 国際宗教研究所の所長を

方は、よく知つていました。その人たちは基本的人権として宗 方は、よく知つていました。その人たちは基本的人権として宗 りません。しかし、宗教政策の実際に扱つていた人たちの考え れに関連して、伊勢神宮というものを日本側はどういう風に考 れに関連して、伊勢神宮というものを日本側はどういう風に考 れに関連して、伊勢神宮というものを日本側はどういう風に考 れに関連して、伊勢神宮というものを日本側はどういう風に考 とているのかということが、問題の焦点になりました。私は、 をつかということが、問題の焦点になりました。私は、 とでいるのかということが、問題の焦点になりました。私は、 とでいるのかということが、問題の焦点になりまして、ると といます。と申しますよりも、ある意味では、一番よくしつて おいます。と申しますよりも、ある意味では、一番よくしつて といます。と申しますよりも、ある意味では、一番よくしつておると

押しつけられて宗教ににされたというのは、必ずしも真実では 伊勢神宮の経費は、宗教としての収入で、主として支えている。 一生懸命に、その解釈を展開していきました。ところがやがて宮を残すように努力してほしいということでした。それで私も 相談した結果、初めは廟というたて前で、なんとしても伊勢神 最高審議機関としての委員会がありました。そこでえらい方が 別がつかないことになる。伊勢神宮は、そのどちらなのだろう その限り宗教になつてしまう。たとえば、伊勢神宮に参拝して れもわかる。ただ純粋に廟であるならば、宗教的活動はしない ることは、伊勢神宮を皇室の門祖先の廟だと考えることだ。こ ておりました。すなわち考え方は二つあるが、日本としてはど 教を守ろうということを本気で考えていました。二つの国の戦 日本の委員会から、私に連絡があつて、いろいろ調べて見たら、 ということでした。当時、日本側には、神祇院を中心にして、 か。そのどつちであるかをはつきりさせて、その形で残こそう ものでなくてはならない。廟と称しながら宗教的活動をすれば、 つちをとつた方がよいか。一つは神社神道を宗教と考えること いと、それとは別だという考え方でした。あの連中はこう考え のでそれに賛成したのであります。 も宗教学者として、はじめから神社は宗教だと思つております ることを主張するといえば、つぶされるというところに、追い ないと思うのです。もちろんあのとき、今後も国家の機関であ うことでした。そういう事情があつたので、向うから一方的に ですから、宗教という解釈に変更して、それで守つてくれとい で、もし、そうでなければ、西欧の観念で、もう一つ理解でき で、神社は宗教であるという宣言をしたのでありました。私ど つめられていたことは事実といえます。ともあれ日本側の発意 一家繁栄の祈願でもこめて来るということになると、宗教と区

○広瀬委員 岸本参考人にお伺いしたい。参考人は神社は宗教

うだし、村にある神社も日本の特色だ。私は、やはり日本と神特色だと思うのです。伊勢神宮もそうだし、また靖国神社もそ○広瀬委員 私の考えを申しあげると、日本の神社は日本国の

社が宗教であつて結構だ、しかし、私は神社は国と一体である、切り離しております。私が伺いたい問題はここにある。私は神 家を切り離すところに無理があるのだと思う。その点についてれば別ですが、お認めになるならば、日本国の憲法が神社と国 そう思う。日本国の特殊の生命の中には神社がある、そしてそ ならない。」こういう工合にして、宗教というものを国家から教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使しては だということはいいと思う。もう一つ、あなたが主張してお認だ、だから一体不離だ。そこに問題がある。憲法上宗教は自由 の御意見を…… 法の規定で切り離すというところに無理があると思うのです。 のように本来あるところの神社を、すなわち宗教たる神社を憲 国家と切り離してしまうと書いてある、すなわち「いかなる宗 けにいかないが日本国の生命として日本の神社がある、こう私 には一つの生命があると思う。日本国に生命がある、見せるわ 社は一体不離なものだ。私の申し上げたいのは、日本という国 おるのだとお認めになるのでしようか。もしお認めにならなけ ものがあり、その中に神社が特色あるものとして一体になつて めになつておるとうり、日本の憲法では信教は自由だ、しかし は思うのであります。つまり日本国の生命の中に神社はあるの そこでまず、あなたにお伺いするのは、日本国に生命という

数であつてもそういう人たちがおることは事実であります。主キリスト教だけでいいのだ、神社はいらないという具合に、少 権在民ということを考えると、これを無視することができるか 教信者やキリスト教信者の中に、自分は仏教だけでいいのだ、 もつておるとしても、同時に、そうは考えていない日本人が、 日本人の多数が、かりに七割なり八割なりが、そういう気持を ていることも認めなければならないと思つております。しかし 多分にもつてる、お話しのように、神社がそういう役割をもつ いうか集団の理想的象徴としての役割をつとめるような意味を やないと思いますが、八万ある神社が、部落、民族の、なんと ありたいと思つています。神社というものが、伊勢神宮一つじ 社神道のあり方が、そうなのです。私も、現象の事実に忠実で ております。みとめるといつても、私の主観を入れないで、神 教とくらべて神社神道が非常に特殊な宗教であることはみとめ る機会がありますので、先ほどから申しておるように、他の宗 ○岸本参考人 私も、いろいろな国のさまざまな宗教を観察す 相当数いることもまた認めなければなりません。たとえば、仏 そこに問題が残るのではないかと思います。

本社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長として、認めたとしても、だからすぐ、神社神道の特長は特長としてもいる。

のじやないかと私は考えます。 ます。今の憲法のままでも、神道が生きていく方法は十分ある この点に関する限りむしろ今のままでいいのではないかと思い あり方としてそれが自然ではないかと思います。したがつて、 つてきています。信教の自由も、その現われです。近代国家の 的なものには国が直接に関係しないほうがいいという傾向にな ものになり、心の中の要素がだんだん強くなる、そうした精神 当に強く入つたと思うのですが、だんだん洗練された精神的な と思います。文化の初期には、国家の権力が、宗教の中に、相 ようなことではないということが、ものの考え方の基本になる 教の本当の精神は、国と行政的に結びつくかつかないかという とであつたかと思います。さきほどから申してきたように、宗 ご質問は、私が憲法をかえるのがいいと思うかどうかというこ 憲法をかえなければならないということです。それに関連して 神道が宗教であるとする以上、これを国と結びつけるためには、 もう一つの問題は、もつとはつきりしているのでありまして

○広瀬委員 私は、あなたに憲法を改正するほうがいいかどう

本国固有の生命の中に流れておるものじやないかと私は思う。とれが将来続いていく日本、現在の日本を見る場合に、なんとそれが将来続いていく日本、現在の日本を見る場合に、なんととも日本の神社は日本国の中にある、日本国の生命の中にある。キリスト教の人も仏教の人もおる、日本国の生命の中にある、キリスト教の人も仏教の人もおる、日本国の生命の中にある、キリスト教の人も仏教の人もおる、日本国の生命の中にある人もあります。国家と神社と非常こういう点を伺つているわけであります。国家と神社と非常こういう点を伺つているわけであります。国家と神社と非常

して適当だと仰しやるのか……。 これを憲法で切り離しておけ、そのほうが近代国家としての日本と無理でも切り離しておけ、そのほうが近代国家としての日本と、法で切り離すということをおいたから困るのです。あなたは、憲とがなことをきめなければいい。宗教は自由であるとだけいつこれを憲法で切り離すことが無理だと考える。むしろ憲法は、これを憲法で切り離すことが無理だと考える。むしろ憲法は、

○岸本参考人 私は、無理でもとは申しません、それはあなた

○広瀬委員 これだけ伺いましよう。無理でも切り離しておけ

○岸本参考人 そうはいいません。

○広瀬委員 切り離すことは無理だということ、これは認めな

す。(笑声) ○岸本参考人 それは承つておくということにしたいと思いま

の結論であります。 ○広瀬委員 承つておく……。私は神社というものがやはり日

○岸本参考人 私は、そういうお考えの方にも、何人も接しておりますから、お考えはよくわかります。したがつて承つておおりますから、お考えはよくわかります。

に関する限り、それは、このままでもいいのじやないかと考えつところまで展開してきたわけでありますから、宗教のその点いうように伺つたが。そうではない……そこを伺いたい。近代国家たる日本国にするには切り離しておいたほうがいいと近代国家たる日本国にするには切り離しておいたほうがいいと近代国家たる日本国にするには切り離しておいたほうがいと近代国家たる日本国にするには切り離しておいたほうがいと

○広瀬委員 それは非常に不服がある。(笑声)われわれは近代○広瀬委員 それは非常に不服がある。(笑声)われわれは近代でしまうことはきゆうきゆうとしておるが、私は日本国の生命をもちつつ近代国家であればいいとは考えない。日本国の生命をもちつつ近代国家であればいいとは考えない。日本国の生命としておるが、私は日本国の生命とした瀬委員 それは非常に不服がある。(笑声)われわれは近代

るのであります。

考人の御指摘にありましたように、それについていろいろ難点方がとれるのじやないかと思つておりましたが、先ほど岸本参の問題につきまして、祖先崇拝といいますか、廟のような考えの田上委員 私は先ほどのお話を承つておりまして、伊勢神宮

この点も参考人と同感でございます。との点も参考人と同感でございます。、大いに啓発されたのであります。ということを拝聴いたしましても、参考人と同じようどざいます。また宗教教育につきましても、参考人と同じように、一宗一派に偏するということは当然になすべきことで、それが違憲ということでありましたら、われわれ憲法学の方で、れが違憲ということを拝聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを拝聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを拝聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを拝聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを拝聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを手聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを手聴いたしまして、大いに啓発されたのでもあるということを表している。

排除することが可能かどうかでございます。これが第一点でご う点で、なにか、定義を明確にすることによつて極端なものを ようなことがありますと、甚だ遺憾なんでございます。そうい ないと思いますが、明らかに宗教でない、宗教の実質をもたな ざいましようか、あるいは、淫祀邪教という言葉は軽卒に使え よつて、各自に判断してもらうよりほかにないということでご ことは困難であり、結局は、国民の宗教的教養を高めることに 教に値いするどうかということは、これは客観的に明確にする のであります。つまり宗教であるかどうか、この宗教団体が宗 ならば、かなり弊害は除かれる、現状がよほどよくなると思う というようなものをもし明確に区別して除外することができる ますが、疑わしい場合もありましようが、明らかに宗教でない 律的にはむつかしい、手がつけられないと思つておるのであり と思うのであります。しかし、この点で、私自身はちよつと法 これがしばしば乱用されて、われわれの常識では宗教団体と思 単におあげになりましたが、私の考えておりますことは宗教法 いような団体が、宗教法人という名のもとに、これに便乗する 人法の適用をうける、つまり法が濫用されておるきらいがある われないようなものが宗教団体として、宗教法人として宗教法 人法の適用によりまして、宗教団体が免税の特権がありまして かということでございます。先ほど先生は三点ほど、特色を簡 お伺いしたいことは二つございますが、一つは宗教とはなに

規定まで厳格にしなければ、国家と宗教とが混同されるという規定まで厳格にしなければ、国家と宗教とが混同されるというシプルでよかろうと思つておるのでありますが、第八十九条のて、これは私も政治と宗教、国家と宗教とを分離するという現て、これは私も政治と宗教、国家と宗教とを分離するという現ができない、財政的に援助することができないのでございましができない、財政的に援助することができないのでございましたけれども、系統第八十九条では、宗教団体について、国家が補助すること憲法第八十九条では、宗教団体について、国家が補助することをはいいて、対政的に援助することができない。

は認めながらも、私ども名案をもつておりません。私個人は少 教育の宗教教育が非常に重大になつてくるのであります。弊害 て早道じやないかということになります。そう考えると、学校 のようだけれども、国民の宗教的教養を高めることが、かえつ 考えてみた限りではいい案がないのであります。結局遠まわり ほかのほうで害を及ぼすとということになります。私どもどう も同時に生じてくるのであります。副作用の多い薬みたいで、 ません。しかし、なにか線を引くとすると、途端に、弊害の方 理論の問題としては、いろいろ考えて見たことがないではあり がありすぎるというようなことで、線が引けないか。抽象的な えや活動に、あまりにも前近代的なもの、あるいは、 ら下のものは宗教と認めないとすることはできないか。その教 思います。もしもなにかうまい線を引くことができ、その線か 税の特権を利用することだけを狙つているようなものもあると 法人法の適用をうける宗教法人になつておる。この中には、免 確に認められると思います。十八万が、届出と認証だけで宗教 法はないものだろうかという御質問ですが、実は弊害のほうは、 ○岸本参考人 一番初めの宗教と宗教でないものを区別する方 ものかどうか、その点を第二点として伺いたいと存じます。 削つた場合に、政治と宗教、国家と教会の分離の原則が崩れ 解釈の問題もございましようが、第八十九条なる制度を仮りに か、一体となつて信教の自由を妨げることになるのかどうか。 くとも……。 公益に害

○ 田上委員 第八十九条との関係で、国が補助することは……。○ 常本参考人 国家が財政的援助ができないということです。こんなにきびしく分離しなくてもいいのではないかという感じがします。しかし、その間の関係は、力のはないかという感じがします。しかし、その間の関係は、力のけし合いみたいなもので、そうはつきりしなくてもいいということをいい出すと、ずるずるとあとずさりしすぎることになるかとも思われます。しかし、どうもはつきりしすぎておるように思います。

○田上委員 よくわかりましたけれども、金を出す、あるいは○田上委員 よくわかりましたけれども、金を出す、大体参考人の仰がではないか、これは私の考えでございます。大体参考人の仰自分に協力してもらうとか、そういう注文をつけなければ、政府が財政援助をするということは、紐つきにならなければ、政府が日上委員 よくわかりましたけれども、金を出す、あるいは

○岸本参考人 少し問題がそれるかもしれませんが、日本の実

歴史と大きな伝統的な組織をもつておる宗教は、端的にいえばをうかがつておる。しかし、宗教はそういうものではない。人能をうかがつておる。しかし、宗教はそういうものではない。人間を救けるか、人間を救けないかです。教団が大きくなるか、がそつちのほうにウエイトがいきすぎておる。そういうことをがそつちのほうにウエイトがいきすぎておる。そういうことをがそつちのほうにウエイトがいきすぎておる。そういうことをがそったのほうにウエイトがいきすぎておる。そういうことをがますと、新憲法の理論はきびしすぎるように思いますが長いども、それでもなおかつのびて行くような宗教が、本当の宗教じやないか。きびしすぎるが、それほど苦にもならない意味もじやないか。きびしすぎるが、それほど苦にもならない意味もじゃないか。きびしすぎるが、それほど苦にもならない意味もあるかという感じがするのであります。

○田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り ○田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り の田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り の田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り の田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り の田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り の田上委員 例えばこまかい議論でございますが、地方に参り

○岸本参考人 今のような点につきましては、私もよくそういの岸本参考人 今のようない宗教教育を宗派教育から区別をすれまっ、特定の宗教によらない宗教教育という考え方を推しすすめてきますと、宗教によらない宗教教育という考え方を推しすすめてきますと、宗教によらない宗教教育という考え方を推しすすめてきますと、宗教によらない宗教教育を宗派教育から区別をすれば、もつと自己であります。たしかにいきすぎあるようら、一学本参考人 今のような点につきましては、私もよくそういの一学本参考人 今のような点につきましては、私もよくそういいにいます。

て考えて見まして、公共の福祉の点から見て制限があると思う。で考えて見まして、公共の福祉の点から見て制限があると思う。のじゃないか。今の一般的な新興宗教、一切の宗教事情については、をはり宗教上の教養なり情緒なりをもつと向上せしめていくほやはり宗教上の教養なり情緒なりをもつと向上せしめていくほいう点で、極めて消極的考えでありますが、やはり一、二あるいう点で、極めて消極的考えでありますが、やはり一、二あるいう点で、極めて消極的考えでありますが、やはり一、二あるいう点で、極めて消極的考えでありますが、やはり一、二あるいう点で、極めて消極的考えでありますが、やはり一、出話のように、やり場があると思う。のじゃないか。今の一般的な新興宗教、一切の宗教事情については、お話のだと思いる。

か。

一つは公共の安全、一つは国民の道義、あるいは倫理観念と申一つは公共の安全、一つは国民の道義、あるいは倫理観念と申しては公共の福祉というものの内容が考えられると思うのであります。
しますか、いま一つは、健康の問題、そういつたような点で、しますか、いま一つは、健康の問題、そういつたような点で、

ます。 ない。この区別をはつきりすれば心の問題に関する限り信教のは自由だけれども宗教だからなにをしてもいいということでは それは医療法や軽犯罪法で、とりしまればいい。つまり、信教 害があつたり、軽犯罪法にふれるというようなことがあつたら とは、だからその信教の自由を振りまわしてなにをしてもい うことであります。しかし、信教の自由をもつておるというこ 弱くなりすぎているのだというように考えたいと思うのであり 視しておるということがあります。それは警察が、あやまつて つているから、明らかに公共福祉の点からは違法だが警察が黙 次第であります。しばしばそれが間違えられて、宗教教団がや 自由は徹底的に自由であるといつていいのではないかと考える るけれどもその結果として、その人がやることが、病気治療に ということではない。信教の自由そのものは、どこまでも認め 基本的な人権として、徹底的に許してもいいのではないかとい すと、信教の自由というものは、それ自体のあり方としては、 つた場合に、私自身考えましたことを、さしあたり申してみま ことになるかわかりませんが、一、二回そういう問題にぶつか ○岸本参考人 その点、もう一ぺん深く考えてみるとどういう

○大石委員 結局神社の問題は、一般宗教とちがうものだということは、非常にはつきり説明の上にも出ておることはよくわかります。けれども、それにもかかわらずほかの一般宗教と併かります。けれども、それにもかかわらずほかの一般宗教と併かりかねる。日本の具体的例として、先ほどから問題になっておる靖国神社の場合など、私どもが仏教信者であるかもしれんけれども、靖国神社といつたようなものは、国民的立場をはなれては考えられん精神的な存在だ。なものは、国民的立場をはなれては考えられん精神的な存在だ。なものは、国民的立場をはなれては考えられん精神的な存在だ。から他の個人宗教のように国民的立場を離れて、人間の安心だといのよりところを求める絶対者としての神は何かという問題と併から他の個人宗教のように国民的立場を離れて、人間の安心があるからなんで、この意味において、靖国神社といつたようなものは、国民的立場をはなれては考えられる。先ほのように見いた。

ないが、その点いかがですか。
家の費用でお祀りすることは憲法違反だということになりかねない限り靖国神社、すなわち国家のために死んでくれた人を国いうように受け取れます。そうすると、結論として憲法を改めいうように受け取れます。そうすると、結論として憲法を改めどの御説明からすると、本質的には併立的に考うべきものだと

とした価値体係といえるかどうかということになると、ちよつ よく考えて見たいと思います。 が集まらない。困つた問題です。 のではないでしようか。しかし、千鳥が淵の墓碑には、 したが、ああいうような解決にしなければならないことになる いかと思います。千鳥が淵に無名戦死の記念墓碑が建てられま うことになると、結論は、誰が考えても、そこにいくのではな 教を普通の規定にしたがつて理解して、靖国神社が宗教だとい とになるわけです。どうも今の憲法を額面通りに受けとり、宗 それができないという残念な一つの壁が、そこにあるというこ とではなく、神社神道の一社としての靖国神社という形だから、 戦死者を日本国民が税金をつかつて祀つてはいけないというこ か、そう見ると、やはり、どうしても問題になります。それは、 ば、靖国神社もやはり宗教といわなければいけないのではない れは私自身の見方で、少数意見でありましよう。全体からいえ と、私の心には、問題が残つておるのであります。しかし、こ その神道の全部が全部まで、人間の問題の究極的な解決を中心 の方からいわば祀りつ放しです。ですから、これを、果して、 すけれども、全体として一方交通みたいになつています。人間 ころが祖先崇拝というのは、それにもいろいろな様相もありま ような仕組ができておる。そういう構造になつております。と 対の関係がうまくできておる。人間の問題を究極的に解決する 考えてみましても、人間は神にすべてを捧げる。しかし、神は ております。一般の宗教は、たとえばキリスト教の例について ことに祖先崇拝と一と口にいわれるものは、変つた構造をもつ 上に立つております。そういう見方からしますと、日本の宗教 割をするものが宗教だというようにダイナミックに見る規定の れよりも、むしろ人間の問題を究極的に解決するもの、その役 局、宗教といわざるを得ないと思います、私自身としては、そ にも神がある、神にもいろいろな意味がありますけれども、結 義を、神と人間の関係の線で押えるといたしますと、靖国神社 としては、多少の疑問の点が残つております。例えば宗教の定 ○岸本参考人 これは正直にいいますと、私自身の学問的立場 人間のほんとうの幸福のために、あらゆることをする。その相 学者としては、 そう人

○高柳会長 そのほか御質問ありませんか。

それではこれをもつて本日の会議を閉会といたします。に参考人としておいでを願い、お話を承わる予定でございます。論説主幹笠信太郎氏及び全国農業協同組合中央会会長荷見安氏き続いて「基本的人権に関する事項」を議題とし、朝日新聞社き続いて「基本的人権に関する事項」を議題とし、朝日新聞社

午後四時二十五分閉会

出席委员

郎、八木秀次、矢部貞治、吉村正、蠟山政道即、八木秀次、矢部貞治、吉村正、蠟山政道、水野東太中川善之助、広瀬久忠、細川隆元、正木亮、真野毅、水野東太江次、大石義雄、大西邦敏、神川彦松、田上穰治、高柳賢三、下条康磨、天坊裕彦、一松定吉、村上義一、植村甲午郎、潮田下条康磨、天坊裕彦、一松定吉、村上義一、植村甲午郎、潮田稲葉修、小林錡、富田健治、西村直己、山崎厳、木暮武太夫、郎、八木秀次、矢部貞治、吉村正、蠟山政道

委員以外の出席者

専門委員 川原次吉郎、田中和夫

幹 事 法制局第一部長 山内一夫

参 考 人 草葉隆円、岸本英夫

七七】憲法調査会第三委員会第十四回会議議事

録(昭和35年3月9日)

午後一時四十五分開会 (昭和三十五年三月九日

会議を開催いたします。○高田委員長 それではただいまから、第三委員会第十四回

第でございます。 差し上げまして、いわば合同委員会というような形で開いた次差し上げまして、いわば合同委員会の委員の方にも御案内を

本日は参考人として、元文部大臣前田多門氏、現在文部省の本日は参考人として、元文部大臣前田多門氏、現在文部省の大学教授の岸本英夫氏においでをいただきましたが、および東京大学教授の岸本英夫氏においでをいただきましたが、および東京大学教授の岸本英夫氏においでをいただきましたが、および東京大学教授の岸本英夫氏においてをいただきましたが、おいて、総司令部と折衝されたり、あるいはその実施の衝に当られて、総司令部と折衝されたり、あるいはその実施の衝に当られて、総司令部と折衝されている。

門、藤樫準二氏にも特に参考人として御出席をお願いしてござ門、藤樫準二氏にも特に参考人の方々のお話を同いたいと思いますなお本日は元内務省の神社局長をされ、靖国神社のことについて、これから参考人の方々のお話を伺いたいと思いますについて、これから参考人の方々のお話を伺いたいと思いますいわゆる神道指令や天皇の人間宣言の出た経緯、その影響等いわゆる神道指令や天皇の人間宣言の出た経緯、その影響等

す。岸本さんどうぞ。 最初に岸本参考人からお話を伺うことにいたしたいと思いま

戦争が終りに近ずきましたころ、アメリカおよび連合国では、我の見解を申し上げました。きようは、その新憲法が影響され私の見解を申し上げました。きようは、昭和二十年十二月十分ところが多かつたと言われる神道指令について、何か申し上げるようにとのことであります。これは、昭和二十年十二月十五日に、マッカーサー司令部から出ております。その神道指令につきまして、特にその中の政教分離の問題に焦点を置きながにつきまして、特にその中の政教分離の問題に知いて、何か申し上でるようにとのことであります。これは、昭和二十年十二月十五日に、元十二月の二日にこちらの総会に伺いまして、新憲法の宗教政策、信教の自由と政教分離の二つの問題について、新憲法の宗教政策、信教の自由と政教分離の二つの問題について、新憲法の宗教政策、信教の自由と政教分離の二つの問題について、新憲法の宗教政策を持ている。

日本の国内の社会的、思想的な分析を、盛んに行なつておりま

まった。 まれが、関心の中心になつた模様であります。 であります。 まった。 まった。

判断していたと思われるのであります。

判断していたと思われるのであります。。国家神道といいますのは、向う側から見た場合に、国家がでは誇張して考えておりました。その能力を過大視するといい。そういうふうに国家神道であります。国家神道のために、キリスト教をはなりました。そういうふうに国家神道のために、キリスト教をはいました。そういうふうに国家神道というものの力を、ある意りました。そういうふうに国家神道というものの力を、ある意りました。そういうふうに国家神道というものの力を、ある意りました。そういうふうに国家神道のために、当家神道のたでは誇張して考えておりました。その能力を過れている。基本的人権としてのために関係に関家神道のために対していたと思われるのであります。

やがて神道指令にもなつたものと考えてよいと思います。 したがつて、戦争が終つたら、どうしても神道というものを、と思います。この考え方は、御承知のようにすでに現われているポッダム宣言にも通ずるものであります。御承知のようにすでに現われているポッダム宣言にも通ずるものであります。御承知のポッダム宣言にも通ずるものであります。御承知のポッダム宣言にも通ずるものであります。御承知のポッダム宣言にも通ずるものであります。御承知のようにすでに現われている記書、第十」であります。そこに「日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障疑除」と認っているのであります。この精神が反映して、セラルベシ」と謳つているのであります。

草案を実際に書きましたバンス博士、そのときは海軍大尉の資応終つたのだという意味のことを言つておりました。またこの団いたことだと思いますが、これで司令部側の重要な指令は一の神道指令が出ましたときに、たしかダイク代将から、直接にこの神道指令を、司令部は、非常に重要視していました。こ

事りつっでこ、らよつと、シス専士の人丙を申し上げてに、販章をもらつております。 格でありましたが、そのバンス博士はそれを書いた効績で、

特

事のついでに、ちよつとバンス博士の人柄を申し上げておき事のついでに、ちよつとバンス博士の人柄をちよっと申し上げておきたいと思います。というのは、戦後十五年たちますと、今日のたいと思います。もちろんそういう意味もまつたくなかつたとはいえないかもしれませんが、それが過度に強調され、非常に誇いえないかもしれませんが、それが過度に強調され、非常に誇いえないかもしれませんが、それが過度に強調され、非常に誇いえないかもしれませんが、それが過度に強調され、非常に誇いえないかもしれませんが、それが過度に強調され、非常に誇いと思います。というのは、戦後十五年たちますと、今日のたいと思います。というのは、戦後十五年たちますと、今日のたいと思います。

のであります。

で宗教政策を担当したのが、今のバンス博士であります。 が宗教政策を担当したのが、今のバンス博士であります。 が宗教政策を担当したのが、今のバンス博士であります。 との、HKの一室に、コロンビア大学の教授で、そのときは中 をのNHKの一室に、コロンビア大学の教授で、そのときは中 をであったヘンダーソン博士を中心にして、六人の将校がいた 佐でありました。その六人の将校が日本の文部行政の全部を だけでありました。その六人の将校が日本の文部行政の全部を だけでありました。その六人の将校が日本の文部行政の全部を だけでありました。その六人の将校が日本の文部行政の全部を だけでありました。その六人の中の一人で、神道 とであったへンダーソン博士を中心にして、六人の将校がいた 佐でありました。その六人の中の一人で、神道 おうに、コロンビア大学の教授で、神道 というに、コロンビア大学の教授で、神道 というに、カーロー人で、神道 おうに、カーロー人で、神道 おりますと、神道

> ようであります。 強しまして、急速に日本の宗教に関する知識を吸収していつた強しまして、急速に日本の宗教に関する知識を吸収していつたもあるほどでありました。しかし、バンス博士は非常によく勉ンス博士に、手ほどき的な日本の宗教の概説の講義をしたこと

初めは、民間情報教育局長のダイク代将も、またバンス博士を、神道というものは大いにアジ演説を見まして、非常に意て、激しい活動をする宗教だと想像していたようでもあります。日本に来ましてから、あちこちを連れて歩いたけであります。日本に来ましてから、あちこちを連れて歩いたけであります。日本に来ましてから、あちこちを連れて歩いたけであります。日本に来ましてから、あちこちを連れて歩いたがいるいと考えていた。

終戦の年の秋にも、靖国神社の臨時大祭が行われました。す終戦の年の秋にも、靖国神社の臨時大祭が行われました。すられて、かろいろ難かしいいきさつがありまでに占領後でありまして、ダイク代将は、はじめから終天皇陛下の御親拝もありました、ダイク代将は、はじめから終りまでずつと見ておりました。これが彼の心の中に、深い印象を与えたのだそうであります。後になるまで神道を論ずる場合を与えたのだそうであります。後になるまで神道を論ずる場合には、そのことを引いて、神道自体は、扇動的なものとは思えないということを言つていたと聞きました。

その当時の民間の情報教育局の内部の方を見て見ますと、司令部の宗教政策について、諸方からいろいろな意見がはいつていたようであります。ことにキリスト教の宣教師、カトリックの神父などからは、さかんに意見が入つておりました。そのころのあり方としましては、日本人は全面的に被占領者であるのたいうのは、これは占領側の西洋人でありますから、司令部に出入りしていました。したがつてその言うことには耳をかった。しては仲間だという関係にありました。相当自由に司令部に出入りしていました。したがつてその言うことには耳をかさなければいけないというような雰囲気が、民間情報局の中にさなければいけないというような雰囲気が、民間情報局の中にさなければいけないという以係にありました。相当自由に司令の方としては仲間だという関係にありました。相当自由に司令の方としては仲間だという関係にありますが、民間情報局の中にさなければいけないというと表した。

な人がなかつたので、それを割当てられて、宗教行政に入つた日本に来てみたら、神道および宗教政策を担当するのに、適当

もりで、司令部の中に入つた人だそうであります。ところが、

このバンス博士は、元来は日本の大学教育再建を担当するつ

ということでした。したがつて、日本の宗教に関する予備知識

彼自身としては、ほとんどまつたく持つておりませんでし

いうようなことについて、何も予備知識がないのです。そこで、た。日本にはどのような宗教があり、どういう伝統があるかと

NHKの部屋の片隅で、

私は何回かにわたつてバ

神道指令の内容は、司令部の一般的な宗教政策と、神道対策と、このようにして、十二月十五日に神道指令が出ました。この

の二つの要素が結びついたものというように考えたらいいと思の二つの要素が結びついたものというように考えたらいいと思われるかとも思います。ということが考えられるかとも思います。ということが考えられるかとも思います。ということが考えられるかとも思います。ということが考えられるかとも思います。ということが考えられるかとも思います。ということが考えられるかとも思います。

そういうようにして出ました神道指令の基本的な考え方としては、四つの点をあげることができるかと思います。その一つては、四つの点をあげることができるかと思います。その一つには、非常に強調されておるように思うのであります。その二点を基礎にして、それからの展開としまして、いう在り方は廃止されるということであります。四つ目には、しかし、信教の自由という建前からして、国家から離れた神道しかし、信教の自由という建前からして、国家から離れた神道しかし、信教の自由という建前からして、国家から離れた神道とがでもしてもよい。つまり、今度は国家神道ではなくなつて、は存在してもよい。つまり、今度は国家神道ではなくなつて、は存在してもよい。つまり、神社神道は存在してもよい。つまり、神社神道は存在してもよい。つまり、神社神道は存在してもよい。つまが、神社神道は存在しても差して、国家からを開いる。

道指令の二のイというところに、たいのようにして、国家神道が神社神道になることになりましてのようにして、国家神道が神社神道になることになりまし

的根拠の上に立たしめるにある。』教を政治目的に誤用することを防止し、あらゆる宗教を同じ法人を指令の目的は、宗教を国家より分離するにある。また宗

それから二のホのニに、神道もその上にちようど乗つておるのであります。

で、神道にも存続し得る位置を与えているのであります。が望む場合には、一宗教として認められるだろう』そういう形激なる国家主義的要素を剝奪せられたる後は、もしその信奉者』神社神道は国家から分離せられ、その軍国主義的ないし過

ということであります。 廃止されて、神道が国家から切り離されて、神社神道になつた廃止されて、神道が国家から切り離されて、神社神道になつた第一には、ただいま申しましたように、国家神道が全面的に の変化が起りました。

その神道指令が出たために、具体的な結果としまして、

あつたからであります。 二番目には、神祇院が廃止されました。これは国家の機関で

院大学の方は、存在を認められたのであります。す。同じ神道の研究を目的とする大学でも、私立であつた国学宮皇学館が閉鎖されました。これは国立であつたからでありま三番目には、神道の研究を目的とする国立の大学であつた神

記憶しています。 ました。取り除かれるまでは、教科書の使用が禁止になつたとました。取り除かれるまでは、教科書の使用が禁止になつたと四番目には、国定教科書から神道的要素はすべて取り除かれ

うな本が禁書になりました。
五番目には、『国体の本義』とか『臣民の道』などというよ

されました。 六番目には、国の役人が公の資格で神社を参拝することが禁 さ本か秀書にたりました

このようなことが、主な影響であつたかと思うのであります。このようなことが、主な影響であつたかと思うのであります。これはこの三カ月間における、司令部の、神道に対するした。これはこの三カ月間における、司令部の、神道に対するした。これはこの三カ月間における、司令部の、神道に対するした。これはこの三カ月間における、司令部の、神道に対するとが、主な影響であつたかと思うのであります。このようなことが、主な影響であつたかと思うのであります。

終りに、きようの問題に特に関係があるかと思われる伊勢神という線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部で側が問題としたというより、むしろ、日本がこれをある意味で側が問題としたというより、むしろ、日本がこれをある意味で側が問題としたというより、むしろ、日本がこれをある意味で側が問題としたというより、むしろ、日本がこれをある意味で側が問題としたというより、むしろ、日本がこれをある意味で側が問題としたというより、むしろ、日本がこれをある意味ではが非常に強かつたのであります。伊勢神宮が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強く出たために、かえつて、司令部の側の注意をそういう線が強くいるのであります。

る解釈は、いろいろあり得るわけでありまして、その説明も確いう線で、伊勢神宮を守る方針でありました。伊勢神宮に対すの廟である。廟であるから、これを閉鎖する理由はない筈だとはじめは日本側の説明では、これは皇室の一番はじめの先祖

事情はそちら側からわかるだろうと思います。私がその変つた飯沼さんがおいでになりますから、お伺いすれば、そのころの変つたか、私には、実はわからなかつたのであります。今日は、 私は記憶しております。 伊勢神宮を守つてもらいたいというような説明を伺つたように たりする宗教的活動が、経済的基礎としては、重要である。し 基礎というものは、実はそれの宗教的活動によつて支えられて 的な基礎についてよく検討してみたところ、伊勢神宮の経済的 学部の神道学の教授でありました宮地直一博士からだつたと思 ということをきいたのは、おそらく、その当時、東京大学の文 交渉してほしいということに変りました。どういうふうにして ので、いつだつたかはつきり申し上げられないのですが、途中 りました。実は日記帳を探したのですが、見当りませんでした を説明していたのであります。ところが途中で解釈の仕方が変 ます。ですから、私も、その線で、司令部側に対して伊勢神宮 宗教機構であるという性格も合わせて主張しながら、なんとか ら、神宮というものは立つていかなくなる心配がある。そこで たがつて、もしも伊勢神宮は廟であるという点が強調されすぎ おることがわかつた。大麻を頒布したり、大神楽の奉納があつ います。いろいろ伊勢神宮というものの実際的なあり方、経済 ではない。これは宗教機構なのだ。私にもそういう解釈で一つ かに伊勢神宮の一面の性格を現しているには違いないのであり て、宗教的活動を放棄しなければならないようなことになつた で、日本側の解釈が変つたのであります。伊勢神宮は単なる廟

うな解決になつたのだと思つております。れは、神道指令の線であります。このような考え方で、あのよれは、神道指令の線であります。このような考え方で、あのよらば伊勢神宮は、国家から切り離さなければならない。切り離らば伊勢神宮は、国家から切り離さなければならない。切り離らば伊勢神宮は、国家から出した結論としましては、宗教機構な

かというのがその考え方でした。これは神道指令の精神にぴつないあります。その考え方の基本的な線は、天皇にも基本的人になる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがつてろいということになれば、これは基本的人権のじゆうりんをれないということになれば、これは基本的人権のじゆうりんでなる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがつになる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがつになる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがつになる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがつになる。天皇にもその自由を認めなければいけない。したがついる。

ことなのであります。明治時代になつて、初めて、それが、何いうことは、実は、歴史的にいいますと、明治まではなかつた 神道指令につけ加えて申し上げた次第であります。 宮と天皇との関係については、このような問題もありました。 そのようなわけで、私はその結論を存じておりません。伊勢神 味をもつとは考えてなかつたのではないかと思うのであります。 題でありますけれども、実際問題としては、それほど重要な意 ませんでした。ですから、理論としては、非常に興味のある問 るかもしれないということを、司令部では必ずしも考えており 回か行われました。したがつて、そういうことが今後盛んにな 題の最後の結論まで知つていないのは、天皇の伊勢神宮参拝と に残つているのであります。しかし、その場合に、私がその問 ついて、始終バンス博士がそれを考えていたということが、頭 なつたか、私は、実は知らないのであります。ただ、その点に いうことを、よく言つておりました。それが、どういう結論に た。そこのところをどう解釈したら、うまくいくのだろうかと の天皇というのは、考えにくいということを、言つておりまし 公私の区別が、なかなかうまくつかない。つまり、私人として 公と私の区別がうまくつくけれども、どうも天皇というものは どうも不思議なもので、日本人は、天皇以外の個人は、みな、 たり合う線であります。ところがそれと密接に関連して、もう 一つ、問題があります。バンス博士が、始終言つておりました。

○高田委員長 ありがとうございました。

と思います。 して、いろいろと文部省の側に立たれてのお話をお伺いしたいして、いろいろと文部省の側に立たれてのお話をお伺いしたい

○前田公述人 私が文部大臣として在職しておつたのは、昭和 ○前田公述人 私が文部大臣として在職しておつたのは、昭和 の前田公述人 私が文部大臣として在職しておりまする 事柄で仕事をいたしましたのが、三回あると記憶しておりまする 事柄で仕事をいたしましたのが、三回あると記憶しておりまする で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善後策を講じたわけでありますが、その当 で、それに関連して善るところ向う側はよく考えていなかつ うことについては、察するところ向う側はよく考えていなかつ たんじやないかと思うのです。

神社とか寺院というものは、みな財産を持つておりますが、

りさせれば、やつてよろしいということに改めたわけでありま いう訓令であります。官公立の学校はむろんでありますが、私教の学校に、学校の課外でも宗教の儀式をやつてはいけないと 年の文部省の訓令を改めたのであります。明治三十二年の文部 まして、それは課外ならばやつてもよろしい、宗教の儀式ある けないということになつておりましたのを、私は自発的に改め 省の訓令によりますと、これはいわゆるフランス流の、絶対的 由の問題についてやはり関連があると思いますので、御参考の は、私の学校は何々宗によるのだという、宗教の帰属をはつき いは宗教の教育をやつてもよろしい、ただしその場合において 立の学校でも、文部省できめておる学科規定によりまする学校 びついたことだろうと思うのですが、対象は主としてキリスト をもたげ出してきたところの国家主義的な観念というものと結 であります。それと同時に明治三十二年ですから、その当時頭 に政教分離をやるという方針に基いたものであろうかと思うの ために申し上げるのですが、十月に、私は自発的に明治三十二 たことで、神道とは直接関係はございませんけれども、信教自 であれば、その課外において宗教の儀式をやるということはい それから第二の事柄は、これは私はまつたく自発的にいたし

をとるためにいろいろの手続きをいたしておつたわけでございては、まだ処置が十分とれなかつたのでありますが、その処置年一月十二日に退職いたしましたから、表に現われるものとしまして、それに関連いたしまするいろいろの処置というものは、まして、それに関連いたしまするいろいろの処置というものは、まして、それに関連いたしまするいろいろの処置という覚え書でありしておりますが、今の国家神道を禁止するという覚え書でありしておりますが、今の国家神道を禁止するという覚え書でありしておりますが、今の国家神道を禁止するという覚え書でありますが、

考えておりました。してもこの問題というものは起つてくるであろうということをもう就任の当時から私は一つの予感を持つておりまして、どうます。ところがこの国家神道の禁止ということにつきましてはます。ところがこの国家神道の禁止ということにつきましては

をあからさまに申し上げますと、いわゆる国家神道というものばならんというふうに考えておりました。その当時の私の心境 生をわずらわしまして、御研究を願つたのであります。 偶然岸本さんの岳父になられるわけでありますが、姉崎正治先 よく研究しておく必要があるということを考えまして、これ 教な一つの国家的な儀式だということで、あるいは通るんでな るとかというような、強制的な分子さえ取り除けば、宗教でな な考えを持つておりまして、他面において、神社参拝を強制す のカルトとして、保存できるものではないだろうかというよう の儀式をやるのと同じくらいに、一つの国の軽い意味において ど英米あたりの国会が、国会の開会式のときには、一種の宗教 きる問題ではないんでありますから、なんとか手を加えなけれ 今まで日本でやつておつた、学校の児童に神社をいわば強制的 いだろうかというような感じからいたしまして、それらの点を い、それまで日本の政府のとつております見解のごとく、非宗 は、宗教というにはあまりに単純すぎる内容のもので、いわば に参拝させるというようなことは、なんとしてもこれは維持で 種の慣習……国の習慣みたいなものでありますから、ちよう ことに宗教団体法の廃止ということがありましてから以後は は

いう気が強いから、これはとうてい見込みがないのではないかいう気が強いから、これはとうてい見込みがないのではないから気が強いから、これはとうてい見込みがないのではないかいう気が強いから、これはとうてい見込みがないのではないから気が強いから、これはとうでい見込みがないのではないから気が強いから、これはとうなどになるのをわざわざ東京にお出ましを願つて、時々姉崎さんにもお目にかかつて、御研究の結果をを願つて、時々姉崎さんにもお目にかかつて、御研究の結果でありましようか、御研究というよりも、、研究は常に平生から遂げましようか、御研究というよりも、、研究は常に平生から遂げましようか、御研究というようが、四囲の状況もお考えになり、また司令部の人とも会われていろいるがなのでありませんので、開展にないのでありますが、そうして私の素朴なそういうふうな考えました。ことに太平洋戦争というものの起つたのは、そく見ておるし、ことに太平洋戦争というものの起つたのは、そく見ておるし、ことに太平洋戦争というもののだの結果をあり、また司令部の人とも会われているのだのではないがより気がないのではないから気気が強いから、これはとうてい見込みがないのではないかいう気が強いませい。

だった2番質とすしまずにして、たらつってってったでして、今の十二月の禁止が出たようなわけであります。受けていかなければならんというように考えておりましたときというようなお話でありますから、だいたいこれは覚悟をして

だいたい筋道を申し上げますと、そういうようなわけでありますから、福田さんからお話を願いたいと思いを持つておりませんので、また何か御質問でもございましたならば、申し上げることにいたしたいと思いますが、幸いきようらば、申し上げることにいたしたいと思いますが、幸いきようは福田君がここにお見えになつておりますが、その当時のことは宗教課長として、いろいろ事務的の方面において御苦心なされば、中し上げるような材料まして、実はそれ以外に私みなさまに今申し上げるような材料まして、実はそれ以外に私みなさまに今申し上げるような材料まして、

○高田委員長 ありがとうございました。

係の仕事をずつとやつて参つたものでございます。○福田参考人」ただいま前田先生からお話がございまして、私はちようど神道指令の徹底というような関におりましたので、そういつた神道指令の出ました直後、二十でございまして、私はちようど神道指令の出ました直後、二十の福田参考人」ただいま前田先生からお話がございました通り係の仕事をずつとやつて参つたものでございます。

申し上げる前に、つけ加えますがただいま前田先生からお話申し上げる前に、つけ加えますがただいま前田先生からお話でので、前田先生のもとにおりまして、そういつた仕事に若干たので、前田先生のもとにおりまして、そういつてその間におきましても、私は大臣官房におりましたがございましたように、事務的に取りかかつたわけでありますが、本するかという点で、いろいろ研究され、ポッダム政令としてをするかという点で、いろいろ研究され、ポッダム政令としてをするかという点で、いろいろ研究され、ポッダム政令としてをするかという点で、いろいろ研究され、ポッダム政令としてをするかという点で、いろいろ研究され、ポッダム政令としてをするかという点で、いろいろ研究され、ボッダム政令としてをするかというになることになりまして、そういつた仕事に若干たので、前田先生のもとにおりまして、そういつた仕事に若干たので、前田先生のもとにおりまして、そういつた仕事に若干たので、前田先生のもとにおりまして、そういつた仕事に若干たので、前田先生のもとにおりまして、そういつた仕事に若干たので、前田先生のもとにおりまして、そういつた仕事におりまして、おいまがは、国家神社のよりによりまして、これによりによりますが、

がつて関係者や団体などといろいろ連絡をしたり、相談をしてがって関係者や団体などといろいろ連絡をしたり、相談をしたりますが、そこでその神道指令の後に、いろいろ問題が生じたのでありますが、当時私どもはその指令の範囲が非常に広範囲にわたが、当時私どもはその指令の範囲が非常に広範囲にわたが、当時私どもはその指令の範囲が非常に広範囲にわたがよっと、また予想されておった事務的なものようと、また予想される。

これをあるいは司令部にお伺いを立てるというようなことをいたしたのでありますが、先ほど岸本先生からお話のありましたいますけれども、根本的にはやはり信教の自由の保障といつた問題と、それから政教分離、この二つの原則でもつて神社神道、問題と、それから政教分離、この二つの原則でもつて神社神道、国家神道というものを追放しておると思われます。したがつて国家神道というものを追放しておると思われます。したがつてでの指令と違つて、何かこうしちやいかん、ああしちやいかんでの指令と違つて、石れは半本先生からお話のありましたというような、単なる禁止、あるいはこれを原状に回復しろというような、単なる禁止、あるいはこれを原状に回復しるというようなであります。

司令部としても、当時私どもが接触しました範囲では、非常にこの神道指令の徹底ということについては、もう仮借のないにこの神道指令の徹底ということについては、もう仮借のないはど岸本先生からもお話がございましたように、これはりつばほど岸本先生からもお話がございましたように、これはりつばな方だつたと思いますが、しかしながらそのバンスさんのところでどうにもならないような問題が、そうとうあつたように思めてどうにもならないような問題が、そうとうあつたように思います。

先ほどのお話の中で一つ気のつきましたのは、この神宮に対な考え方もあつたようであります。

いて所管する。そういうような決定がなされております。神社いて所管する。そういうような決定がなされております。神社は勅祭社の問題について、どうしてもそういう考え方に賛成いは勅祭社の問題について、どうしてもそういう考え方に賛成いは勅祭社の問題について、どうしてもそういう考え方に賛成いて所管する。そういうようなことで教法人として出発せざるを得なかつた。こういうようなことで教法人として出発せざるを得なかつた。こういう考え方に賛成いな所管する。そういうような決定がなされております。神社では教法していて、どうしてもそういう考え方に賛成いて所管する。そういうような決定がなされております。神社では対象法の問題について、そういう表がなされております。神社では対象法の問題について、どうしてもいるがなされております。神社では対象法の問題について、そういう扱い方で、神宮や、あるところで同令部としては、そういう扱い方で、神宮や、あるところで可令部としては、そういう扱い方で、神宮や、あるところでは対象に対象には、

ということになつたのであります。本庁ができまして、いろいろ研究の結果神宮を本宗として扱う

一切やつてはいかんというような問題がございました。 一切やつてはいかんというような問題がございました。 できつく取り締まられました。町内会、隣組を通じて、 道指令できつく取り締まられました。町内会、隣組を通じて、 で初やつてはいかんというような問題が、これは神社を の仲への参列とか、これをいるいる形において支援するといるような問題、それからますが、特に私どもは宗教行政といいるいろとの他への参列とか、これをいるいるな形において支援するといの他への参列とか、これをいるいる形において支援するといの他への参列とか、これをいるいる場合におきまして、司令部との他への参列とか、これをいるいる場合におきまして、司令部といるは地方公共団体の公吏、そういつたものの宗教関係の儀式その他への参列とか、これをいるいる状態を表したのではいからまれておりました。 が関係の事務に携わる場合におきまして、司令部といるいるです。 できって、神社を経営するといつた問題、それから宗教法人令を改正しました。 が関係の事務に携わる場合におきまして、司令部といるな事柄が書かれておりますが、特に私どもは宗教行政といいるな事柄が書かれておりますが、特に私どもは宗教法人令を改正しました。 の他への参列とか、これをいるような問題がございました。

それから神道指令と関連して日本国憲法の草案が発表されたのでありますが、今まで神社や寺院で国有境内地、あるいはからでありますが、今まで神社や寺院で国有境内地、あるいはからでありますが、今まで神社や寺院で国有境内地、あるいははの政教分離の趣旨にもとるというような間題で、それを解決しまして、森林を保管させておる。これが神道指令と日本国憲法の政教分離の趣旨にもとるというような重大な問題が起きたのではなければならない。こういうような重大な問題が起きたのでしなければならない。こういうような重大な問題が起きたのでしなければならない。

のためかあるいは司令部の方も、神宮というものに対して一番のためかあるいは司令部の方も、神宮というものに対して一番といいし、できるだけ政教分離の方向で行政を進めて行くことらないし、できるだけ政教分離の方向で行政を進めて行くことらないし、できるだけ政教分離の方向で行政を進めて行くことに思うのであります。この神宮に対しまして、先ほど岸本先生に思うのであります。この神宮に対しまして、先ほど岸本先生に思うのであります。この神宮に対しまして、先ほど岸本先生に思うのであります。この神宮に対しまして、先ほど岸本先生に思うのであります。この神宮に対しまして、特社関係といたしましては、関係方面に陳情を行い、いろいろな話を持つて来ますが、まことにその通りでございまして、神社関係といたしましては、関係方面に陳情を行い、いろいろな話を持つて来ますが、まことにその境内地問題につきまして、神宮というはのに対して一番優先的に考えてもらいたいというような記録を述るというようないまして、神宮というないの方ものに対して一番のためかあるいは司令部の方も、神宮というないというない。

日を光らすというような関係があつたんではないか。特に財産目を光らすというような関係があつたんではないか。特に財産目を光らすというような関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移関係につきましては、いろいろ終戦当時に内務省から神宮に移

それから次に靖国神社、護国神社に対しましては、特殊な神 村として非常に考えたようでありまして、私どもに再三バンス 社が将来存立するためには、いろいろ考えることができるだろ うけれども、ちようど震災記念堂のような、まつたく宗教儀式 すなわち神道儀式から離れた立場において、単なる記念堂のよ すなわち神道儀式から離れた立場において、単なる記念堂のよ すなわち神道儀式から離れた立場において、単なる記念堂のよ ができるだろ

それから護国神社に至つては、靖国神社よりいつそうきついそれから護国神社は戦時中にたてられたものであり、靖国神社にはこれを適用しないという、指令の条項がございますが、社にはこれを適用しないという、指令の条項がございますが、社にはこれを適用しないという、指令の条項がございますが、とうかというような意向すら見えるような態度でございますが、とうかというような意向すら見えるような態度でございますが、とうかというような高向すら見えるような態度であり、靖国神社よりいつそうきついると重複するという考え方でした。

分を認めたのであります。二十六年になつて、けつきよく護国神社等に対する境内地の処うとう司令部においても気にしたようでございます。最後にはうとう司令部においても気にしたようでございます。最後にはしかしけつきよく国民感情と申しますか、そういうものをそ

そのまま文字通り解釈してきたのであります。と考えられるのであります。八十九条の規定には当初私どもはのままこの日本国憲法第二十条あるいは第八十九条に移行したのままこの日本国憲法第二十条あるいは第八十九条に移行したのままこの日本国憲法第二十条あるいは第八十九条に移行したのままでの日本国憲法第二十条あるいは第八十九条に移行した。要するに宗まだいろいろこまかい点がございますけれども、要するに宗まだいろいろこまかい点がございますけれども、要するに宗まだいろいろこまかい点がございますけれども、要するに宗

いたしますので、どうしてもあまり厳格にこれを解釈いたしま教団体も社会生活を行ない、それからまたいろいろな面で活動しかしながら政教分離という点から考えましても、やはり宗

その後において少しずつ解釈を広げて、ゆるやかにしてきたと しても、非常に工合の悪いという面が多々起つて参りまして、 いう点はあるのでございます。

な冗談すら言つたくらいであります。 非常にきつくなつておるんじやないか。神社というものを頭に 令部がとつてきたいろいろな点から申すと、神社に対してのみ という建前をとつておるようであるけれども、実際は今まで司 るのだ。しかしながらこれは全部の宗教に対して、平等に扱う おいて第二十条の規定は書かれておるんじやないかというよう 私は当時バンス博士に、憲法第二十条はこれは私もよくわ

ざいますが、世界でもあまり例のない規定ではないかと思つて にはあまりないようでございます。 な規定はフィリピンの憲法にも似た規定がございますが、ほか 宗教団体というものを特に目指して、公の金を出してはいけな おります。私の調べた範囲では、あまりこういう規定はない。 い。あるいは公の施設を利用させてはいけない、こういうよう 憲法八十九条に至つては、地方自治にも同じような規定がご

実施の面において、種々司令部とは折衝いたして参つたわけで それについてお答えをしたいと思います。 ○高田委員長 ありがとうございました。 ございます。何か以上の点につきまして、また御質問があれば そういつた点で、私どもは政教分離というものの神道指令の 次に神祇院副総裁として、いろいろ御苦労された飯沼さんに

お話を願います。

社の仕事をいたして参りました。 ○飯沼参考人 私は内務省に奉職いたしまして、前後十年間神

院の廃止と、明治初年以来積み重ねられて参りました法律、勅 私は御説明を申し上げる資格がないのでございます。先ほど岸 神祇院は廃止になりましたので、したがつてその指令が出まし して終戦前における神社の制度が、どうであつたかということ たわけでございます。したがつて私の申し述べることは、主と ての神宮、神社については、実は私は関与いたしておらなかつ 令、その他一切の神社に関する法規を廃止いたしまして、そう もしれんというお話でございましたが、その当時は私は、神祇 本さんからも、神祇院に関する問題で、私に聞いたらわかるか たあとのいろいろの動き、そういうことにつきましては、実は して退かざるを得なかつたようなわけで、新しい宗教法人とし 昭和二十年十二月十五日に、先ほどお話の指令が出まして、

> ります。まず明治元年の一月に職制を定めまして、総裁という 度の八局を置いたということが書かれております。 てその二月にはまたこれが変りまして、七科を八局に改めまし 会計、刑法、制度の七科を置いたということであります。そし ものが万機を総理し、事務を分つて神祇、内国、外国、海陸軍 いかということに、苦心をしたものであろうと思われるのであ 十年でありますが、それまでの十年間に神社制度もたびたび変 た。すなわち総裁、神祇、内閣、外国、軍防、会計、刑法、制 かすために行政、制度、組織の上に、どういうふうにしたらい しとして、明治政府が掲げておりましたために、この精神を生 に返るということ、そうして祭政一致ということを大きな旗印 新、王政復古のあの当時の精神というものは、神武創業の初め つております。おそらく今日から想像いたしますれば、明治維 でございます。内務省に社寺局というのができましたのが明治 終戦前における神社制度の整備せられましたのは、明治時代

官の二官を並べ置きまして、そうしてこの神祇官において神祇実施されましたのが明治二年の七月八日、新たに神祇官と太政れたということになつております。いよいよこれが制度としての再興を仰せいだされまして、そうして祭政一致の制度に復さ に関することを管せしめられたのであります。 それから明治元年の三月になりますと、昔ありました神祇官

たものと思われます。 のことを扱つておりましたために、このような制度が設けられ こととなりました。けだし当時は神社がその氏子区域内の戸籍 省の戸籍寮の中に移されまして、その社寺課でこれを取り扱う の神社につきましては、民部省に社寺掛を置いたということで あります。この民部省の社寺掛は明治四年になりまして、大蔵 についてでありまして、その他の全国に分布しております大小 この神祇官において所管いたしました祭祇等は、おもなもの

昔に返して作つてみましたけれども、どうもうまくいかなかつまたさきに神祇官、太政官の二官を並べ置くという制度を、 たと見えまして、明治四年八月には神祇官を神祇省と改めてお

て取扱わしめております。 たしまして、神社寺院に関する仕事はこれを教部省に移しまし さらにその翌年の明治五年には、今度は神祇省をまた廃止

おりました神社寺院に関する仕事を引き継いだわけであります そうして明治十年になりまして、先ほど申し上げましたよう 初めて内務省に社寺局を設置しまして、教部省の取扱つて

> 神社局と宗教局の二つの局にこれを分けております。 ざいますが、明治三十三年には内務省の社寺局を廃しまして、 のが制定されまして、神社の制度がかたまつて参つたわけでご 神宮司庁官制ができ、官国幣社職制、神宮神部署官制というも それからだんだん明治二十九年、三十年ころにかけまして、

した宗教局を文部省に移しております。 さらにこえて大正二年になりますと、今度は内務省にありま

というものを設けたわけであります。 内務省では神社局を廃止いたしまして、その外局として神祇院 そうして戦争が始まりまして、昭和十五年の十一月九日に、

ます。 きました神社行政制度というものは、終焉を告げたわけであり 等の全部を廃止いたしまして、ここでこれまでの明治時代にで したので、昭和二十一年の二月一日に、神祇院は廃止せられま した。その二日には、神社関係の法律、勅令、省令、 ております国家神道、神社神道廃止に関する連合軍指令が出ま 終戦後、昭和二十年の十二月十五日に、先ほどからお話が 太政官達

というような指令を、太政官達で出しております。 る件」「菩薩号廃止に関する件」「神仏号混淆廃止に関する件」 いろの指令を出しております。すなわち「神仏号の区別に関す ます。明治元年にすでに神仏をはつきり区別するために、いろ はつきりさせようとしておつたことが、わかると思うのであり と宗教というものを区別して、そうしてその区別をできるだけ 中で先ほどからも申し上げましたように、国が神社というもの この神社行政制度の変遷のあとをふり返つてみまして、その

さらにまた大正二年にはその宗教局を、文部省に移しておると 寺局を、ことさらに神社局と宗教局の二つの局に分けたごとき、 いうことのごとき、すなわちこれであります。 それから明治三十三年に、先ほど申し上げました内務省の社

神社が宗教であるという議論をされた方は、 制度調査会というものが官制によつてできまして、この問題に れたのであります。そこで内務省の方でも、昭和四年から神社 うか、神社もまた宗教ではないのかというような議論が闘わさ されました際に、ここでまたあらためて神社は宗教であるかど 教制度調査会というのができまして、ここで宗教法案が、審議 きまして、検討いたしたんでありますが、その間におきまして に至るまで存続いたしまして、繰り返し繰り返しこの問題につ つきまして研究討議を重ねたのであります。この調査会は終戦 ところが大正十五年ころであつたと思いますが、文部省に宗 まずないと言つて

終戦を迎えたわけでございます。以来とつて参りました方針を、持ち続けまして、昭和二十年の以来とつて参りました方針を、持ち続けまして、昭和二十年の持つておられたのであります。したがつて政府もまた明治初年ますが、その他の委員は全部神社は宗教にあらずという主張をょすが、その他の委員は全部神社は宗教にあらずという主張をいい。まあ一人そういう委員の方がおられたかと思うのでありいい。まあ一人そういう委員の方がおられたかと思うのであり

そこで二十年のあの敗戦の結果、十二月十五日の、司令部かそこで二十年のあの敗戦の結果、十二月十五日の、司令部かるという前提のもとに、神祇院が廃止となり、神社に関するあるという前提のもとに、神祇院が廃止となり、神社に関する法人法の適用を受けることとなりまして、その事務を文部省に法人法の適用を受けることとなりました。その後は神社もまた宗教でら国家神道廃止という指令が出ましたので、神社もまた宗教でら国家神道廃止という指令が出ましたので、神社もまた宗教でら国家神道廃止という。

明の加護をお祈りしておるものばかりでございまして、決して 平らけく安らけく、そうしてあめの下の大みたからが栄えて、 によりまして言葉は違いますけれども、根本の精神は大御代を あめの下の大みたからを立ち栄えしめたまえ」という、お祭り めらみことの大御代を平らけく安らけくさきはえまつりたまひ、 詞にどういうことが書いてあるかと申しますと、いずれも「す当時の幣帛供進使が奏上いたしました祝詞であります。この祝 祀の中でも、一番大事な、その中心をなすものは、神職および れが私は神社の本質であろうと思います。そうしてまたその祭 それぞれその場合場合のお祭りを行なつたのでありまして、こ まして、それによつてあるいは大祭、あるいは、中祭、小祭、 国幣社については官国幣社祭祀令というものが定められており のは何であるかと申しますと、その祭祀、お祭りでございます。 私は神社で一番大事なものは何であるか。神社の本質をなすも だとかというような、いろいろな議論がございますけれども、 思いますが、神社が宗教である。あるいは御礼を出すからどう おつたかということについて、私の考えを申し上げてみたいと いはある絶対なるものへの帰依もしくは信仰というものではな しあわせに暮すことができますようにということについて、神 この祭祀は当時勅令によつて、神宮については神宮祭祀令、官 般の宗教におけるがごとき個人の安心立命を祈るとか、ある 神社制度が何ゆえに神社と宗教とを区別し、分離して扱つて

いと、私は申すことができると思うのであります。

であり日本における神社において行われます祭祀というものつまり日本における神社において行われます祭祀という言いまして、明治以来これを「国家の宗祀」と呼んでおりまして、明治以来これを「国家の宗祀」と呼んでおりましてに、親子代々世襲しておりましたが、それを廃止するようには、親子代々世襲しておりましたが、それを廃止するようにとは、親子代々世襲しておりましたが、それを廃止するようにとは、親子代々世襲しておりましたが、それを廃止するようにとは、親子代々世襲しておりました「国家の宗祀」と呼んでおりまして宗祀にて一人一家の私有にすべきにあらざるはもちろんのことに、一種独特の制度であります。その後出ました官国幣社職制などにおきましておるのであります。その後出ました官国幣社職制などにおきましておるのであります。その後出ました官国幣社職制などにおきましても、「宮司は国家の宗祀に奉仕し、祭儀をつかさどり云々」と規定されておるのであります。

他神宮、神社において行われます大、中、小の祭祀であると思即位礼に続いて行われます大嘗祭をはじめとして、さらにそのれたその御精神を、そのままお受け継ぎになるのが、すなわち うのであります。祖宗のおぼしめしの通りに日本の国をしろし り。」ところが中世以降だんだん政道がすたれて、祀典も行わ めされる。これが私は日本の国柄でなければならぬと思うので らお受けになり、そしてその御先祖が国民をおいつくしみなさ らぬというのが、当時の精神になつたと思うのでございます。 つまり日本の政治、日本の教えの根底には、祭祀がなければな た返したいという御趣旨の勅語を賜わつておるのであります。 れず、綱紀の不振を馴致した。そこでこの際祭政一致の道にま あがめ祭祀を重んずるは、皇国の大典にして、政教の基本な ります。その勅語の中にこういうことがございます。「神祗を ますのは、明治元年に明治天皇が東京に行幸になりまして数日 われておりました。私どもそれが一番よく表われておると思い と思うのであります。当時はしばしば祭政一致という言葉が使 明治維新のときの政府の指導精神というものから来ておるもの 示されているように思います。 ありまして、大日本帝国憲法の前文には、その趣旨がはつきり 後、大宮の氷川神社に御参拝になりまして、勅語を賜わつてお これはなぜこういうことになつたかと申しますと、王政復古 すなわち天皇は、日本の国をしろしめされる権能を、祖宗か

ヒ其ノ康福ヲ増進シ」云々というのがすなわちそれでありますノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ践ミ朕カ親愛スル所

いつこうさしつかえない。

その結果神社本庁というものができ、そこで神社についてのい くかということについて、非常に関係者は苦心をされまして、 せなかつたのであります。その後のいろいろの動きといたしま 人としてこれから仕事をいたして参りましようということは申 つて神祇院といたしましては、よろしゆうございます、宗教法 ときも、われわれは神社制度について、これを宗教なりとして 社が軍国主義の思想の背景であつたということには、当時承服 とを、お祈りいたしたわけでありますが、私はこれがために神 さめ、そうして早く平和の世の中にしていただきたいというこ にもないのでありまして、私共もできるならば戦争に勝利をお あります。戦争中も戦勝祈願ということはそれはいたしました。 宗教と変つておることは、その成り立ちの上から当然のことで で神社神道が超国家主義であるのかわからない。それは一般の 家の宗祀であつて宗教ではない。こういう建前で私ども仕事を あり、これを私は忘れてはならないと思うわけでございます。 変つておるものではなく、本質はどこまでも国で定めた祭祀で ればといつて、神宮、神社の本質というものは、それによつて としてくつついて来たのは、自然の成り行きでありまして、さ シの頭も信心からということわざもあるくらいであります。古 して、神社が自分たちをどういうふうにして存続をはかつてい 説明することはどうしてもできなかつたのであります。したが できなかつたわけであります。したがつて、指令を受けました いずれの国の国民も自分の国が負けることを希望する者はどこ いたして参りました。私どもの考えでは、どうもどういうわけ い神社のことでありますから、いろいろのものが、民族の習慣 以上、そういうようなわけで、終戦に至るまでは、神社は国 世間にはよく大きな木や石を拝んでおる人もあります。イワ 善後措置を考究された。そういうことになつて

きをいてす。

ります。その経営も今日のところ、順調に参つておりますこと 依然として昔に変りません。参拝者も年々その数を増加してお のでございます。しかし幸いなことに、その後国民の崇敬も、 あります。これは国史上かつて見ざる異例の措置と申すべきも 奉讃によつてこれを行わざるを得ないようなことになつたので 四年の御遷宮までは、国費によつて全部造営をし、遷宮祭を行 をとり行なうのやむなきに至りました。と申しますのは、昭和 四年に行われるはずでありました遷宮祭、御殿をお造りかえを 取扱いを受けて、今日に至つております。 社と同様に、連合軍の指令に基きまして、 宮のことについて申し上げます。伊勢の神宮も終戦後、一般神 が、しかし、これも復興計画を立てまして目下着々実施中でご 湾台風で、境内地の山林、樹木等にも相当の被害がありました は、まことにありがたいことだと思うのであります。昨年伊勢 なくなりましたので、四、五年おくれまして、ようやく民間の なつて参つたのでありますが、それは連合軍の指令の結果でき いたしまして、お移りを願う遷宮祭も、四、五年おくれてこれ 最後に、先ほどからも、皆さんからお話が出ておりました神 一宗教法人としての したがつて昭和二十

ただここに神宮にとりまして、今日最も憂慮せられますことは、その根本の大義名分が、明らかにされていないという問題と明ったとろるのか、あるいは国家とも天皇とも分離されてしまつたところるのか、あるいは国家とも天皇とも分離されていないということは、その根本の大義名分が、明らかにされていないということにだここに神宮にとりまして、今日最も憂慮せられますことただここに神宮にとりまして、今日最も憂慮せられますこと

皇室経済法第七条によりますと、「皇位とともに伝わるべき皇室経済法第七条によりますと、「皇位とともないという、制度上はがであるという解釈の成り立たんこともないという、制度上とになつております。しかしまた一面、宗教法人の所有物であつて、しますれば、それは神宮という一宗教法人の所有物であつて、しますれば、それは神宮という一宗教法人の所有物であつて、しますれば、それは神宮という一宗教法人の所有物であつた神とになつております。

でありますが、そこで第二の問題が生じます。もしそうだとすたものであつて、これは宗教法人の財産ではないと信ずるもの私どもは申すまでもなく、この神器は、天皇がお受けになつ

民統合の象徴として、公の地位をお持ちになつております。天ぬとは考えないのでありまして、天皇は憲法上国家の象徴、国 こにいわゆる由緒あるものという、この由緒あるものは、私的 えるのでありまして、私はこの辺の関係が一日も早く明瞭に国 もまた公的な性格を持つておるものと申さなければならんと考 はいわゆる由緒あるものではなくなつてしまいます。果してし けになる。これがその由緒なのでありますから、これなくして 皇が皇祖から、これをいつきまつれという御遺訓に基いてお受 し独立した今日、私どもはこのような解釈をとらなければならは、あるいはやむを得ない解釈だつたかもしれませんが、しか ものも、また天皇の私の私所有権の目的物であると解釈されて てしまつておる。また皇室経済法第七条に、いわゆる由緒ある ものであるかどうかという問題であります。学者の説によりま な所有権に属するものなのか。あるいは公的性格を持つておる 皇位とともに皇嗣がこれを受けると規定されておりますが、こ ほど読みました通り、皇位とともに伝わるべき由緒あるものはそれから第三の問題でありますが、皇室経済法第七条は、先 ことであります。現在の制度では、神宮は皇室および国家から かりとすれば、その祭祀はこれは公の祭祀であつて、そのもの て、また国家神道廃止という指令を受けておつた時代において おる説もあるようでありますが、これは連合軍の占領下にお しては、新憲法では天皇の祭祀大権というものはもう廃止され 解釈したらいいのか。われわれにはわからないのであります。 の関係を、断絶させられたままでありまして、この関係をどう れば、何ゆえに国はそれに相応する制度を立てないのかという V

てお答えいたします。すけれども、何かまた御質問でもございましたら、それによつすけれども、何かまた御質問でもございましたら、それによつその後だいぶ年月がたちますので、記憶にない点もございま

の制度として確立されますことを、希望をいたしておるも

○高田委員長 ありがとうございました。

に伺いたいと思います。 見えになつておりますから、大金さんのお話のあとで、補足的見えになつておりますから、大金さんのお話のあとで、補足的おいろいろ衝に当られましたお話を伺います。なお高尾さんもお次に当時宮内省におられました大金さんから、皇室の関係で

すから、約九カ月宮内省に宮内次官として、お勤めしたわけでおります。宮内次官をやめましたのが二十一年五月でございましたのは、終戦直前、昭和二十年の六月ころかと記憶いたして○大金参考人 私大金でございます。私が宮内次官をいたしま

ございます。

その間において、いろいろ当時内外ともに混乱をきわめておった時代であります。またもう十数年経過した現在でございますので、記憶がきわめてあいまいになつてしまつております。当時忙しくてメモも何も取つておりませんでしたものですから、当時忙しくてメモも何も取つておりませんでしたものですから、当時忙しくてメモも何も取つておりませんでしたものですから、当時忙しくてメモも何も取つておりませんでしたいと思います。ただ幸いにして、当時宮内省参事官をしておられました高尾皇室経済主管が、その当時の記録を集めて下さいましたので、この辺を申し上げて参考にいたしたいと思います。

宮内省としていたしました仕事は、皇室祭祀令の改正という 宮内省としていたしました仕事は、皇室祭祀令の改正というよっに、神道が宗教なりやいなや、あるいは天皇のおまつりというものが、天皇個人としての私的信仰なりやいなやという点につきましては、深い疑問を持つておつたのでございました。当時ただいまの飯沼先生からお話がありましたこざいました。当時ただいまの飯沼先生からお話がありましたこざいました。当時ただいまの飯沼先生からお話がありましたこざいました。当時ただいまの飯沼先生からお話がありましたこざいましては、深い疑問を持つておつたのでございますけれども、何分にも神道指令はきわめて苛烈なものでございますけれども、何分にも神道指令はきわめて苛烈なものでございました。当時ただいまの飯沼先生からお話がありましたとように、神道が宗教なりやいなや、あるいは天皇の点を争いましての人にもならない。今さらその点を争いましたので、神道指令を調べてみましたとうなおそれもございましたので、神道指令を調べてみましたというようなおそれもございましたので、神道指令を調べてみましたとしている。

その点を改めまして、皇族および宮内官が参列をしてお祭りがその点を改めまして、皇族および宮内官が参列をしてお祭りがた。したがいます。摩国幣社につきましては、神宮祭祀令によることになつております。摩国幣社につきましては、神宮祭祀令によることになつております。南国幣社につきましては、南宮幣社の規定にただし神宮のお祭りだけと申してさしつかえないわけでたのは、宮中三殿のお祭りだけと申してさしつかえないわけでだいます。で宮中三殿のお祭りだけと申してさしつかえないわけでにがいます。で宮中三殿のお祭りだけと申してさしては、東国幣社の規定になってお祭りをされる。あるいは文武百官に参列せしめるといきが大祭なり小祭なりを行わせられるときには、文武百官をひませいますが、宮国幣社に対する奉幣、その点を改めまして、皇族および宮内官が参列をしてお祭りがものもいます。

…いかの神野にのない、)には、自身居内貧にいたし、行われるという程度に、改めましたわけでございます。

りまして、そういう意味もあつて、けつきよく見込みがないと りを奉仕するというようなことは、事実上とうてい不可能であ のでありますから、神宮司庁を宮内省に包括して、神宮のお祭 は憲法改正によつて、皇室財産はことごとく国に帰属いたした また皇室財産の凍結から、皇室に対する財産税の課税、最後に 室令というものが、存在することができなくなつて、皇室令と されました。と申しまするのは、神宮のお祭りを規定すべき皇 るが、これはその後の情勢によつて、とうてい行われがたいと の方に取り込むという方針を一応立てられたわけでございます ます。しかして神宮司庁も宮内省の掌典部と統合して、宮内省 かという議がありまして、一応その方向に進んだわけでござい の祭祀に関する規定は、皇室令をもつて、規定すべきではない るので、神宮のお祭りは皇室がこれを行なう。したがつて神宮 神宮祭祀令はもう廃止せられることは当然の運命でございます いうことで、これは放棄をいたしたわけでございます。 いう見通しのもとに、遣憾ながら短い期間で、その方針は放棄 いう特別な法規はもう認められないような状態になりますし、 それから神宮につきましては、当時宮内省といたしましては

しかしながら神宮に関する限りは、従前の神宮との関係は、と皇室との関係は従来と毫も変更されてはならないというまして、神宮の方にもその議は伝えておつたわけでございまして、神宮の方にもその議は伝えておつたわけでございます。と皇室との関係は従来と毫も変更されてないものと決定いたしまして、神宮の方にもその議は伝えておつたわけでございます。と皇室との関係は従来と毫も変更されてないものと決定いたしき立て、神宮の方にもその議は伝えておつたわけでございます。と皇室との関係は従来と毫も変更されてないものと決定いたしを皇室との関係は従来と毫も変更されてないものと決定いたしを得ず国幣社に対する奉幣は、宮内省としては行うことはでとうてい行うことができない。官国幣社については、刺祭社もしくは皇室と特別の由きない。官国幣社については、刺祭社もしくは皇室と特別の由きない。官国幣社については、対象社もしては皇室と特別の由きない。官国幣社については、対象社もしくは皇室と特別の由きない。官国幣社については、対象社もしくは皇室と特別の由きない。官国幣社については、対象社もしてばれている。

れておると存じております。のでありますけれども、ただその方針だけは、今に至つて貫かのでありますけれども、ただその方針だけは、今に至つて貫かた回数を少くしたり、いろいろの節約の道を講ぜざるを得ないた回数を少くしたり、いろいろの節約の道を講がしただしこの幣帛料の供進のごときは、その後皇室財政の非常ただしこの幣帛料の供進のごときは、その後皇室財政の非常

また先ほどちよつと申しました、神社が宗教なりやいなやと

私は思うのであります。そうでなければただの空文であり空事 す。またかくのごとき行事があればこそ、天皇が象徴であると どうか。その憲法を改正されまして、象徴ということになりま とが果して個人の信仰なり、私的な行事ということができるか の平和とをお願いになつておるだけでございます。かようなこ べられてないのであります。ただひたすらに国家の安寧と世界 も個人的の安心立命とか、家庭の幸福とか、そういうことは述 おつげぶみと申しますか、そういうものを拝しましても、一言 殿ならびに神宮神社に御参拝になるときの御告文と申しますか きの祝詞を飯沼先生は引用されましたけれども、陛下の宮中三 を持たざるを得ないのでありまして、これも神社のお祭りのと 仰であり、私的行事であるかということにつきましては、疑い るいは神宮神社に御参拝になるということが、天皇の個人的信 して、私まつたく同感でありまするけれども、宮中のお祭りあ にすぎないと言わざるを得ないと思うわけでございます。 いうことにほんとうの意義が生まれて来るのではなかろうかと したけれども、象徴たる天皇の行事であると私は思つておりま いうことにつきましては、飯沼先生から詳しいお話がござい

この辺も、当時の天皇がいかに国民の上を御軫念あそばされ、こ十四日、内務大臣によつて告示されております。だされ、二十四日、内務大臣に直接仰せられております。とれば神宮式年御造営は、国家の現状を見て、これは行うことが適当でない。これを中止すべき旨を総理大臣に直接仰せられております。これか中止すべき旨を総理大臣に直接仰せられております。これが中止すべき旨を総理大臣に直接仰せられております。これが中止すべき旨を総理大臣に直接仰せられております。これが中上す一方であります。そうして内務省告示をもつて、昭和二十四年度神宮式年御造営は、これを中止せられる旨仰せいが十二月十五日であります。そうして内務省告示をもつて、昭和二十四日は内閣の大皇がいかに国民の上を御軫念あそばされ、だされ、二十四日、内務大臣によつて告示されております。

たします。何か御質問がございますれば、わかつておる限りはお答えをい何か御質問がございますれば、わかつておる限りはお答えをいいますから、申し上げることもだいたいその程度でございます。私、在職期間も短く、事、皇室祭祀に関することだけでござございます。

れておつたかを証明する、一つの道ではないかと存する次第でまた一方神宮に対してはいかに相済まないというお気持に満さ

○高田委員長 ありがとうございました。

高尾さんから。

○高尾参考人 この神道指令に関連いたしましての、宮中関係

ますが、補足的に申し上げたいと思います。報告して、何か御参考になればと思いますので、僣越でございだいたい尽きておると思います。多少ディテールを事務的に御のあらましは、ただいま大金先生のお述べになりましたことで、

宮中祭祀の問題は、二つに分れまして、一つは神宮と宮中祭祀の関連、一つは宮中だけの宮中三殿の祭祀の問題、二つでございます。この神宮と宮中祭祀の関連をどう考えていくか。そざいます。この神宮と宮中祭祀の関連をどう考えていくか。それについては、終戦当時から神道指令に至るまでの間に、多少れについては、それでは、一つは神宮と宮中祭にの関連、一つは神宮と宮中祭にの関連は、二つに分れまして、一つは神宮と宮中祭

二十年の十月でございますが、当時司令部と連絡に当つておりました終戦連絡事務局が、関係官庁を集めまして、宗教問題りました終戦連絡事務局が、関係官庁を集めまして、宗教問題の関係に触れている点がございます。それによりますと、皇宮の関係に触れている点がございますが、その中で皇室と神に対する一つの意見をまとめておりますが、その中で皇室と神に対する一つの意見をませが、当時司令部と連絡に当つておりました。

省の方でも研究をいたしておりました。されからこれは重大なことでございますが、皇内でいたいそれが十月初めころに一応まとめた意見でご込もう。だいたいそれが十月初めころに一応まとめた意見でごび一部神社に対する財政的援助は、皇室費をもつてまかなう。び一部神社に対する財政的援助は、皇室費をもつてまかなう。

その間に、先ほど前田先生がちよつと申し述べられました姉に、先ほど前田先生がちよつと読んでみますと、神宮および官幣大社のうち、若干はちよつと読んでみますと、神宮および官幣大社のうち、若干はすが、この姉崎博士のこの問題、この部分に関する御意見を、神社に対して崇敬をいたさんとする者は、個人としても団体としても自由なるべし。これは姉崎博士の御意見でございますが、この御意見に基いて研究いたしておりまとめになつておりますが、大ほど前田先生がちよつと申し述べられました姉

が売けられております。
であったの担対ないでは、神宮司庁の組織を、宮内省の組織の中に取り入れることができぬかどうか。かりに取り入れるとすれば、当時非常に巨大な組るかどうか。かりに取り入れるとすれば、当時非常に巨大な組神宮司庁の組織を、宮内省の組織の中に取り入れることができ神宮司庁の組織を、宮内省の組織の中に取り入れることができれてさし当つての問題は、神宮司庁は廃止になつた。その

ただその結果として、一番難点になりましたのは、ただいまただその結果として、一番難点になりましたが、皇室財産は今の案を取れば、皇室費でまかなわなくてはならない。これはとうてい当時の情勢として、司令部の承認が得られるわけもなく、ことに以前この委員会でも申し上げましたが、皇室財産はすでに凍結されまして、半身不随になつておる。そういう関係で一番難点は、式年御造営でございますが、その関係等からいました、とうてい神宮司庁を宮内省の組織の中に入れて維たしまして、とうてい神宮司庁を宮内省の組織の中に入れて維たしまして、とうてい神宮司庁を宮内省の組織の中に入れて維たしまして、とうてい神宮司庁を宮内省の組織の中に入れて維たしまして、とうてい神宮司庁を宮内省の組織の中に入れて維持していくということは、不可能ではないかということに、同時していくということは、不可能ではないかというとは、当時すでに進行中でござも触れられた。

りほかなかろうということで、当時の会議の記録したものがち その最後のよりどころだけを頼りにして、局面を切り抜けるよ の個人的な基本的人権として、信仰の自由は守られるという、 りましたけれども、当時の情勢といたしましては、やはり天皇 ざいますが、これはただいま飯沼先生、大金先生からお話があ ということでございます。 といたしましては、それ以外には問題を解決する道がなかつた ことについては、いろいろの御意見があると思いますが、当時 の間にかなりの推移があつたことは、申し上げられると思いま ういう通俗的常識的な解釈で、局面を打開していくよりほかな れるものとすること、局面上妥当なりと信ずる。局面上と書い 各人自由なる信仰の対象となすを得るものとし、しかも皇室に ので読んでみますと、通俗的常識的にこれを一種の宗教と見て、 よつとございまして、非常に含みのあることを書いております れるものとするという解釈が、果して妥当なりや否や、という す。この宮中三殿を奉斉することによつて、神社宗教を奉ぜら し、こちらの情勢がいろいろ変つて来る。そういうことで、そ かろうという考え方で進んでいつたわけでございます。したが てありますのは、そういう情勢を通り抜けていくためには、こ おいては宮中三殿の奉賽することにおいて、神社宗教を奉ぜら つてこの神宮に関連いたしまする事柄については、終戦の年の -月ころの考え方から動いてくる。司令部の考え方がはつきり しからば、それからあとの問題をどうするかということでご

ざいますが、祈年祭と新嘗祭の両祭だけでは、官国幣社とも皇でということでございますが、祈年祭、としごいのまつりでご官国幣社の奉幣は、ご存じのように官幣社は皇室、国幣社は国ございますが、残つている問題は官国幣社の奉幣をどうするか。それで当時やりましたことは、神宮の問題はそういうことで

室から奉幣になつていたのでございます。これも続けていきたいということを、当時の関係者は考えていたようでございます。もちろん先ほどの線に沿いまして、天皇の個人的信仰として、らの支出ということが、不可能になつて、結局は勅祭社十二社、らの支出ということが、不可能になつて、結局は勅祭社十二社、の中には、特殊なものとして靖国神社も入つておりますが、その中には、特殊なものとして靖国神社も入つておりますが、その中には、特殊なものとして靖国神社も入つておりますが、その中には、特殊なものとして靖国神社も入つておりますが、その中には、特殊なものとして靖国神社も入つておりますが、その中には、特殊なものとして靖国神社も入っております。

それから皇室祭祀令の問題でございますが、これは大金先生ただいま仰せになりましたように、問題はわりあいに簡単でございまして、一応根本的な理念的な問題を踏み切るとすれば、これは簡単でございますので、天皇が大祭については皇族、官僚を率いて親祭するという規定を削るとか、それから官国幣社の奉幣の規定を、一応法文の上からはとか、それから官国幣社の奉幣の規定を、一応法文の上からはとか、それから官国幣社の奉幣の規定を、一応法文の上からはとか、それから官国幣社の奉幣の規定を、一応法文の上からはとか、それから官国幣社の奉幣の規定を国家と関係するとか、あるいは皇室または国家の祭事、あるいは神宮造営削るとか、いわば手直しのようなことで、遅め得ることでございましたので、これはお許しを得まして、進め得ることでございましたので、これはお許しを得まして、日令部の了解を得まただいまが、これは大金先生との年の十二月の二十二日に改正をして、司令部の了解を得ましたわけでございます。

お見えになつておりますから、なんか館さんお話下さいますこ○高田委員長 なお靖国神社のことについてお詳しい館委員が何か御参考になろうかと思いまして申し上げました。たいへんに簡単で、かつ、ややこまかいお話でございますが、

○館委員 簡単に申し上げます。私靖国神社の責任役員をいたとがございましたら。
 ○対の御所管にひとつ願いたいということを考えておつたように、陸海軍がなくなりましたので、明治二年に明治天皇のおぼしめしは成り立ちから申しますと、明治五年から靖国神社として全部国費は成り立ちから申しますと、明治五年から靖国神社として全部国費で、招魂社としてでき、明治五年から靖国神社として全部国費で、招魂社としてでき、明治五年から靖国神社の責任役員をいたとがの資所管にひとつ願いたいということを考えておつたようの省の御所管にひとつ願いたいということを考えておつますが、靖しております。

法人として、今日まで来ておるわけでございます。れば存在が許されないというようなことで、宗教法人令によるけ夢神宮とは、宗教法人と看なすというので、それに入らなけてきた。そのときには、靖国神社と、先ほどお話になりましたそのうちに神道指令が出、そうして宗教法人令が二十年に出

ら、宗教法人として来ておるのであります。ち、宗教法人として来ておるのでありますかりますが、それでなければ存続できないというおぼしめしでできませっして、とても私どもは、いわゆる宗教法人法の言つておる宗したし、とても私どもは、いわゆる宗教法人法の言つておる宗したし、とても私どもは、いわゆる宗教法人というおぼしめし、げた人々の名前を、長く武蔵野にとどめたいというおぼしめし、げた人々の名前を、長く武蔵野にとどめたいというおぼしめし、

す。

は、ぜんぜん民間の宗教法人としてやつておりまだから、今日は、ぜんぜん民間の宗教法人としてやつております。ります。今日でもぜひともこれは本来国家が護持すべきものでります。今日でもぜひともこれは本来国家が護持すべきものであるというので、今運動を続けておるような状況であります。

す。簡単でございますが、それだけ申し上げます。の御霊を合祀しまして、今日に来ておるような現状でございまりますが、独立後新しい御霊を合祀するという運動を、奉讃会りますが、独立後新しい御霊を合祀するという運動を、奉讃会けないとやかましく言われて、合祀をさしとめられたわけであり、戦後総司令部の方から、新しい御霊を祭るようなことはい

○高田委員長 それではいろいろ伺いましたお話等につきまし

を全部取り上げてしまうというようなことは、その当時アメリなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましたように、いわゆる「天皇の人間宣言」と申されております年でように、いわゆる間人を配るとか、募金をするとかようなであります。で神社は、これは今諸先生方のお話に相なりましたように、いかゆる御札を配るとか、募金をするとかというような神社は、これは今諸先生方のお話に相なりましたように、いわゆる御札を配るとか、募金をするとかというような神社は、これは今諸先生方のお話に相なりましたように、いわゆる御札を配るとか、募金をするとかというようなさとは、その当時アメリなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましなおお話がございませんでしたが、先ほど私が申し上げましたように、いわゆる御札を配るといる。

のお話を伺えれば……。どうしてもこれを宗教法人として維持 をしたいと思うのでありまするが、それにつきまして、皆様方 ことを明らかにしてしまえば、それはこの憲法の二十条の規定 伊勢神宮とか靖国神社というものは、宗教法人ではないという 規定のうちに、これは宗教怯人だけでありますから、まつたく のであります。そういう点につきましては、今日憲法二十条の ころであるということを、明らかにする必要があると私は思う うものから、伊勢神宮というものや靖国神社というものをすつ んだということで、その当時のそれに賛成した人々の御精神は 法人にして財産を保持しようということで、やむを得ずやつた はいわゆる天皇の御先祖をお祭りしたところのものであつて、 ら、これはやむを得ないと思います。私どもはどうしても神宮 残念に思うのでありますが、しかし敗戦の当時でありまするか の当時の関係の皆様が反抗的態度をとらなかつたということを ば、そのお祭りをさせないのだというようなことに対して、そ ならんと、もちろん考えるのであります。宗教法人にしなけれ ました今日では、これはひとつ憲法改正の時に考慮しなければ 条に規定された当時の考えと、だいぶ国民の考えも違つて参り るのでありますが、もう独立国になりまして、この憲法の二十 ように、私は皆様のお話を承わつてみて、自分で一人考えてお まおうというような考えのために、そういうことをさせられた しなければならんという事情は今日では失われているのではな から除かれることになるのですからして、そういうようなこと かり引き離して、一は皇室の御先祖をお祭りしたところであり、 べきではありませんから、--わかりますけれどももう今日となつてはそういうことを遠慮す カさんが日本国民の一貫したる精神を、なるたけ貧弱にしてし 一は国のために一身を犠牲にしたそれらの人々の御霊を祭ると いわゆる神社と宗教を混同しておつてはいけないから――宗教 ―これは一つほんとうに宗教とい

そうして今までのように、その財産によつて継続してお祭り等つたがために、やむを得ず……財産を取り上げられないために、らの伊勢神宮なりその他の神社の持つておつた領地というものただ、あの当時もしもお前達がこれを承知せんならば、それ

するかせんかの重要な参考に供したいのでありますから、どな皆様の腹蔵のない御意見を承わりまして、私どもが憲法を改正かろうかということを考えておりますが、一つこの点について、

たでもよろしゆうございますから、ひとつお話を賜わればあり

もしたいというような考えから、やむを得ず宗教法人というこもしたいというような考えから、やむを得ず宗教法人ということを認めなければならんようになつて、この憲法の二十条のことを認めなければならんようになつて、この憲法の二十条のことを認めなければならんようになつて、この憲法の二十条のことを認めなければならんようになって、この憲法の二十条のことを認めなければならんようになって、この憲法の二十条のことを認めなければならんようになって、この憲法の二十条のことを認めなければならんようになって、この憲法の二十条のことを認めなければ、非常に参考になる。こういう意味でお尋ねしているわけです。

○前田参考人 盲の垣のぞきといいますか、最も無学な私が、○前田参考人 盲の垣のぞきといいますけれども、ますまれていくといいと思うのですが、ただを頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。ただ念頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。ただ念頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。ただ念頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。ただ念頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。ただ念頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。ただ念頭に浮んでおる感じだけを申し上げたいと思います。

ではないかと思います。

非常に多いんじやないかというふうに考えるんでございますが 生からもう少し学問的な見地から、御説明を願つたらありがた すると、残念ながら、一ぺん宗教法人に入つただけに、困難が していいと思うのですが、現状および十何年の沿革から申しま そういう国家的の一つの――語弊がありますが-神宮につきましては、皇室の御先祖様をお祭りするとか、それ 容をきれいに払拭いたしまして、そうしてほんとうの……まあ と、これは非宗教の、国家的のものであるといくら申しまして むことになつておるんじやないかと思うのです。そうなります ませんが、どうも宗教的の団体というほうに、足を余計踏み込 この区別は学問上のことにもなりますし、私などによくわかり いかがでございますか、なおこの点については、ひとつ岸本先 いうふうになりきるようにいたせば、それは私は一番すつきり から靖国神社については、いわばパンテオンでございますね、 も、そこへいろいろの議論が起こりますから、なんか宗教的内 はなくして、祈願というような要因がだんだん強くなりますと 一例をあげれば、まあ御札のごとき、ただ崇敬というだけで -営造物だと

○一松委員 私の質問の趣旨は、今あなたのおつしやつるよう

に、この憲法をそのままにしておいて、すぐに伊勢神宮、靖国に、この憲法をそのままにしておいて、すぐに伊勢神宮、靖国に、この憲法をそのままにしておいて、すぐに伊勢神宮、靖国に、この憲法をそのままにしておるわけです。

はできませんが。 ○前田参考人 ああ、そうですか。この憲法改正の問題は、私

が、御質問ですから、重ねて申し述べます。○岸本参考人(実は十二月二日にこちらの総会でお話ししまし

も、同じ点に問題があると思うのです。 点から決定すべきであろうと思うのです。神道と宗教について 方がいいか、猿と解釈した方がいいかということを憲法上の観 物学者の意見をきいてから、その上で、これは人間と解釈した う生物学的な問題があると思うのです。それについて、まず生 いつたい、自然現象としては、これはどつちなんだろうかとい 題が起つたとします。これをきめるには、憲法的な解釈の前に が、かりにあつたとします。これをなんと解釈するかという問 例をとつてみましよう。ここに人間だか猿だかわからないもの す。この前も申し上げたのでありますが、かりにぜんぜん別な 単です。しかし、問題はそれほど簡単ではないように思われま お話しがありましたが、それだけであれば、問題は比較的に簡 たから、そうではないのに、神道は宗教だと言つたのかという 問題について、申し述べます。司令部との関係で、敗戦国だつ のですが、それはあとにしまして、初めの神道は宗教かという 憲法改正の問題がありますから、問題が二つに分れると思う

れがはつきりしなかつた一番おもな点は宗教の定義問題にあつ度委員会で行われたようであります。それにもかかわらず、こ間宗教であるかないかという議論が、神社制度調査会や宗教制これについては、先ほどから伺つておりましたように、長い

たのではありますまいか。宗教であるかないかということを決たのではありますまいか。宗教であるかないかとも思うのであります。明治時代以来、そのころも、はないかとも思うのであります。明治時代以来、そのころも、はないかとも思うのであります。明治時代以来、そのころも、はないかとも思うのであります。明治時代以来、そのころも、思うのであります。神社制度調査会のような、神社は宗教にあ思うのであります。神社制度調査会のような、神社は宗教にあり間題が残つたという事実は、実は、そうとう強い反対意見が潜在していたと見てよいのではありますまいか。宗教であるかないかということを決たのではありますまいか。宗教であるかないかということを決たのではありますまいか。宗教であるかないかということを決たのではありますまいか。宗教であるかないかということを決たのではあります。

ると思います。

ると思います。

これは非常にたくさんあります。学者の議論題になりますと、これは非常にたくさんあります。学者の議論題になりますと、これは非常にたくさんあります。学者の議論の分れるところになるのでありますが、宗教は何かという定義の問題になりますが、宗教は何かという定義の問

一番普通に考えられております。

一番普通に考えられております宗教の定義というのは、これとを来つたく言えば、宗教というのは、神と人との関係であるとと、具合の悪いこともあります。たとえば、仏教、禅のようなと、具合の悪いこともあります。たとえば、仏教、禅のようなと、具合の悪いこともあります。たとえば、仏教、禅のようなと、具合の悪いこともあります。たとえば、仏教、禅のようなと、具合の悪いこともあります。そのような宗教のあると、具合の悪いこともあります。そのような宗教のあると、具合の悪いこともあります。そのような宗教のあるととを考えますと、これは宗教の一般的な定義というのは、これー番普通に考えられております宗教の定義というのは、これー番普通に考えられております宗教の定義というのは、これー番音通に考えられております宗教の定義というのは、これー番音通に考えられております。

第二番目の見解は、人間あるいは社会の持つ神聖性であります。神々しさ、ありがたさというよ方であります。これは神との関る文化現象を見なすという考え方であります。これは神との関係だけでは宗教のきめ手にならないということが明らかになってきましたので、近頃の学者がだんだん考え始めたことでありますが、この種類の定義にも、神道はそつくり入つてしまいますが、この種類の定義にも、神道はそつくり入つてしまいますが、この種類の定義にも、神道はその持つ神聖性をとくに強調する文化現象を見なすという考え方からしても、やつばり神社を対している。

というものを、もつとダイナミックに考えまして、人間にとつ三つ目に、これはもつと近ごろの考え方でありますが、宗教

ずに宗教を規定していくのであります。 私の考えております定種にいうようなことを言わな点として、「人間の問題の究極的な解決を目指す営みを中心な点として、「人間の問題の究極的な解決を目指す営みを中心私の考え方も、実は、分類すればその中に入るのであります。てのはたらきの上から空想していこうとするものであります。

す。

なつてきます。

はなくて、宗教現象のうちのそうとう周辺的部分には思えるのでありまうことになつてくると思います。その中でも、靖国神社の方がにはなくて、宗教現象のうちのそうとう周辺的部分にあるといなつてきます。靖国神社や伊勢神宮は、宗教現象の中心的部分なつてきます。靖国神社や伊勢神宮は、宗教現象の中心的部分なって、その定義にあてはめて考えてみますと、問題は複雑にさて、その定義にあてはめて考えてみますと、問題は複雑に

それで、筋が通るかどうか。一般の神社神道は、非常に特殊な 強いと言わなければならないと思うのでございます。伊勢につ 問題と結びつけているとすれば、これはそうとう宗教的性格が 百万人参拝者のうちで、八十万人まで何等かの意味で、人間の 意味で、神道は、特別な性格を持つた宗教です。しかし、伊勢 すから、人間の問題の解決ということが軽くなる。そのような うのは、神道は、神々を祀ることに重きをおく。祀りつ放しで、 定のものはことに宗教としては特殊なものになつていく。とい 形のものではあるけれども、やはり、宗教とは考えられません。 だけしか祈願しないから、自分は宗教をもつていないといつて、 自身の問題でもあります。たとえばある人が、自分は公のこと かと考えるわけであります。公のことも、広い意味では、自分 現象が宗教であるかどうかを決定する差別ではないのではない る。だから、神道は宗教ではない、という考え方がありました。 に関する事柄については祈願をしない。公のことだけ祈願をす ります。伝統的に神社の方々の間には、神道というものは個人 の場合には、それは実際問題としてどうなつておるか。かりに ェートおいて考えていきますと、日本の神道のうちの、ある特 も通用しないように思うのであります。そういうことは、ある しかし、この考え方というのは、我々の学問の世界では、どう れほどの部分の人が、伊勢神宮におまいりすることによつて、 いては、そういう問題が起きてくるとわれわれは思つておりま 人間の問題は余り立入らない傾向があります。ある意味ではで 人間の問題をなんらかの方法で究極的に解決するという点にウ 人間の問題の解決を願つているかということが、問題の点にな しかし、そういう第三の種類の定義から考えていきまして、 伊勢神宮の場合について考えてみますと、参拝者のうちのど

ように思われる。それが第一の答えであります。 ないか。それをどう解釈するか、そこに、基本的な問題がある 考えてみなければならないというところに、問題が残るのでは 問題があるのであります。そこで、どうもまず公平に学問的に があるのであります。ただ今、前田さんがおつしやつた通りの なかなか遺族にはわからない。それでは、反憲法になるおそれ の宗教の形をとつているというところに難点がある。それが、 れて考えてみますと、理論的には、その祀り方が、一つの特定 くわかるのであります。しかし、そうした個人的な感情をはな 国の手で祀つつてくれないのかという戦死者の遺族の気持はよ けているのでありまして、国のために生命を捧げたのに、なぜ、 個人的にはラジオや書いたものに対してずいぶん投書などを受 それの宗教性について、幾分研究してみる必要がある。私は、 になるのではありますまいか。そこで、靖国神社の場合には、 みなければわからないのであります。おそらく問題は七分三分 の場合実際はどうであるかは、実態を、もつと精密に観察して 靖国神社の場合には、それが、もつと薄いのではないか。こ

えば、スカンジナビア諸国に参りますと、その例を見ます。ノ にしておいても、政教分離の方さえ改めればそれでいい。たと はない。それを改めることがいいか悪いかということはぜんぜ 教の自由と、政教分離のうち、政教分離の方を改めるよりほか 宗教に対して持つております二つの根本的な原理、すなわち信 ら、国ともつと密接な関係をつけようとするのならば、今日の もし、伊勢神宮や靖国神社が宗教であるということを認めなが の問題に、その性質上、からんでくる点について考えてみます。 こととして申し上げます。別の問題として、しかし、憲法改正 んで、改正した方がいいかどうかということは、ぜんぜん別な 上げたいと思います。ここでは、将来の憲法改正の問題にから 教としながら、しかも宗教の自由は、憲法で保証しております。 では、プロテスタントが国教であります。プロテスタントを国 ルウエーでもスエーデンでもいいのでありますが、これらの国 ん別問題として、技術的には信教自由の原理の方は、そのまま どういうふうにして、その両方を両立させているかと、調べ つぎに、第二の問題の憲法との関係について、一言だけ申し たのです。よくわかりました。ありがとうございました。 が守られるということになる。そういうことを実は承りたかつ その定義に当てはまらんということであれば、私どもの考え方 にして、そうして伊勢神宮、靖国神社というものが宗教という の。宗教法における宗教というのはこういうものだというふう は別問題。わが国における憲法上の宗教というのはこういうも うことを法律できめて、そのきめ方がいいとか悪いとか、それ ば、われわれは目的を達するわけなんだ。宗教はなんぞやとい 靖国神社というものはそのうちに入らんというふうに規定すれ くかくのものを言うことにしておいて、そうして伊勢神宮とか ぞやというその定義は、この法律で、本法における宗教とはか ○一松委員 お話よくわかりましたが、要するに宗教とはなん と、問題が残るのではないか。私はそういうふうに考えます。 おつしやるように、宗教的要素を相当程度払拭してしまわない 方のまま行こうとするならば、筋を通すためには、前田先生が なものに、つくりなおす必要がありましよう。今の憲法の考え 国とを結びつけたいのであれば、そういう国の憲法と同じよう れは条件付の自由だと思います。もし、日本でも特定の宗教と ういう意味で信教が自由だということでありました。私は、こ すればよいのだそうであります。そのとたんに自由になる。そ 変りたいと思つたら、役場に行つて、私は国教はやめたと届を

指令の客観的な意義ですね。それについて簡単にお願いできた 考えですか、バンスさんの主観的な意図でなしにですね、神道 判も成り立つと思うんですね。その点からは岸本さんはどうお 弱体の客観性を理論づける根拠には、私はならんと思うのです。 目指しておらなかつたかということは、神道指令が日本国家の 格の問題ですから、その通りだろうと思うのですけれども、バ そらくそれは岸本さんが直接接して感得されたバンスさんの人 スさんの個人的な人格のお話をなさつていたんですが、私もお 国家の弱体化の目的はなかつた、その一つの根拠として、バン ○大石委員 岸本さんにお願いいたします。先ほどのお話を聞 と、神道指令は日本弱体化の一つの政策であつたというこの批 廃したということであれば、バンス個人の意図はどこにあろう バンスさんは国家を弱体化する意思はぜんぜんなかつたとして ンスさん個人の意図が、日本国家の弱体化を目指しておつたか いておりますと、二十年十二月十五日の神道指令というものは 客観的に神道指令というものが、国民統合のよりどころを

○岸本参考人 一つずつ御返事します。忘れてしまいますから。

度であります。 ただ今の問題は、二つに分けて御返事できるかと思います。一 ただ今の問題は、二つに分けて御返事できるかと思います。一 をは、おのずから別の問題があると思います。それが一つの角 をは、おのずから別の問題があると思います。といまれを申し上げた のです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということ のです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということ のです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということ のです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということ のです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということ のです。一番上層部の最高の政策がどうであつたかということ のです。それを申し上げた う意味のものではなかつたということです。それが一つの角 とは、おのずから別の問題があると思います。それが一つの角 とは、おのずから別の問題があると思います。それが一つの角 とは、おのずから別の問題があると思います。それが一つの角

二つ目の角度は、これは見解の相違でけつこうなのであります。この目の角度は、これは見解の相違でけつこうなのであります。それはいって健全になつた面もあると思われるのであります。それはいって健全になつた面もあると思われるのであります。それはいって健全になった面もあると思われるのであります。それはいって健全になった面もあると思われるのであります。

○大石委員 六分四分のその六分の方がどつちですか。いい方

○大石委員 岸本さんの判断を。

○岸本参考人(くわしい事はひとつ後の機会まであずからして、……。

○大石委員 それからもう一つ、岸本さんにこれは前の総会の○大石委員 それからもう一つ、岸本さんにこれは前の総会のの方ちわが国の憲法が宗教の自由というとと憲法外の宗教は何かということ、憲法につて精神的なものだ。精神的なものだ。精神的なものだと思うのですが、そういう点、私ども憲法をやっております者は、憲法以前の宗教は何かということ、憲法につて精神的なものだ。精神的なものだとの宗教は何かという言味においては、って精神的なものだ。精神的なものだということ、憲法につて精神的なものだ。精神的なものだという言味においては、憲法上の宗教だろうと憲法外の宗教だろうと、同じ基盤に立つた神的なもののうちわが国の憲法が宗教といって、おるものは精神的なもののうちわが国の憲法が宗教といって、おるものは情神的なもののうちわが国の憲法が宗教といって、おるものは情神的なもののうちわが国の憲法が宗教といって、おるものは情神的なもののうちわが国の憲法が宗教といって、おるものは情神的なもののうちわが国の憲法が宗教の自由といった。

つけられないというんでしようか。 ば憲法上の宗教なのか、憲法外の宗教なのか、そういう区別は その点はどうしてもやはり岸本さんのお考えでは、宗教と言え ければいかんじやないかという問題が出て来ると思うのです。 うふうな問題と関係してきまして、国家との関係が考えられな なると、個人のものは個人に、国家のものは国家にと、こうい わち神宮の国家性というものが、本質的なものだということに 家的なものと切り離しては、考えられないのじやないか。すな ものだ、こうなるというと、神宮の本性というものはまさに国 神的なよりどころとして、日本民族が持ちこたえてきておつた 神宮とかいうようなものは、日本国民の国民としての統合の精 うもやはり先ほどの飯沼さんからも出たようにですね、日本の れは考えられない問題ですから……。そういう点になると、ど な自由というようなことは、国家性を持つものについては、こ やないか。性格が国家的なものであるならば、国家からの完全 これが基本的人権としての自由というものの本質をなすものじ からではないか。国家のものは国家へ、個人のものは個人へ、 ころから考えてくるというと、国家と関係のない個人の問題だ のを、国家に対する個人の自由として保障したか、そういうと に宗教の自由というものを、国家に対する個人の自由というも

程度問題があると思うのでありまして……。
○岸本参考人 私は、それは、程度の問題だと思うんです。たらいうのです。しかし、生物学者も動物学者もみんなが猿だと思ったいるものを、憲法だけが、人間と解釈するというのでは、こうのです。しかし、生物学者も動物学者もみんなが猿だと思っれは筋が通らない、だれも承知しないと思うのです。とえば雪男が人間だか人間でないかという程度であれば、憲法とえば雪男が人間だか人間でないかという程度であれば、憲法とえば雪男が人間だか人間でないかと思うのでありまして……。

○大石委員 いや、それは承知する、しないではなくて、各国の大石委員 いや、それは承知する、しないではないかという点ですね。それまり、あるいは国家が考える宗教とするかといえば、これは国家が制度を設けるに当つて、どのくらいのものを国家が取り締

家と宗教の政教分離をやつている今日でも、それは、矛盾なくの制度になつた限りでは、国家が関係してくる。それは、今での制度になつた限りでは、国家が関係してくる。それは、今での制度になつた限りでは、国家が関係してくる。それは、今でめているけれども、それが財産を所有するというような、一つめているけれども、それが財産を所有するというような、一つがよるかもしれませんが、宗教法人などというのは、そうではなおるかもしれませんが、宗教法人などというのは、そうではなおるかは問題のポイントを取り損つて

○大石委員 ですから宗教そのものについても、憲法が問題としてもよいというのではないでしようか。これは宗教としてもよいというのではないでしようか。これは宗教としてはいけないとか、こればよいとか、憲法だから、猿を人間としてもよいとか、こればよいとか、憲法だからそれをきめてよいいけないとか、こればよいとか、憲法だからそれをきめてよいいけないとか、こればよいとか、憲法だからそれをきめてよいいけないとか、こればよいとか、憲法だからそれをきめてよいいけないとか、こればよいでしよう。憲法が問題としてもよいとか、憲法だからですが。という態度か、行きすぎると、私はやはり問題があると。という態度か、行きすぎると、私はやはり問題があるとしては、私には思われるのですが。

○大石委員 みなさんの御質問もあるでしようから…。問題点ですが、私には。

政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそうい政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそうい政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそういった考え方であつたと思うのですが、そうでもないのですか。その点はそうでないとしても、そうだとしても、今日日本の大学でも、私立の宗教大学が国家の補助を受けるというとと――憲法にしよう。宗教大学が国家の補助を受けるということ――憲法にしよう。宗教大学が国家の補助を受けるということ――憲法にしよう。宗教大学が国家の補助を受けるということ――憲法にしよう。宗教大学が国家の補助を受けるというとと――憲法にしよう。宗教大学が国家の補助を受けるというというない。無条件降伏の状況下においてすが、高田さんは先ほどのお話で、日本の神道指令というものがようか。もしそうい政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそうい政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそうい政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそうい政の面では、ずつと占領後もきておるのかどうか。もしそうい政の面では、ずつとお聞きしたかった。

得づくの問題じやないと思うのです。

積極的なやはり一つの方針から来ていましようか。行政の上で、宗教大学に補助金を出すことの合憲性について、 います。従つて先ほどからこれは神社か宗教かという問題もあ領軍として、いわば占領政策遂行のために出されたものだと思 出してもらつたんだというようなことはありません。これは占 日本の神社というものは一つの宗教だという見方をしておつた ろしいのだということで、アメリカでは当時最高方針として、 義的なものを取り払えば、一つの宗教としてこれは認めてもよ 道というものが軍国主義的なものだということで、その軍国主 とも書いてございます。だから日本の神社というのは、神社神 るわけですが、神道指令の中にはなんと申しますか、神宮のこ 上げなかつたと思うのですが、あれは別に納得して神道指令を 尋ねの神道指令、これはおつしやるような意味のことには申し ○福田参考人 いろいろのお尋ねがございましたが、最初の ない点があるのですが、福田さんどうでしようか。文部当局 題が、終戦後起つておる。その点については私は非常にわから 法下においては、ぜんぜん日本人の間では問題としなかつた問 んじやないか。こういうことですから、これは何もこちらの納 やれいかんというようなことが起つてくる。しかもそれは旧憲

それから宗教大学に対して補助金を出していいかどうか。こそれから宗教大学に対して補助金を出していいかどうか。これたおけです。したがつてそれはできないということを、同年間かたえずやつたわけですが、この一つの問題として、当時神道指令の関係から言つて、やはりたとえば宗教教育を行なつておる宗教学校には補助金は出してはいけない。こういうことを、同年間かたえずやつたわけですが、この一つの問題として、当時神道指令の関係から言つて、やはりたとえば宗教教育を行なつておる宗教学校には補助金は出してはいけない。こういうことは非常に厳格にやられたわけです。したがつてそれはできないという解釈をずつられたわけですが、しかしながら一方ですね、八十九条ととつてきたわけですが、しかしながら一方ですね、八十九条ととつてきたわけですが、しかしながら一方ですね、八十九条ととつてきたわけですが、しかしないから宗教大学に対して補助金を出していいかどうか。これは憲法第八十九条の問題にもからんで来ると思いますが、私れは憲法第八十九条の問題としているということを厳密に解釈を表しているというによります。

ていいんじゃないかというような解釈をいろいろ話して、しかは、とらなくてもいいんじゃないか。私立学校は大いに助成し考えて、憲法八十九条の公の支配に属しないというような解釈どもは司令部に、当時私立学校については、いろいろな面からするか属しないかということで、非常な論争をやりました。私するか属しないかということで、非常な論争をやりました。私

話にも、宗教的な面を全部取りのければという問題に関係して

くるのですが、私は社会現象というものは何も純粋な形におい

ては存在しない。宗教的なものが、いろいろなものが雑然とし

題になつておらん。ところが神宮の問題になつてくるというと受ける。しかもそれが憲法違反だというようなことがあまり問こそ学校行政の上でも、宗教大学でありながら、国家の補助をておるんだけれども、本質的なものが重大じやないか。だから

を出しても同じことじやないか。この点は先ほど前田さんのおが認められるならば、神宮の国家性に着眼して、国家が補助金なつておるというそれに着眼して、補助金を出すことの合憲性がくつついてきたとしても、あたかも宗教大学が一般教育を行神宮の本質ならば、その神宮の行事に現象として宗教的なものうことが許されるとするならば、たとえば国家性というものが

りますので、現状ではいたし方ないというふうに思つておりま 思うのです。すなわち出せないということになつておるのでお に対しても、これは私立学校以上にきつい制限になつておると の点から申しますと、いかなる宗教上の組織も、あるいは結社 るんじやないかと思いますので、したがつて今の憲法八十九条 つて宗教法人になるかならないかという点に、私はかかつてく 教法人であるかないか、性格的に宗教であるかないか、したが 神宮の問題については、これは宗教であるかないかの点は、宗 それでよかつたんじやないか。しかしながら今の最後の点は、 りにおいては、私どもはその八十九条の運用解釈というものは、 きるのだ。こういうような解釈をとつてきたわけです。その限 校を含めて八十九条にかかわらず、私立学校法によつて助成で いろございます。したがつて一般の私立学校に対しては宗教学 るからして、一般のただミッション・スクールといつてもいろ なくて、いわゆる宗教的な教育をやつておる学校に出すんであ 考えていたんです。したがつてまつたく宗教儀式に出すんじや ありますために、その一つの解釈立法というように私ども当時 です。ですから私立学校法もどちらかといえば憲法八十九条が そういうような考え方で、私立学校法というものを制定したん らばひとつ私立学校に対しても、助成する道を開いていきたい

田先生から御札の問題が出ましたが、先ほど私は神社の中心を 私は神宮、神社は宗教にあらずと考えております。それから前 立てるより仕方がないのではないかと私は思います。今日でも 歴史、国民生活の現実というものの根拠の上に立つて、制度を ということは不可能だと思うのであります。やはり従来の沿革、 問上の宗教の定義を、すぐ制度なり法律条文の上に持つて来る かと思うのでありまして、こういうような状態において私は学 宗教の定義をお作り願つたら、この人の数ほど出るんじやない な違うのであります。おそらくここにいらつしやる委員の方に、 定義ほど学問上多いのはないそうでありまして、人によつてみ ことについて調べをいたしました。ところが宗教というものの ごらん下さればわかると思いますが、宗教とはなんぞやという のでありまして、速記録がどこかに残つておると思いますから ないかというお話でございました。決してそういうことはない 合に、宗教というものの定義を抜きにして考えておつたんじや 神社制度調査会において議論した際に、神社の性質を論ずる場 ○飯沼参考人 関連して申し上げますが、先ほど岸本さんから 小の祭祀である。お祭りであ

区別ははつきりとさせておつたわけでございます。 職員は、待遇官吏ということにいたしておりまして、その間の の官吏でございましたが、臣民の奉賽を扱うところの神部署の 少宮司は当時のいわゆる本官でありまして、純粋の勅任、奏任 り扱つておつたのであります。そして神宮司庁の方の大宮司、 部署という別な官制による役所を設けておりまして、ここで取 ける。あるいは御神楽を奉奏するというようなことは、神宮神 のお祭りをやつております。それから臣民の奉賽と称しまして のは、神宮司庁官制による祭主以下大宮司、少宮司、弥宜がそ に区別をしておりました。すなわち神宮の公のお祭りというも すが、これは従前の制度におきましては、国のお祭りとは厳重 がお参りをして、中には神楽殿でお祭りをしていく人もありま い問題ではないかと思います。ただ神宮におきましては、国民 せることができるかということは、これは私なかなかむずかし るわけであります。どこまでを宗教的としてこれをはつきりさ 中にはお土産のかわりに買つて帰つて配るというような人もあ とは宗教的なのか、お札をもらう人にもいろいろありまして、 を奉奏するというようなことをやつております。しかしこれも をし、お賽銭をあげ、あるいは御札をいただく。あるいは神楽 国民が、神宮なり神社にお参りをしております。これはお参り しそれはどこからどこまでが宗教的なのか。お賽銭をあげるこ ですね、先ほど前田先生は宗教的とおつしやいましたが、しか るということを申し上げましたが、実際問題としてたくさんの 一般の国民がお祭りをしてお賽銭をあげる。あるいはお札を受

今、お札の授与を禁止し、神宮、神社の宗教的なものを取り今、お札の授与を禁止し、神宮、神社の宗教的なものを取りたいうごというだというお話が出ましたのでございますが、それはないかと思います。今日は国費は一文も出ておりません。終はないかと思います。今日は国費は一文も出ておりません。終はないかと思います。今日は国費は一文も出ておりません。終はないかと思います。今日は国費は一文も出ておりません。終はないかと思います。今日は国費は一文も出ておりません。終はないかと思いますが、それにないがのであれておいたのでありません。終ばないの秩序、善良の風俗にさしつかえない限り、国民が神宮、神社からお札をもらう、あるいは御神楽をあげてお祭りをするということを、とめなければならんという理由はないのではないか。こういうふうに考えます。

重要なものであると存じますけれども、現在の憲法の解釈といも、神道指令は今の新憲法ができるときの事情として、非常に〇田上委員 これは御質問になるかどうかわかりませんけれど

備えないものが、宗教法人法の適用を受けることにかなりなつ ますが、実情は私はやむを得ない、結果的に見て宗教の実質を とはおかしなことであり、法の精神に合わないと思うのであり を言えば実質が宗教でないものを、宗教法人法で扱うというこ とが、技術的に困難であるということでございます。ほんとう なたは宗教でないから、宗教法人法を適用しないと拒否するこ ると一方的に申してきた場合に、それを国家権力によつて、あ に考えましても、法律的に関係者が宗教である、宗教団体であ 岸本先生もご存じのように、われわれが常識的に見て宗教でな 問題でありまして、たとえば宗教法人法で宗教という場合は、 とは、おかしいのでございますけれども、またこれは技術的な 扱いの場合に、明らかに宗教でないものを宗教であるとするこ 意味においては法律の規定以前のものかと思うのでございます。 ざいましたので、繰り返す必要は私はないと思うのであります 宗教であるかどうか。これは前の総会にもいろいろ御議論がご まして、ただ私の一つだけ感想を申し上げますと、神宮神社が に御議論がなかつたようでありますから、それくらいにいたし も尊重さるべきものであると思うのでありますが、この点は別 れられておる範囲においては、これは憲法の原理として、 とう強く働いておりますから、これが現行憲法の中味に取り入 いものに入つておる。と申しますことは、宗教でないと常識的 ただしかし私の感想を、率直に申し上げますというと、法律の いう概念は非常にむずかしいものであり、そうしてこれはある が、岸本教授が繰り返しおつしやつておりますように、宗教と が終りましてから、指令は一切効力を失つておるわけでござい たしましては、直接考慮する必要はない。これはもう現在占領 ておると思います。 ただ問題は神道指令の内容が、憲法を作るときにそう

> かしいろいろ各方面からやかましい問題があるから、少くとも時の話では、文部当局としてはよく事情はわかる。わかるがし出せということになれば、そういう点に触れてくる。そこで当 ではない。従来から疑問があると思うのでございます。 法においても憲法違反の疑いがある。これは何も新憲法の問題 つてもらいたいという要求を出された覚えがございます。こう 表面はつじつまの合うように、角の立たないように、文章を作 ないと思うのでありますけれども、とにかく何か教義を書いて けるかどうか。実はこういうことは、法律とか政治の問題では についてもやはり人間であれば、罪人であつて、神の裁きを受 キリスト教では、人を神が裁くということがございます。天皇 そうとうむずかしい問題にぶつかつたことを存じております。 団体としてキリスト教の団体を認めるかどうかということで、 うことで、キリスト教の教義と国体との関係で、文部省が宗教 本義というか、国体に反することになるから、どうするかとい るんじやないか。そこでそういうことになると、やはり国体の においてすべて罪人であつて、本来罪人であるということにな によると、天皇もやはり人間である。人間であればキリスト教 田前文部次官と、かなり議論をしたことがあるんでございます。 教の立場でもつて、文部省の当時宗務課長をしておりました稲 しを間わず、信教の自由ということを貫きますと、やはり旧憲 いう点は、だから私はやはり宗教団体法は、神道指令のあるな は昭和十四年でございましたが、できたときに、私はキリスト そのときに一つの問題になりましたのは、キリスト教の教義

とでありまして、そういうことを美濃部先生は強く言われまし れました。もちろんその根底には、天皇は神ではないというこ とうぜん切り離すべきであるということを、 内務省の神社局と文部省の宗教局に分けておることは、とうぜ るということをはつきり申されまして、そうしてだから当時の 立場でございまして、旧憲法でこれは政教分離が明確になつて 法を習いまして、先生は先ほど飯沼さんがお話になつたような 記念論文集の中に書いておられます。私どもは美濃部先生に憲 明らかに国教であるという論文を書いておられる。どなたかの ん憲法上正しいのである。だからその意味で宗教と神社とは、 しない。もしこれが宗教であるならば、明らかに憲法違反であ て、神社に参拝するというふうなことも、必ずしも憲法に違反 社は宗教でない。だから国民の――ある意味では― おりませんから、もつばら信教の自由という方から考えて、神 またもう一つの問題は、たしか佐々木先生が、かつて神社は 強く主張しておら -義務とし

宗教である、こう考えたのはとうぜんと私は思うのであります。 瞭に神社は宗教の扱いを受けていたと思うのでございます。こ つまり戦争中はこれはもうほとんど文部省におきましても、ま のでございますが、神社は宗教であるということを、強く主張 れは政府ではございませんが、神織の方の団体であつたと思う それからまた特に私が遺憾だと思いますのは、神職の方の、こ められておつたと思うのでございますが、佐々木先生の立場、 とで正しかつたかどうか、これは非常に疑問がある。少くとも に外国人が見まして、神社の歴史というか実態をあまり知らな れは今日から見ると、これが一つの災いであつて、だから戦後 た政府一般から見ましても、国体の本義などを見ましても、明 しておりました。また美濃部先生の学説が非難されましてから、 したがつて神社は宗教でないということで、だいたいは広く認 は美濃部先生の学説がかなり通説と私は思うのでございますが たので、この点は天皇機関説として非常な弾圧を受けた。 は、非常に疑問があつたと私は思うのであります。 ありますから、その意味において神社が宗教であるということ 論理的に言えば、旧憲法以来信教の自由が認められておるんで いつた一般人なり神社方面からの解釈が、果して明治憲法のも いというと、初めから戦争中の日本の態度を見まして、神社は しかしその解釈が……従来の政府、戦争中の政府なり、そう で私どもの時代、つまり昭和十年までは、比較的昭和の初

美濃部先生の立場をとれば、戦後まさに神道指令が言つておりますようなことは、少しも不思議なことはないので、むしろりますようなことは、少しも不思議なことはないので、むしろとうぜんなことだ。つまり問題は信教の自由ということでありとうぜんなことだ。つまり問題は信教の自由ということでありとうぜんなことだ。つまり問題は信教の自由ということでありとうぜんなことだ。つまり問題は信教の自由ということであります。

社が宗教であり、しかも同時に国民になんらかの義務を伴うこれに疑問がございまして、宗教はかなり排他的なものである、非常に疑問がございまして、宗教はかなり非他的なものでありませい。でありまは、そうとう不合理なものだと思うのでございます。でありまは、そうとう不合理なものだと思うのでございます。でありまは、そうとう不合理なものだと思うのでございます。でありまは、そうとう不合理なものだと思うのでございます。したがつになると、かなりこれは無理がある。少くとも私自身にとつては、そうとう不合理なものである、非常に疑問がございまして、宗教はかなり非他的なものである。

ないと思うのでございます。とになりますと、とうてい憲法の解釈として認めることができ

しかし、美濃部先生も言つておられますように、これは信教であるといたしまして、その信仰を国民に強制しないという教であるといたしまして、その信仰を国民に強制しないというとであれば、それほどやかましく考える必要はないし、岸本教授の方では、あるいは御議論があるかと思いますが、一応制度的に、宗教と神社とを切り離すことができるといたしますと、憲法上はなんとか説明がつく。ただしかし新憲法は政教分離を憲法上はなんとか説明がつく。ただしかし新憲法は政教分離を憲法上はなんとか説明がつく。ただしかし新憲法は政教分離をして神社を宗教と見ると、私はこれを国と結びつけることがむして神社を宗教と見ると、私はこれを国と結びつけることがむして神社を宗教と見ると、私はこれを国と結びつけることがむして神社を宗教と見ると、私はこれを国と結びつけることがむます。

しかしその点、私個人の考えでは、神社を一応普通の意味のしかしその点、私個人の考えでは、神社を一応普通の意味の日本によりましたように一応説明がつくとすれば、現在の政教分離を認める場合でも、必ずしも国家とそれから特殊な神政教分離を認める場合でも、必ずしも国家とそれから特殊な神政宮との結びつきを必ずしも憲法違反とは考えないのでございますが、これはしかし意見になりますから、あまり申し上げることはさしひかえたいと思います。

神社の宗教の意義が幾分不明確であるということと、憲法で神社の宗教の意義が幾分不明確であるということでありまるというのか。あるいはそれがたとえば信教の自由ということおるから、この理由のいかんを問わず、とうぜん無条件に考えるというのか。あるいはそれがたとえば信教の自由ということに重点があつて、そうしてその立場からそれに明らかに矛盾するような限度において、政教分離を考えるということでありますと、いくぶんその分離につきましては、幅のある解釈の余地もあるのではないか。

思います。
思います。
思います。
なの申し上げますのは、憲法改正をしなくても、現行憲法の私の申し上げますのは、憲法改正をしなくても、現行憲法の私の申し上げますのは、憲法改正をしなくても、現行憲法の

ります。きようも、うつかりするとそれになりますので、そのれを乗り越えて、論理の矛盾を冒してしまうことがしじゆうあのですが、ひとつ特定の問題で議論していますと、知らずにその岸本参考人 別に今おつしやつたことに対する意見ではない

にで申し上げておきたいと思います。それは、靖国神社と伊勢点で申し上げておきたいと思います。それは、靖国神社と伊勢点で申し上げておきたいと思います。それは、靖国神社と伊勢神宮だけをとりますと、問題が非常に複雑になつて参ります。たとえばで活動しておるものも相当にあるようであります。これは、はつきり宗教の形態を備えています。ですから、それを区別する必要がある。伊勢神宮だけを単独の問題として議論しておいて、その議論の結論が出ると、その結論だけを神社全部に及ぼすということになりますと、論理の本質をおかす危険があるということで申し上げておきたいと思います。

すか。
○広瀬委員 大へんむずかしいお話でしたが、私はまず簡単な

○高尾参考人 内廷費でございます。

すか。宮廷費で出してよさそうなものですが。の自由という見地に立つて、お参りをなさるからということでの自由という見地に立つて、お参りをなさるからということでの広瀬委員 それはやはり個人たる天皇の基本的人権たる信仰

○広瀬委員 では公の立場においてお参りをなさるということに違反する疑いがあるという理由でございます。

ないかと思います。○高尾参考人 現行憲法のもとにおいては、疑問があるのではになれば、宮廷費でいいわけでありましようか。

○広瀬委員 これはやはり公私の関係から。

ういうふうに考えますか。

ではないかと思います。 行なわれた時代がございます。しかしこれは何年くらい続きま の道を国民に説きあかす。それを宣布するというような運動が 初年には大教宣布というような運動がありまして、つまり惟神 国教というような言葉を使つたことはございません。ただ明治 宮なり神社というものは、宗教でありませんから、したがつて ○飯沼参考人 国教という言葉は使つておりませんでした。神 したか、おそらく私は明治十年ころまでには終つてしまつたの

た。祭政一致ということも。 ○広瀬委員 それから宗教にあらずということは、 動かなかつ

やはり政教の基本だという精神は残つておるものと解釈してお の道は皇祖皇宗の遺訓にして」と仰せられておる。それは私は ました憲法の前文、それから教育勅語などを見ましても、「こ 出ております。しかしその後は公の文書の上に祭政一致という ような言葉は使われなかつたんじやないかと思いますが、しか ○飯沼参考人 祭政一致という言葉は、明治初年にはたびたび しその精神は制度のかげに残つておつたと思います。先程引き

問題でしようかどうなんでしようか。 うすると神宮は宗教であるということを是認した上での神器の これが一番大きな問題だというふうにお話になりましたが、そ ました。これは参拝も公か私かということに関係するんですが、 神宮の問題、御鏡の問題、これが公か私かということがござい お話のうちに、神宮で一番大きな問題とおつしやつた言葉に、 ○広瀬委員 もう一つ。なお先ほどの、伊勢神宮の問題の際に

まして、現在の制度というものははつきりと前の憲法の精神と 弱体化の意味でやつたとかどうだということは別問題といたし それはまあどういう精神でやつたかということは、かりに日本 られるのですが、そこで一つ現在の制度というものはですね、 なさん神社と申しますか、あるいは宗教に深い関心を持つてお たらいいのか。私にはわかりませんということを申し上げた。 によつて、律せられる。一方において皇室経済法。どう説明しにはわからないということ。一方において宗教法人というもの ○飯沼参考人 そこでそれをどう解釈したらいいのか、私ども ○広瀬委員 思つておらないが、一番大きな問題だというのは も違つてきておる。それの影響ですね、というのは憲法施行後 ○広瀬委員 今度は前田先生に、御意見を伺いたいのです。み ○飯沼参考人 いや、私は宗教だと思つておらないのです。

> 前田先生のお立場なりでお話願いたい。 ものを飯沼さんのお立場なり、大金さんの立場なり、あるいは な工合に影響を与えているかということについて、何か著しい と具体的に言えば、国民道徳とか宗教的の情操の問題であると ような問題について現在の憲法ならびに宗教法人の制度がどん か、あるいは政治的にも影響があると思うのですが、こういう 十五年になつておるが、これが国民生活というかあるいはもつ

てはだいたいにおいて現在の通りでけつこうだと考えておりま ついてはなんか割り切れない感じを持つんですが、それを除い く然ただお前の印象はどうかというお尋ねならば、ぎこきちな どうもお答えをする資格があるかないか、疑うわけですが、ば ○前田参考人 私は深くそういう問題を調べておりませんので い点はありますけれども、ことにそれが伊勢神宮と靖国神社に

ぜんぜん触れておりませんので、よく実情を存じませんけれど きましては、神宮を除いては指令の出ましたあとの神社には、 ○飯沼参考人 私は先ほど申し上げました通り、神社関係につ も、お尋ねはなんといいますか、世間が……。

影響を与えたか。著しいものでお感じになつておるところを伺 国民の宗教情操の上に、あるいは政治の上に、どういうような ○広瀬委員 世間にどういう影響を与えたか。国民道徳の上に

間が近ずこうという努力、そういうものがぜんぜんなくなつて へきておる。これは非常にいいところではないかと思いますが○飯沼参考人 私は非常に自由になつて、国民がのびのびとし ういう精神的な問題を強制してみても仕方がない。しかしなに また強制した事実も少くとも内務省においてはありません。ほ を私は考えておる。決してそれを強制するつもりはありません。 社の制度についても考えてみるべきではなかろうかということ やなかろうかと私は考えます。やはりその点において神宮、神 近ずいていこうという道義的な気風がなくなつてしまつたんじ しまつたんじやないか。なるべくそういうものの理想的な形へ つて、つまり神様というものは最も理想の完全な形。それに人 出たわけでありますけれども、しかし一般の国民の常識から言 なつておるんじやないか。神道についてああいうような指令が が見失なわれている。少しでも理想に近ずこうという点がなく しかし、教育の面でも、政治の面でもやはりなにかよりどころ かの方でどういう運動が行われたかは存じませんけれども、こ

○大金参考人 私申し上げるのは、だいたい飯沼さんと同じこ なかろうかということを考えます。

この点を私は考えております。 の御心配になつたようなことが、いよいよ深くなりはせんか。 て神職界そのものの立て直しをしなければ、こういう飯沼先生 います。これはやはり国家でありますか、国民全体の力をもつ 社のうちにも堕落したものが多くなつてきたんじやないかと思 指導力を失なつたといいますか、非常に悪い言葉を使えば、神 てしまつたといいますか、理想を失なつておるといいますか、 ます。その反面、一般神社界というものが、非常に調子が下つ とで、そういう方面のことについては心配しておる一員であり

うのですが、ただそこに一つ伺いたいのは、日本の憲法という 尊重しますから、のんびりとしてきた。非常にけつこうだと思 どこにおいても、よく今度の憲法改正の機会において、宗教は 津々浦々までいつてしまうことが困つたことだ。政治の上にも、 いう点から私は全国的に神社が頽廃するということが、やはり が誤解に出発していやしないかという気がするのですが、そう きほぐしてやらなければいけない。そう考えますと、憲法自体 これをアメリカさんがやつぱりわからなかつたんですから、解 それは先ほど来お話の告文でも、祝詞でも、平和と繁栄を祈る。 はなんといつてもそういう形でできておるんだと私は思います。 ろに誤解がある。その誤解を解かなきやいけない。現在の憲法 り日本の神社が日本の軍国主義の根底であつたと解されたとこ だ現在の憲法のいき方は、あまりに行きすぎじやないか。つま なことは私は思いません。宗教は自由でいいと思うのです。た つであります。そういうものがこのままでいけば、私は全般的 国固有の生命となれば、やはり神社なんか日本固有の生命の一 の生命をにぎらなければならんというのが私の考えです。日本 なくなるんじやないか。日本国憲法の特色はやはり日本国固有 のです。こういうことで、実は日本国憲法の特色というものは 行憲法のままでいけば、それがだんだん進むことになると思う ういうものがだんだん荒廃をする。こういうようなことが、現 行くが、神社というものは津々浦々にまであるわけですが、そ いいとお考えのようですが、私ども田舎に育つて、田舎に始終 および靖国神社の問題は、少し割り切れないが、ほかの問題は ものが、もし現在のままでいつたならば、まあ前田先生は神宮 ○広瀬委員 もう一つ。そこで憲法全体が非常に国民の自由を に頽廃する。さりとて決して宗教の自由を禁止しろというよう

のはー それはむろん是正しなければならんと思うのですが、第二段の 最近「日本歴史」という本を出しましたが、その中で神道につ 思うのです。現に日本通の学者たるサー・ジョン・サンサムが うように考えておつたということは、これは著しい誤まりであ うようなとんでもない軍国主義の一番もとの動力であつたとい この神道を、なんか軍国主義の、ことに世界を征服しようとい ○前田参考人 ただいまのお話の中にあります占領軍その他が う影響を与えるかということについての考え方をおききしたい の点を伺いたい。憲法をこのままで、国の政治の方向にどうい 非常にあなた方重大なお立場におられるから、なんですが、そ は、いかにも行きすぎな感じがするというように思うのですが うなことをしきりに説明されておりますが、今の憲法の書き方 操はどこまでも高めていかなければならないのだ。こういうよ を変えなければならんというように考えられるかどうか。そこ そういう思想を是正しなければならないから、今のような憲法 はいま識者の間には非常に多いと思うのであります。ですから ないことだということを述べておりますが、そういう解釈の人 これが恐るべき軍国主義の動力だなんということは、とんでも 拝というものが加わつたもので、ある一部の人の言うように、 いて説明をしておる。その説明によりましても、神道というも つてですね、その誤まりはむろん明らかにしなければなりませ れども――一種の自然に対する愛から発足して、それに祖先崇 て、今日学識のある人は、もうそういうことを言つておらんと んし、また外国人も近ごろはだいぶそれは気がついてきておつ ―これもまたいろいろ異論が出て来るかもしれませんけ

せんが、私は結論だけ申し上げます。 はちよつと私は飛躍しておるんじやないかと思うのです。 その議論をやりますと何時間もかかりますから、申し上げま

○広瀬委員 それは私は言葉が足りなかつた。

やはり一方において大祭主として、神宮をお祭りになる。三殿 その点だけについては、私はそう考えます。 国民統合の象徴であられることになるんじやないか。少くとも のお祭りをなさる。そこで私は初めてほんとうの日本国の象徴' かと思います。つまり国の象徴、国民統合の象徴たる天皇は、 という国の方針が立ちさえすれば、さしつかえないのではない ○飯沼参考人 私は今の憲法でも、神宮が、神社が宗教でない

○飯沼参考人 私は宗教でないと申すのですから、さしつかえ ○広瀬委員 それから八十九条、皇室その他……。

> いう気持になるでしようか。宗教でなければこれは自由なんで にレジスタンスがないですか。あるいはそれはいかんと、こう キリスト教に改宗されるという決意をされた場合にね、神道側 ○高柳会長 非常に素朴な質問ですが、神道が宗教かどうかと しよう。 いうことに関して、ちよつとお尋ねしますが、天皇がたとえば

ヨックでしような。 〇岸本参考人 それは、 神道者にとつては、少くとも非常なシ

○高柳会長 そうなると非常に宗教的エレメントが強いんじや ないですか。

いうように考えられます。から今、おつしやつたことも、そういう線の自然の現われだとは、特殊のものを除いては、七分までは宗教であります。ですは、特殊のものを除いては、七分までは宗教であります。です ○岸本参考人 私の理解では、なんと申しても、神道というの

○飯沼参考人 それはだれでしようか。神道というと神社関係れはけしからんというレジスタンスを感ずるか。 ○高柳会長 天皇がキリスト教になられる場合に、 神道の方で

○高柳会長 神社関係者ですね、 神職。

だと思いますね。 ○飯沼参考人 レジスタンスどころじやない。非常なショック

○飯沼参考人 神社ですか。 認定されても仕方がないじやないですか。 ○高柳会長 そうなると、非常に宗教的なものだというふうに

○高柳会長 宗教の自由であるから、キリスト教に改宗されて もそれはけつこうだ、神道というのは宗教でないんであるから

○飯沼参考人 それは法律論としてですね。

があつたら、それはレジスタンスが起る……。○飯沼参考人 私はただ社会現象として、むろんそういうこと ○高柳会長 いや、そうでなく社会現象として。

○高柳会長 だから神職の人は、やはり宗教だという意識が非 常に強いんじやないですか。

そして神社本庁に加わつておるんですから、そういう人はある ら好んで宗教法人を名乗つて、宗教法人なりとして組織を改め ○飯沼参考人 それはあるいはその指令が出たあとで、みず いは宗教だと思つている人もあるかもしれません。私のは私個

> おるところじやないかと思うのです。 ね、そこのところは素朴な質問だけれども、ポイントに触れて 皇はキリスト教になつては困るとこういうふうに感じるかです れはキリスト教であろうがマホメット教であろうが、信仰は個 を憧憬するような念から出ているかどうかテストする場合にこ んとうに宗教にかかわらない、神道というものは昔からの祖先 人の自由で、天皇といえども自由だというふうに考えるか、天 つまり社会心理的といいますか、そのテストをする場合に、ほ ○高柳会長 つまり宗教であるかどうかということの外部的

スを感ずるだろうと思います。 神職関係の人たちがそういうことを聞いたならば、レジスタン いつこうさしつかえないかもしれません。ただ実際問題として ○飯沼参考人 法律上は宗教の自由で、何を信じようとそれ

それは象徴という憲法の認めた公の地位にある人の祭祀だ。だ 皇なんというものは今の憲法においてはない。天皇は国家の象 うふうにお聞きしたんです。その点は私も同感なんですが、そ は正しくないと思うのですが、この点高尾さんどうです。 自由な伝統的なものを守つていこうという、その骨子はわかり 政策からやむを得ずそうすることによつて、占領軍の圧迫から 的人権を根底にした行政事務の執行というのは――これは占領 からどうも憲法論として厳格にいけば、象徴でない天皇の基本 との関係でも、象徴としての天皇の祭祀ということになると、 憲法論としては考えられないのではないか。そうしますと神宮 徴なんだ。だから象徴でない個人、人間の天皇というものは、 というものは天皇一身に専属する性格であつて、象徴でない天 れは今の憲法でも天皇は国家の象徴なんだから、しかも象徴性 というものを根底にしての取り扱いには、疑問を持たれるとい のお考えとしては、今の憲法下においても、個人の基本的人権 つておられるように聞いたんですが、ところが大金さんの個人 は、天皇個人の基本的人権をよりどころとして、実際行政をや 際の行政事務の執行のよりどころとして、神宮と皇室との関係 ○大石委員 高尾さんにお伺いしますが、先ほどの宮内庁の ○高尾参考人 先ほど申したように、個人的、基本的人権とし ますけれども-―理論的にはどうもそういう事務の執行は、

それ

維持がいかんのみならず、

が非常に厳格でございまして、

は、そういう意味ではございませんで、もつぱら憲法八十九条 うことでございまして、現在宮中行政としてやつておりますの ために、それ以外には方法がないという見通しで、やつたとい て、三殿を奉斉すると申しましたのは、戦後の情勢に対応する

て扱つておるということでございます。つておるわけではございません。もつぱら八十九条の問題としつておるわけではございません。もつぱら八十九条の問題ととで、憲法八十九条のもとではいかんともしがたいということでで、憲法八十九条のもとではいかんということになつておりますのに便益を与えることさえいかんということになつておりますの

今日までずつときておるということなんですね。○大石委員 そうすると八十九条の解釈が厳格だ厳格だとおつ

○高尾参考人 現在の八十九条が、神宮の奉斉が宗教でないというふうに考えます。

○大石委員 先ほどの飯沼さんの御意見でございますが、さつ ○大石委員 先ほどの飯沼さんの御意見でございますが、さつ これは飯沼さんの立場から簡単に見えるのですがね。何もキリスト教だから、マホメット教だから、仏教だから、大本教だからではない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だな地位にはない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だな地位にはない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だな地位にはない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だな地位にはない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だな地位にはない。常に国民全体の上に立つ。統合象徴の地位だなり、宗教あるいは個人生活の面においても、いわゆる天皇になるべくはその点においては、個人的宗教とは無関係でありたいという、そういう希望なんじやない宗教とは無関係でありたいという、そういう希望なんじやない宗教とは無関係でありたいという、そういう希望なんじやない

○飯沼参考人 いや、実は私、今会長からお尋ねになつたよういうことがあろうとも考えません。 ○飯沼参考人 私はそういうことは希望もいたしません。そうが、なかなか複雑にお答えになつておつたから。 えておつたが、なかなか複雑にお答えになつておつたから。 えておつたが、なかなか複雑にお答えになっておりません。 ○飯沼参考人 私はそういうことは希望もいたしません。そうからごとがあるうとも考えません。

○黒田専門委員 岸本さんに簡単にお伺いするのですが、きよ

つしやいますでしようか。

○岸本参考人 私どもが、日本の宗教等を考えますときには、○岸本参考人 私どもが、日本の宗教等を考えますときには、近教渡来以前からを考えるのが普通です。そのような長い間で仏教渡来以前からを考えるのが普通です。そのような長い間で仏教渡来以前からを考えるのが普通です。そのような長い間でと考えられるというのが、だいたいの宗教学者の常識といつてと考えられるというのが、だいたいの宗教学者の常識といつてと考えられるというのが、だいたいの宗教学者の常識といつてと考えられるというのが、だいたいの宗教学者の常識といっているのであります。

それは明治初年以前、徳川末代までの神社というものは、海 されは明治初年以前、徳川末代までの神社というものがあるということは、ほとんどの神職は、考 まじないなんかやつているとこれは非常に敬虔な理想的な見解だつたと 要素は除いて、もつと洗練した高いものに作り上げようとしている気運が動いた。これは非常に敬虔な理想的な見解だつたと思うのです。そのようなわけで、この人々は、その洗練された ものを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつものを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつものを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつちのを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつちのを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつちのを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつちのを神道と呼んで、ほかのものを宗教とみなした。したがつちのは、前にはいまれば明治初年以前、徳川末代までの神社というものは、御りました。非常に恥としたものです。その伝説がずつと続いてあります。あの神職は、海とれば明治初年以前、徳川末代までの神社というものは、海のは、御みたいなものがあるということは、ほとんどの神職は、考れば弾みたいなものがあるということは、ほとんどの神職は、考れば弾みたいなものがあるということは、ほとんどの神職は、考れば弾みたいなものは、海には、大きないというない。

ねばならない点だと思います。際の問題としては非常に開きがあるということは、考えておかという言葉と、われわれが考えている宗教という言葉には、実意味での神道と宗教、つまり神道家が明治以後考えて来た宗教えの中に入れていなかつたという現実があるのです。そういうえの中に入れていなかつたという現実があるのです。そういう

のでありますけれども、なんかそういう点で御感想でありまし よつと違うように私は思うのですが、少し窮屈すぎるようなも ものを参考にしてお考えになつておつたのか。アメリカともち 分離を受け取つておる。一体これは何を根拠にして、どういう の政府の受け取り方が、あまりになんというか杓子定規に政教 議論するのはあるいは筋違いかもわかりませんが、どうも従来 るわけでありまして、日本の憲法の解釈として、これはここで もちろん国によりまして、この分離を認めないものもかなりあ ているというふうに見る根拠はあまり私はないと思うのです。 のような宗教的な立場において、教会と国家との分離を要求し を今の日本の憲法が、かつてのフランスあるいはソビエト連邦 子定規の議論であつて、この点のお手本だと思うのですが、ア 彩を払拭しなければならないというのは、これはあまりにも杓 ういう形式まで、すべて国の公の行事の場合には、宗教的な色 これはもう議論の余地がないと思うのでありまして、だからそ スト教の信仰を抜きにしてああいう形式が成り立つのかどうか カの場合でも、大統領が就任をするときには、宣誓の場合キリ アメリカ合衆国の制度だろうと思うのですが、たとえばアメリ えば政教分離が一番強く言われる日本の憲法の模範になるのは は厳格な、そこまでこまかく要求しておるものかどうか。たと たが、私ども疑問に思いますのは、政教分離というのは、それ 的な行事をすることは、確かにいけないこととされておりまし ども、公葬と言われましたか、なんか国の施設でもつて、宗教 メリカがどうもそうなつていないように思うし、またもしこれ ○田上委員 福田さん先ほどちよつとおつしやつたんですけ

○福田参考人 確かに田上先生のおつしやるように、その点は ○福田参考人 確かに田上先生のおつしやるように、その点は があつたと思います。 です。と申しますのは、この公葬の禁止というのは、当時は神です。 と申しますのは、この公葬の禁止というのは、当時は神 非常に私ども事務をとつておりましても、窮屈な思いをしたの 非常に私ども事務をとつておりましても、窮屈な思いをしたの

者の場合でございます。したがつて、戦没者の葬儀の際に、なそれからもう一つ、戦後公葬が行われたのは、主として戦没

こざら草に日してし、『女養代と半っなって尽)草養等ついては、特に厳重にやられたと思います。の注意をかなりひいた。こういうような点からも、公葬の点ににか軍国主義的なことがありはしないかということが、占領軍

ただ公葬と申しましても、宗教儀式を伴わない文民の葬儀等ただ公葬と申しましてもなく、ある程度の慰霊的のものは認めております。ただとでもなく、ある程度の慰霊的のものは認めております。ただとでもなく、ある程度の慰霊的のものはよろしいと、こういうよたんじやないかと思うのです。

でも、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いる場合は、これはやはり従来の慣習からいくと、多くは神道のる場合は、これはやはり従来の慣習からいくと、多くは神道のしかしおつしやられるような点で、たとえばアメリカあたりしかしおつしやられるような点で、棟上げの儀式を神道でやつてはいけない。これはやはり従来の慣習からいくと、多くは神道のしかしおつしゃられるような点で、東上げの儀式を神道のというないのでも、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、これに対して、

で現在はいつておるんじやないかと思います。とういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういう点はだんだん私ども反駁しながら話をしたんでます。そういう点はだんだん私ども反駁しながら話をしたんでます。そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、そういうキリスト教の儀式を伴う場合があり得ると思いても、

○田上委員 もう一つ岸本先生に今の点でお伺いしたいのですればならないかどうか。 いが、政教分離というのは、それほど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、それほど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、それほど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、それほど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、それはど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、それはど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、それほど厳格なものかどうか。だいが、政教分離というのは、そうなるとその根本は、信教の自由というのはであり、には、では、というのは、そう成格に宗教的に何も色のつかないように行事をしなければならないかどうか。

はないかと思いますけれどもいかがですか。だからちよつと今の終戦後の日本の受け取り方が、少し極端で表的な制度だと思うのでありますが、そうもなつておらないし、これは私はだいたいアメリカが、一番政教分離においては代

○岸本参考人 結論的に申し上げますと、私は厳しすぎるといりにでいてしまったと考えております。それを申し上げてみますと、私は、これは二つの力が倍にす。それを申し上げてみますと、私は、これは二つの力が倍にす。で、行き過ぎているように思つております。なぜ行きすぎう点で、行き過ぎているように思つております。なぜ行きすぎう点で、行き過ぎているように思っております。なぜ行きすぎり点で、行き過ぎているように思って行っています。

一つの理由であります。
一つの理由であります。
これは、司令部の人達の頭の中に、ほかにモデルがなかつたからだと思います。政教分離というのは、アメリカがなかつたからだと思います。政教分離というのは、アメリカでわれているパターンでありまして、ですから、それを日本で行われているパターンでありまして、アメリカに原型になるパーつの理由であります。

ところが、たまたまその力を強化するようなもう一つの理由ところが、たまたまその力を強化するようなもう一つの理由ところが、たまたまその力を強化するようなもう一つの理由ところが、たまたまその力を強化するようなもう一つとして、おのずから、関家から切り離されてしまう。そのような考え方が、もう一つ、はたらいたのであります。従つて、この二つの力が合わさつて、はたらいたのであります。従つて、この二つの力が合わさつて、はたらいたのであります。従つて、この二つの力が合わさつて、はたらいたのであります。従つて、この二つの力が合わさつて、はたらいたのであります。そのような考え方が、もう一つ、はたらいたのであります。そのような名方が、もう一つ、はたらいたのであります。そのような名が、神道関係の方や小学校の行事なんかで、たくさんのけますが、神道関係の方や小学校の行事なんかで、たくさんのはますが、神道関係の方や小学校の行事なんかで、たくさんのがな行事をやつては、司令部に罰せられております。伝統的な神道的な行事をやつては、司令部に罰せられております。ところが、たまたまその力を強化するようなもう一つの理由ところが、たまたまその力を強化するようない。

質問が別にございせんでしたらば、本日の会はこれで終了いなつておりますのでなんか御質問ございましたら……。天皇の人間宣言について記事を書かれた藤樫さんもお見えに

うざいました。それじやどうも参考人の方々はお忙しいところをありがとう

と思います。その点いかがですか。実際についての調査というものは、一応終ることにいたしたい予定によりますと、だいたい今日をもつて天皇に関する運用の予よつと委員の方に次回のことで相談いたしたいと思います。

○高田委員長 総会から付託された調査事項につきまして、ま思います。

てきましてに最高法規の選用の著語の方法や調査専項に関して、各位からいろいろ御意見を伺いたいと思います。の会議は三月二十四日、第四木曜日に開催することにいたしまのて、当日は最高法規について、特に御研究になつている方にして、当日は最高法規について、特に御研究になつている方にして、当日は最高法規の選用の著語の方法や調査専項に関して、というところによりででいる。

午後五時十三分閉会

出席委員

元三郎、広瀬久忠、八木秀次荒木万寿夫、富田健治、天坊裕彦、村上義一、大石義雄、高田

委員以外の出席者

会長 高柳賢三 副会長 山崎巌 副会長 矢部貞治

委

専門委員 黒田 覚、佐藤 功

次郎、高尾亮一、藤樫準二 参考人 岸本英夫、前田多門、福田 繁、飯沼一省、大金益